

2 資産凍結措置への対応

880

昭和16年7月12日

松岡外務大臣より
在米国野村大使、在サンフランシスコ
武藤(義雄)総領事宛(電報)

在米日本資金凍結の風説頻りにつき遺漏なく
対処方訓令

付記一 作成日不明、亜米利加局第一課作成

「米國ノ資金凍結令發動ノ場合ニ於ケル對策」

二 昭和十六年七月九日、大藏省作成

「米國ニ於テ本邦ニ對シ資金凍結令ヲ發動シ

タル場合ノ對策ニ關スル件」

本省 7月12日後7時発

合第一四九六號(外機密)

在米本邦資産凍結ノ噂頻リナルニ付萬遺漏ナキ様手配アリ
タシ

米大ヨリ中南米各館へ轉電アリタシ

(米宛二八)加、墨、ニューオルレアンス、紐育ニ轉電シ市

俄古、「ヒューストン」ニ轉報アリタシ

墨ヨリ「メキシコ」、「メキシカリ」ニ轉報アリ
タシ

加ヨリ「オタワ」ニ轉報アリタシ

(桑港宛二八)ホノルル、羅府、ポートルランド、シアトル、

晚香坡ニ轉電アリタシ

(付記一)

米國ノ資金凍結令發動ノ場合ニ於ケル對策

(米一)

帝國政府ノ〇〇進駐(乃至ハ北方攻略)ノ風説既ニ米國ニ傳
ハリ輿論ヲ刺戟シ始メタルニ對應シ米國政府トシテハ斯ル
場合國內的「チエスタヤー」ノ意味ニ於テ將又日本ノヨリ
以上ノ冒險ヲ牽制スル趣旨ヨリ本邦ニ對シ資金凍結令ヲ發
動スヘキ公算極メテ大ナリト認メラル

斯ル場合ヲ豫見シ防衛的措置乃至報復的手段ニ關シテハ大

藏省ヲ初メ關係方面ニ於テ銳意考究一部實施中ノ趣ナルモ外務省政務局ノ立場ヨリ本件ニ關スル見解ヲ左ニ述フヘシ

(一)太平洋ノ現狀維持ハ米國國策ノ最重要項目ノ一タルニ鑑ミ我方ノ○○進駐ニ對シテハ國民ノ手前ヨリスルモ何等カノ措置ニ出テサル可カラサル立場ニ在リ之カ爲米側カ前記措置ヲ採リタル場合我方ニ於テ所謂「齒二齒、目二目」ノ譬ノ如ク報復的ニ同様ノ措置ヲ講スルニ於テハ米側トシテハ更ニ米國民ノ手前一層強硬ナル對日措置ヲ採ルノ已ムナキニ至ルヘクステ日米關係ハ惡化ノ一路ヲ辿リ兩者ノ一方カ屈服スルカ然ラスンハ戰爭終結ニ至ル迄局面打開ノ途ナキ狀態ニ立到ルヘシト認メラル

就テハ必スシモ報復手段ノ形式ヲ採ラストモ現行爲替管理法ノ運用ニ依リテ實質的效果ノ主要部分(米國資金ノ流出阻止等)ヲ擧ケ得ルニモ鑑ミ後日米國ニ行過キヲ反省スルノ機會ヲ與フル余地ヲ殘ス意味ニ於テ我方ハ當分報復的手段ヲ採ラス事態ノ成行ヲ靜觀スルコト然ル可シト認ム

(二)更ニ又米國人關係ノミヲ目的トスル爲替管理法強化ヲ實施スルニ於テハ米國側カ在米邦人ニ對スル資金凍結ヲ更

ニ強化スルコトニナリ結局我方ニトリテ不利ヲ來タスモノト認メラル

(三)尙何レノ對策ヲ講スル場合ニ於テモ我方ニ於テハ不必要ニ對米強硬論ヲ醸成セシメサル様新聞其ノ他輿論指導方針ヲ予メ一定シ置ク要アルヘシ

(付記二)
(未定稿)

爲、昭、一六、七、九

米國ニ於テ本邦ニ對シ資金凍結令ヲ發動シタル

場合ノ對策ニ關スル件

資金凍結令ノ發動ハ單ナル爲替管理ト異リ多分ニ政治的意圖ヲ有シ對日經濟壓迫ノ新段階ヲ劃スルモノタル點ニ鑑ミ之カ對策ニ付テハ當方トシテモ經濟的觀點ノミナラス廣ク對米關係ノ全局ヲ勘案シ之ヲ實施スルノ要アリ

而シテ對策ハ之ヲ防衛の措置ト報復の措置トニ分チ得ルモ後者ニ付テハ之カ爲對米關係ヲ全面的破局ニ導カサル様慎重ナル考慮ヲ拂フノ要アリ

尙米國ノ凍結令發動ヲ見ルカ如キ場合ニ於テハ英國ノ本邦

2 資産凍結措置への対応

ニ對スル經濟壓迫モ更ニ強化セラルヘキニ付此ノ點併セテ考慮シ置クノ要アルモノトス

一、防衛的措置

英米其ノ他ノ諸國ニ對スル貿易政策ハ輸出入爲替等ノ收支均衡ヲ圖ルコトニ重點ヲ置キ之ニ即應スル様物資、資金及船舶ヲ統制スルコトトシ海外ニ於ケル餘剩資金ノ蓄積ヲ回避スル爲凡ユル方法ヲ講スルコト

二、報復的措置

(一)外國爲替管理法ニ基ク新省令ヲ即時制定シ米國人關係(米國人ヲ相手方トスル日本人等ヲ含ム)ノ左記取引ヲ許可制度ノ下ニ置クコト

- (イ)不動産及重要ナル動産、物權、債權ノ取得又ハ處分
- (ロ)貸付金ノ貸付及回收、借入金ノ借入及返済、預ケ金ノ預入及引出、預リ金ノ受入及拂戻
- 尙左ニ掲グル場合ニ於テハ右ノ許可ヲ要セサルコトトナスコト
- (イ)公租公課等ノ支拂
- (ロ)本邦人タル從業者、使用人ニ對スル俸給給與等ノ支拂

拂

(ハ)本邦人ニ對スル債務ノ辨濟

(ニ)大藏大臣ノ指定シタル場合

(二)現行爲替管理ノ適用上米國人ノ行爲ニ對シ差別待遇ヲナシ之ヲ特ニ嚴重ニ取締ルコト

(三)對米外債元利拂ヲ停止スルコト(年額約八千萬圓)

(四)報復措置ニ付テハ滿支ニ於テモ可及的本邦ト同様ノ歩調ヲ執ラシムルコト

(支那ニ於ケル報復措置ハ租界ヲ現狀ニ放置スルトキハ殆ント實效ヲ期シ難キモノト認メラル)

備考 交渉中ノ日英支拂協定ハ自然消滅トナルヘシ



881

昭和16年7月17日 在ニューヨーク森島(守人)総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

米国側ニ對日資金凍結發動の兆候は見られな
いが政治的効果が認められる時にはいつでも
發動の可能性がある旨意見具申

ニューヨーク 7月17日後発

本省 7月18日前着

第三〇七號(館長符號抜)

貴大臣發米宛電報第三五九號ニ關シ

一、當地財務官竝ニ銀行家ヲシテ探查セシメタルモ何レモ今直チニハ我方ノ資金ヲ凍結セントスルカ如キ徵候無シトノ報告ナリ尙今後探查ノ參考ニ資シタキニ付冒頭引用貴電「銀行筋ヘノ情報」ノ經路御回電相成度シ

二、乍併本官觀測トシテハ本件ノ如キ既ニ準備濟ミノ對日措置ノ實施ハ米國トシテ内外ノ政治的效果アリト認メタル時ハ(例ヘハイ)日本内部ニ動搖アル場合右ヲ利シテ日本ノ行動ヲ「チエツク」セントスル時(ロ)日米關係ノ見透シ上日本ト獨伊トニ對スル取扱ニ差等ヲ附スル必要ヲ認メサルニ至リタル時(ハ)右差等ヲ米國輿論カ問題トシ出シタル時(ニ)日本ノ何等カノ行動ニ對スル米國ノ不承認ノ意思ヲ表示セントスル時等)何時ニテモ發動シ來ルヘシト思料ス此ノ點往電第三〇八號情報御參照アリ度シ
米へ暗送セリ

882

昭和16年7月17日

在ニューヨーク森島總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

近く日本が南方へ進出するとの観測から米國

官筋筋に對日經濟圧迫措置を求める意見が高
まっているとの情報報告

ニューヨーク 7月17日後發

本省 7月18日前着

第三〇八號(外機密)

情報乙

最近當地新聞ハ何レモ神戸ニ於ケル外人立入り禁止説及漢口佛租界問題ニ關シ上海電ヲ掲ケ日本ノ佛印又ハ「タイ」國ヘノ侵略近シトノ印象ヲ與ヘ居ル處華府官邊竝ニ議員方面ヲ探查セシメタル諜報者ノ傳フル所ヲ綜合スレハ

一、獨蘇開戦後ノ日本ノ動向ニ徴シ其ノ南進近シト觀測シ日本ノ出足ヲ挫ク等對日壓迫措置ヲ採ルヘシトノ意見強ク唯之カ實施ノ時期ニ關シ國務省内ニ異論アリ(特ニ現在「エストニア」米國公使ニシテ目下大藏省ニ於テ外國資金凍結事務ニ干與シ居ル「ジョン、ペイレイ」ノ如キハ右對日措置ハ米國ノ單獨行爲ニ止マラス英及蘭領東印度トノ協力ノ下ニ行ハルヘキ旨内話セル由)

二、日米國交調整ニ關スル話合ヲ成功セシムル爲ニハ米國トシテ對日宥和的態度ヲ示スヨリハ寧ロ此ノ際強制的措置

ヲ執ルコト可然トノ意見強ク右譯者ノ知人タル「レイノ
ルド」上院議員及「デーリーニュース」社長「パターン
ン」ノ如キ孤立主義者モ之ヲ支持シ居ル由ナリ
米へ暗送セリ

883

昭和16年7月18日

在英国上村臨時代理大使より
豊田外務大臣宛(電報)

日本のインドシナ進出を英国外務次官が確実視
し日英関係の前途を悲観しているとの情報報告

ロンドン 7月18日後発
本省 7月19日後着

第五一二號(館長符號扱)

十七日連絡者「バトラー」外務次官ト會談セル處「バ」ハ
獨蘇開戦以來ノ日本ノ動向ニハ種々疑念アリタルカ結局日
本ノ政策ハ相不變挑戰的ニテ先ツ印度支那ニ向フモノナル
コト明瞭トナリ日英關係ニハ手ノ下シ様モナシト述ヘ連絡
者カ之ヲ流言トシテ反駁セルモ「バ」ハ自分ハ確カナル情
報ヲ有ス暫ク事態ヲ見ラレタシトテ耳ヲ藉ササリシ由

884

昭和16年7月22日

在伊国堀切大使より
豊田外務大臣宛(電報)

日米国交調整交渉妥結の可能性増加を米国政
府が法王庁に示唆したとの情報報告

ローマ 7月22日前発
本省 7月22日前着

第四七八號(館長符號扱)

情甲

「ヴァチカン」方面ヨリノ諜報ニ依レハ法皇廳附米國代表
「チットマン」ハ去ル十六日法皇廳側ニ米國政府ハ駐日米
國大使館ヨリノ情報ニ基キ最近日米間ニ協定成立ノ可能性
増加シ來リ米ノ歐洲戰參加ニ際シ日本ノ介入ヲ防止スヘシ
トノ意見ヲ有スルニ至レリ右協定ニハ日支事變ノ決定的解
決ヲ含ミ蔣政權ハ米ノ提出スル條件ヲ受諾セサレハ其ノ援
助ヲ得サルヘシ英モ南洋、太平洋及極東ニ關スル諸問題ノ
調整ニ參加スヘシ日本ノ事變處理的解決ニ對スル希望ハ有
利ニ平和的ニ満足セラルヘシ從テ日本ノ武力介入ノ理由ハ
消滅スヘシ右ニ關シ法皇廳ノ最後の援助ヲ必要トスルニ於
テハ更ニ其ノ調停ヲ求ムヘキ旨申入レタル趣ナリ

885

昭和16年7月23日

在ニューヨーク森島總領事より
豊田外務大臣宛(電報)

日本軍の仏印進駐は確實と各紙が報じており

対日經濟圧迫措置の發動は免れがたき見込み

について

ニューヨーク 7月23日午後

本 省 7月24日前着

第三五一號

當地各新聞ハ何レモ倫敦及上海發電報ニ依リ日本ノ佛印進

駐ヲ確實視シ日本電報檢閲制實施ノ報ニ關聯シ二十二日大

統領カ新聞會見上之ヲ重大意義ヲ含ムモノト述ヘタルニ次

イテ華府電報ハ何レモ英米政府ハ既ニ佛印進駐ニ對應スル

對日措置ヲ協議濟ニテ米ニ於テハ日本ノ金買上禁止凍結又

ハ禁輸制ノ強化等ノ經濟的壓迫ヲ發動スル用意アリトテ對

日輿論硬化ノ氣勢ヲ煽リ居リ一般ニ日本ノ佛印進駐ヲ平和

的ニ行ハレルト否トニ拘ラス米ノ對日積極的措置ノ實現ハ

免カレ難キ感ヲ與ヘ居レリ

米ヘ郵送セリ



886

昭和16年7月24日

在ニューヨーク森島總領事より
豊田外務大臣宛(電報)

米國は日本が仏印の次に蘭印やマレー方面へ

進撃すると認めその予防のため經濟圧迫措置

に出る可能性大との觀測報告

ニューヨーク 7月24日午後

本 省 7月25日前着

第三五二號(至急、極秘)

貴電第一三九號ニ關シ

朝日、日日共往電第三五一號申進ノ一般新聞情報ヲ根據ト

セルニ過キス又當方ニテモ本件ニ關スル具體的情報未タ入

手シ居ラサルモ今次佛印進駐ヲ以テ米國側トシテハ獨蘇戰

ヲ繞リ對米牽制ノ爲獨カ日本ノ積極的行動ヲ強要シタル結

果ニシテ更ニ進ンテ蘭印又ハ馬來方面ニ對スル進撃ヲ目指

シ居ルモノト認メ居リ從テ之レ以上ノ日本側進出ヲ豫防ス

ル爲ニハ此ノ際積極的ニ經濟壓迫措置ヲ執ルヘシトノ意見

有力ナルカ如ク旁從前對日壓迫措置ヲ執リシ際ニハ抜打的

ニ實施セルニ反シ今回ハ事前ニ新聞紙上ニ於テ相當輿論煽

リ居ルヲ以テ對内關係ヨリモ何等カノ措置ニ出スル可能性

多シト観測セラル唯例ノ國交調整ノ話合進行中ナル外逐日
對英援助ノ深ミニ捲込マレ居ル米トシテハ獨伊ニ對スルカ
如キ極端過激ナル措置ニ出スルヤ疑ハシ
米へ轉電セリ

887

昭和16年7月25日

豊田外務大臣
在本邦インデリ伊國大使 一會談

南部仏印進駐に関するコミニケが発表され
れば米國の対日強硬措置は回避されるとの認
識を豊田外相内話について

七月廿五日午後四時豊田外務大臣・「インデルリ」

伊國大使會談要領(於外務大臣官邸)

「インデルリ」大使―最近米國ガ日本ニ對シ強硬措置ヲ取
ラントシ居レル旨ノ情報ガ頻々傳ヘラレ居ルモ貴方ニ於
テハ右ニ關シ何等正式報道ニ接シ居ラルルヤ

豊田大臣―正式報告ニハ接シ居ラザルモ自分一個ノ所見ヲ
申上グレバ斯ノ如キ噂ハ畢竟今次日佛交渉ノ内容ガ知ラ
レ居ラザル爲日本ハ壓力ヲ以テ佛國政府ニ對シ日本側要
求受諾方ヲ強要セルナラントノ想像ニ基クモノト思考セ

ラルルニ付明廿六日ノ「コムニユニケ」等ニ依リ真相ガ
判明スレバ自然解消スベシ

「インデルリ」大使―御同意ナルモ私見ヲ申上グレバ米當
局ハ日本ハ米ガ威嚇スレバ折レルベシトノ推定ノ下ニ對
日強硬態度ヲ持續シ居ルモノノ如ク而シテ斯ル見解ハ多
分ニ在京米國大使館ヨリノ報告ニ基クモノナルヤニ思量
セラルル節アリ仍而米當局ニシテ日本ニ對シテハ威嚇ハ
何等效果ナキコトヲ知ルニ於テハ其ノ對日態度モ必然變
更スルニ至ルベシ
豊田大臣―全ク御同感ナリ

888

昭和16年7月25日

在米國野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

対日報復手段を明二十六日発表するとの米國
大統領声明について

ワシントン 7月25日後発
本 省 7月26日前着

第五六八號(大至急)

大統領ハ二十五日「ハイドパーク」ニ於ケル新聞會見ニ於

テ對日報復手段ヲ明二十六日公表スヘキ旨聲明セリ(午前十時半)

編注 対日資金凍結のための大統領令などについては、『日
本外交文書 日米交渉——一九四一年——』上巻第119文書
参照。

889 昭和16年7月26日 在本邦クレギー英国大使より
豊田外務大臣宛

日英通商航海条約、日印通商条約および日緬
通商条約の廃棄通告

付記一 昭和十六年七月二十六日、作成局課不明
「日英通商條約廢棄問題」

二 作成日不明、通商局作成
インド・ビルマにおける日本資金凍結状況

British Embassy, Tokyo.
26th July, 1941.

No. 138 (807/74FR/41)
Your Excellency,

His Majesty's Government in the United Kingdom,
the Government of India, and the Government of Burma
have had under consideration the operation under present
conditions of the Treaty of Commerce and Navigation
signed in London on April 3rd, 1911, and of the Conventions
regarding Commercial Relations and Trade and Commerce
between India, Burma and Japan, signed on July 12th, 1934,
and June 7th, 1937, respectively, and have reached the
conclusion that these instruments can no longer be
regarded as fulfilling the objects which His Majesty's
Government in the United Kingdom, the Government of
India, and the Government of Burma had in view at the
time of their signature.

2. I have the honour therefore to give notice to Your
Excellency, in accordance with the provisions of Article 27
of the said Treaty, of Article 6 of the said Convention of
July 12th, 1934 (as amended by the Notes exchanged in
London on October 12th, 1937) and of Article 6 of the said
Convention of June 7th, 1937, of the intention of His Majesty

the King of Great Britain, Ireland and the British Dominions beyond the seas, Emperor of India, to terminate the same. The said Treaty will accordingly cease to have effect on the expiry of a period of twelve months from this date and the said Conventions will cease to have effect on the expiry of a period of six months from this date.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

(Signed) R. L. Craigie

His Excellency

Admiral Teijiro Toyoda,

His Imperial Japanese Majesty's

Minister for Foreign Affairs.

(付記一)

昭和十六年七月二十六日

日英通商條約廢棄問題

一、駐日クレギー英大使ハ英國政府ノ訓令ニ基キ本日午后二時半豊田外務大臣ヲ外相官邸ニ訪問シ本日附公文ヲ以

テ英國政府ニ於テハ一九二一年四月三日ノ日英通商航海條約、一九三四年七月十二日ノ日印通商關係ニ關スル條約及一九三七年六月七日ノ日緬通商關係ニ關スル條約ハ是等ノ文書ノ署名當時英國政府、印度政府及緬甸政府ガ有シテ居ツタ目的ヲ最早充シ居ルモノトハ認メラレナイトノ結論ニ達シタノデ之等ヲ廢棄スルトノ報告ヲ通告シ來ツタ

因ニ右廢棄通告ガアツテモ日英通商航海條約ハ尙一年間、他ノ二ツノ條約ハ尙六ヶ月間效力ヲ存續スルモノテアル前記日英通商航海條約及補足條約等ノ主眼トスル所ハ(1)兩國人民ノ相手國內ニ於ケル經濟的活動ニ對スル保障(2)貨物ノ輸出入ニ關スル保障(3)船舶ノ往來ニ關スル保障ノ三點ニ在ルガ之等ノ保障ハ最近總テ英國側ノ措置ノ爲ニ無視セラレテ居ル爲現在本條約ヲ廢棄セラルルモ事實問題トシテハ特大ナル影響アリトハ認め難イ、英國側今同ノ措置ノ狙所ハ専ラ精神的ノモノニ過ギナカラウ。

二、米國ノ本邦資金凍結問題

資金凍結令ハ既ニ「ノルウエー」「デンマルク」等ヲ初メトシテ獨、伊、佛、西班牙等約三十ヶ國ニ對シ適用セ

ラレテ居ルモノデ之ヲ今回日本ニ對シ適用シ來タツタモノデアアル、本令適用ノ結果ハ米國內ニ在ル日本資金ノ國內及國外ニ對スル一切ノ移動ヲ許可制ニスルモノデアツテ若シ之ガ全面的ニ適用セラルル場合ハ日本資金ヲ利用シテノ米國內ニ於ケル取引並ニ日米間ノ商取引ハ總テ不可能トナル譯デアアル、恐ラク米國側ハ今後ニ於ケル日本ノ出方ヲ見乍ラ許可制ヲ運用シ來タルモノト思ハレル尙英國モ英帝國全体ニ亘リ米國ト同様ノ措置ヲ採ル旨ノ情報テアルガ未ダ公電ハナイ

帝國トシテハ是等ノ措置ニ對シテハ之ニ相應スル對抗策ヲ採ルコトヲ考慮シテ居ル。

(付記二)

印度ノ日本資金凍結ニ關スル件

印度ハ七月二十六日日本資金ノ凍結ヲ發令セル處印度政府商務長官ハ八月五日及八月十一日在「シムラ」岡崎總領事ニ對シ

(イ)七月二十六日以前ノ代金支拂濟貨物ノ對日輸出ヲ許可シ
(ロ)同日以前契約濟ノ貨物ニ對シ凍結資金ヨリ支拂ヲ爲シ對

日輸出ヲ爲スコトヲ許可シ

(ハ)將來日本品ノ輸入代金ハ凍結資金ニ繰入レラルトモ既約定品ノ對日輸出代金ニ充當シ得ヘキ旨

言明セルニモ拘ラス印度準備銀行ハ八月十四日在印度日本側銀行ニ對シ

七月二十六日ニ於ケル凍結資金現在額減少ヲ許サス若シ減少セル場合ニハ輸出入手形ノ買取ハ勿論輸出許可申請スラモ許ササル

旨指令シ

又印度貿易管理當局ハ種々輸出入制限措置ヲ強化セル爲現下日印貿易ハ甚大ノ阻碍ヲ蒙リツツアリ

(註)實例

日本側ニ於テハ前項(ハ)商務長官ノ言明ニ鑑ミ既約定印度棉花ノ代金支拂ニ充當シ之ヲ引取ル爲綿布人絹布雜貨類ヲ九月中旬印度ニ輸出スル様配船手續迄モ完了セル處印度側ハ九月九日突如九月十二日以降日本積出ニ係ル綿布人絹布等ニ對スル輸入許可ヲ取消セル爲メ右日本側計畫ハ水泡ニ歸セシメラレタリ尤モ印度側ハ翌九月十日ニ到リ七月二十六日以前ノ買約及代金支拂濟

ノ日本綿布人絹布類ニ對シテハ輸入許可ヲ復活セシム
ヘキ旨告示シタリ

緬甸ノ日本資金凍結ニ關スル件

緬甸政府側ハ日本側ノ買付既約定ノ緬甸米ノ代金支拂ニ關
シ凍結資金ヨリノ融通方ヲ承認シ來レルニ拘ハラス八月十
四日印度準備銀行力爲セルト同様ノ取締ヲ爲スニ到レル爲
日本側ノ緬甸米代金支拂及引取上ニ甚大ノ支障ヲ與エツツ
アリ

右ノ如ク印度及緬甸ハ當該政府當局ノ帝國總領事ニ與ヘタ
ル保障ニ反スル措置ヲ執リ且其措置振ニモ朝令暮改ノ憾ア
リ右ハ印度及緬甸側ノ生産及輸出業者ニモ多大ノ損失及不
安ヲ與ヘツツアル趣ナリ就テハ(一)前顯印度政府商務長官ノ
言明ヲ速ニ實行ニ移スコト(二)少クトモ印度及緬甸ニ在ル日
本資金ノ相互融通(最近從來許可シ來レルスル資金融通ヲ
禁止シタリ)セシムル様致度シ

890

昭和16年7月26日

在米國野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

對日資金凍結令発表前の資金逃避状況など西
山財務官の内話報告

ワシントン 7月26日後発

本 省 7月27日後着

第五八三號

對日資金凍結ニ關シ西山財務官ノ内話左ノ通り⁽¹⁾

一、凍結ハ豫テ豫想?シ居リタルコトトテ在米資金ハ極力減
少シ居リ新聞ニハ商務省ノ調査トシテ一億三千八百萬弗
ト發表シ居ルモ遙ニ之ヨリ少シト思ハル現ニ紐育正金手
持モ六百萬弗ニ過キス南米等ニ逃避セシメタルモノノ外
二十二日ニハ上海法幣買入資金トシテ一千萬弗又二十五
日ニハ佛印ニ軍費トシテ五百萬弗送金セルカ米側ニテ凍
結令ノ發表ヲ一日早メタルハ右ニ原因シ居ルカトモ思ハ
ル

一、紐育正金及其ノ他ノ銀行二本二十六日午前十五名ノ聯邦
準備銀行検査官來リ金庫ニ封印シ帳簿ノ検査ヲ爲セル由
一、凍結令運用ハ一ニ繋リテ米國側ノ手心ニ在ル譯ニテ全面
的經濟斷交トナル可能性アルモ暫ク其ノ實施振リヲ見サ
レハ俄ニ斷定シ難シ

一、本凍結令ハ船舶ト關係ナキ旨ノ内々大藏當局ノ説明アリタル趣ナルモ米側ノ遣方ニ依リテハ Ware house receipt, bill of lading, bill of sale, insurance policy ニ關スル一切ノ取引ヲ禁止スルコトニ依リ實質上船舶入出港杜絶ノ結果ヲ生シ得ヘキ理ナリ

米、北米合衆國各領事、英、加、伯、墨、智利ヘ轉電セリ



891 昭和16年7月26日 在米國野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

日本船舶抑留等の意向に關し米國國務省へ照

會について

ワシントン 7月26日後發
本省 7月27日後着

第五八四號(至急)

二十五日若杉カ「ハミルトン」ト會見ノ序ニ本邦船舶カ米國當局ノ捕獲ヲ懸念シ入港ヲ躊躇シ居ル趣ハ同日ノ新聞報道ニテ御承知ノ通りナル處米國政府ハ米港入港ノ日本船舶ヲ抑留又ハ捕獲スル意嚮ナリヤト率直ニ質問セル處「ハ」ハ國務省ハ何等之ニ關知スル處ナク實ハ何故ニ日本船カ入

港ヲ恐レ居ルヤ理解シ難ク電話ニテ各省ニ問合セ越ス向有ルモ右ノ次第二テ回答シ兼テ居ル譯ナリト答ヘタルニ付若杉ヨリ果シテ米國ニ於テ邦船抑留等ノ意圖無シトスレハ其ノ旨「アシユアランス」ヲ與ヘラルレハ右ノ如キ疑惑ヲ一掃シ双方ニ取り有益ナラスヤト申入レタル處「ハ」ハ何故ニ入港ヲ差控フルヤ理解シ兼ヌル日本船ニ對シ當局トシテ之ヲ捕獲スルヤ否ヤノ保證ヲ與フノ必要ヲ認メスト答ヘ要領ヲ得サルモ不取敢御參考迄

尙本二十六日大藏長官代理ハ新聞記者會見ニ於テ資金凍結令ハ日本船舶ニ適用無キモ大藏省ニ於テ發布セル非常時取締規則ニ依リ出港ノ制限ヲ受クルカモ計ラレスト云ヘル趣ナリ

追テ本件ハ更ニ當局ニ確メタル上追報スヘシ



892 昭和16年7月26日 在英國上村臨時代理大使より
豊田外務大臣宛(電報)

英國大藏省が在英日本資金の凍結を横浜正金銀行へ通報について

893

昭和16年7月28日

在タイ二見公使より
豊田外務大臣宛(電報)

第五二六號

ロンドン 7月26日後発
本省 7月27日後着

一、英國ノ本邦資金凍結聲明ハ特情所報通りナルカ二十六日
大藏省係官正金加納ヲ來訪本件通告文ヲ手交セリ(全文
正金ヨリ電報濟ニ付右ニ依リ御承知アリタシ)

二、正金ニテ確メ得タル所ニ依レハ本件凍結ハ在本邦(滿支
ヲ含ム)法人及本邦在住者ノ在英資金(在英支店ノ資金ヲ
含ム)ニ限り英國在住邦人ノ資金ニハ影響ヲ受ケス又大
使館及領事館ノ資金モ本件適用外ニ置カレ引出自由ナリ

三、前記、大藏省係官ニ對シ加納ハ只今本件通告ヲ受ケタル
カ正金トシテハ今朝直ニ英國銀行ヨリ一萬磅ノ現金ヲ引
出スニ非サレハ本日ノ商賣ハ出來スト言ヒタル處同係官
ハ左様ナ事ハ何等問題ナシトテ直ニ右英國銀行ニ電話シ
正金ニ對シ一萬磅支拂差支ナキ旨通告セル趣ニテ差當リ
日々ノ取引ニハ特別ノ支障ナキ見込ナル趣ナリ

英米による資金凍結の適用を懸念しタイ政府
が通貨法改正に躊躇逡巡している旨報告

バンコク 7月28日後発
本省 7月29日前着

第四五三號(大至急)

最近ノ國際情勢ヲ反映シ通貨法ノ改正ニ關シテモ「タイ」
國政府當局ハ躊躇逡巡ノ有様ニシテ殊ニ本件採用ノ「リア
クシヨン」トシテ「タイ」國ノ在英米資金カ凍結セラルル
コトヲ極度ニ惧レ居レリ其ノ結果本月二十六日ノ閣議ニ於
テモ其ノ前日迄大野顧問カ藏相等ニ對シ極力其ノ必要ヲ力
説シタルモ效果ナク遂ニ經濟閣僚ハ一致シテ本件ノ不採擇
ヲ總理ニ答申シタリ總理ハ往電第三五七號ノ通り當方ニ確
約シタル手前モアリ一應再檢討方ヲ命シ更ニ關係閣僚ニ下
渡シタル如キモ爾後大野カ藏相經濟相竝ニ特ニ本件ニ關シ
總理ヨリ考究ヲ命セラレタル「ワンワイ」トノ會談ノ印象
ニ依ルモ事態今日ノ如クナリタル狀況ニ於テハ之カ急速實
現ハ相當困難ニアラスヤト觀測セラル右不取敢

昭和16年7月28日

在オーストラリア河相(達夫)公使より
豊田外務大臣宛(電報)

日英米関係は放置すれば戦争必至であり日本

軍がシンガポールを攻撃すれば豪州は必ず抵

抗するとの豪州首相らの談話報告

メルボルン 7月28日後発

本 省 7月29日前着

第一一九號(極秘、館長符號扱)

最近「メンヂス」ノ政治的地位甚タシク動搖シ居レルカ

「カーテン」ノ大局的支持アリ兔モ角政變ヲ免レ居リ從テ

「メ」ハ「カ」ニ負フ所多ク且個人的ニハ問柄悪シカラス

目下「バース」ニ居ル「カ」トハ長時間電話聯絡シ對日問

題ニ付テモ申入レ乃至ハ相談シ居ルコト確實ナリ最近佛印

問題表面化ト前後シテ本官兩人ト特別會談スニ、三ノ印象

御參考迄

一、兩人共對日親善ヲ以テ濠洲ノ根本政策トスルコト但シ對

日英米關係惡化ノ今日トナリテハ平和手段カ戰爭手段カ

何レニセヨ大切開ノ外結着ノ道ナシ成行ニ放置スレハ

戰爭必至トナルヘク茲ニ「メ」一派ノ藻掻キアリ

一、倫敦ノ對日政策ノ拙劣及人的配置ニ付甚タ批判的ナリ進

ンテ相當註文ヲ附ケ居ルト考ヘテ可ナリ或ハ「メ」ハ對

日政策ノ大轉換ヲ倫敦ニ懲憑シ此ノ際大物ノ日本特派、

素裸ノ談判ヲ喧傳セントシ居ルヤモ知レス唯先方ノ大勢

カ今日之ヲ許スヤハ疑問ナリ

一、日本ノ攻撃カ濠洲ノ生命線タル新嘉坡ニ加ハル時ハ如何

ナル事情アリトモ必ス起テ抵抗スヘシトノ決意ヲ有ス



昭和16年7月28日

在ブラジル石射大使より
豊田外務大臣宛(電報)

ブラジル政府が国内の日本資金凍結を米國

政府から強く求められたとの情報報告

リオデジャネイロ 7月28日後発

本 省 7月29日前着

第二八七號(極秘、至急)

大統領ハ二十六日急ニ閣議ヲ召集シタル後「コムミュニ

ケ」ヲ以テ内政問題及經濟問題ニ付協議シタリト發表セル

處當國ニ於テハ閣議召集ハ減多ニ無キコトニモアリ協議モ

長時間ニ亘リタルヲ以テ時節柄重大意義ヲ持ツニ非スヤト

思考シ内探中ナルカ今二十八日日伯商業會議所會頭「カルバリヨ」カ大藏省官房ノ知人ヨリ漏レ聞ク所ナリトテ勝山及正金支店長ヘノ極祕報ニ依レハ伯國政府ハ二十六日米國政府ヨリ在伯日本資金(獨伊ハ不明)ノ凍結方強硬ナル申入レニ接シタル由ニテ「カ」ハ前記閣議モ之カ爲可成ク閣議ノ決定ハ不明ナルモ米國ヨリノ申入レハ頗ル強硬ナリトノコトナレハ伯國政府トシテハ之ニ應スルヨリ外途無カルヘシトナシタル由ナリ正金トモ協議ノ上萬一ノ場合ニ對スル處置手配中ナルモ不取敢

米、亞、「サンパウロ」ヘ轉電セリ

896 昭和16年7月28日 在ニューヨーク森島總領事より
豊田外務大臣宛(電報)

米國の対日資金凍結令に関する新聞論調報告

ニューヨーク 7月28日後発

本省 7月29日後着

第三六三號

對日資金凍結令ニ關スル新聞論調

一、今次措置ハ單ニ佛印進駐ニ對スル報復乃至制裁ノミナラ

ス對日宥和政策等ノ全面的放棄ヲ意味シ特ニ本措置カ英及蘭印側ト共同的ニ行ヒタル點ニ於テ意義有リトシ之ニ依リ米國トシテ日本ヲ自暴自棄的ニナラシムルヲ欲セサルモ今後日本ノ出方ニ依リテハ其ノ死命ヲ制シ得ル態勢ヲ整ヘタルヲ以テ日本ハ須ク反省スヘキナリト爲シ且日本側ノ被ルヘキ打撃竝ニ日本側經濟界ノ動搖ヲ強調ス

二、日本側ノ凍結措置ハ當然視サルト同時ニ寧口比島軍ノ編入ヲ重視シ紐育市場ノ週末商況ハ日本證券ノ下落ノ外「レイヨン」株、砂糖株ノ騰貴ヲ中心トシ取引高ハ最近三箇月間ノ最高ナリシ旨ヲ傳ヘ今次措置ニ依ル米側ノ影響ヲ輕視ス

三、英米共同措置ニ依リ日本ハ六箇月間ニ財政的經濟的ニ崩潰スヘシトノ倫敦電ヲ特記シ且今ヤ引込ミノ着カサル日本ノ「タイ」ヘノ侵略及上海租界ノ接收等ヲ警告重慶及上海電ヲ特記ス

四、佛ノ完全ナル讓歩ヲ意外トシ之ニ依リ佛カ樞軸側ノ傀儡タル事實證明セラレタルヲ以テ今後ノ米佛關係再檢討ノ要唱ヘラレ或ハ「ドゴール」側政府ノ事實上承認ヲ行フヘシトノ論モアリ

米へ暗送セリ

897 昭和16年7月28日 在米国野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

米国国務長官代理が日本船舶の同国出入港許
可や燃料供給の保障を言明について

ワシントン 7月28日後発
本 省 7月29日後着

第五九三號(大至急)

今二十八日午後五時「ウエルス」國務長官代理ニ會見船舶
ノ入出港ニ付話合タル處長官代理ハ日本船舶ニ對シテハ入
港ノ上ハ出港許可スヘク必要ノ燃料亦許可制ニ依リ供給ス
ト言明セリ

凍結令ニ依レハ船舶ヲモ含ミ居ルカ右處置ハ現在ノ情勢ニ
於テ大統領ノ命令ニ依ル旨説明セリ
紐育、桑港、「ポートランド」、羅府、「ニユーオルレヤン
ス」、晚香坡、「ホノルル」、「シヤトル」、加、亞、智、伯、
祕、伯亞、巴奈馬、馬尼刺へ轉電セリ

898 昭和16年7月28日 在カナダ吉沢公使より
豊田外務大臣宛(電報)

カナダ首相は独側有利の情勢現出を阻止する
ため対日資金凍結はやむを得ないと考えてい
る印象を同人との会談から受けた旨報告

オタワ 7月28日後発
本 省 7月29日夜着

第一一六號

往電第一一〇號會談ノ際ニ於ケル首相ノ言葉ノ端々ヲ綜合
スルニ同首相ハ先般ノ我内閣辭職ヲ以テ外政ニハ獨蘇開戰
ノ爲三國同盟ト日蘇中立條約トノ間ニ板挾ミトナリタル松
岡外相ヲ退場セシムルコトヲ主目的トシタルモノトナシ從
テ現内閣ハ獨蘇戰ノ情勢次第ニテ西比利亞進攻ヲ欲スレハ
之ヲ爲スニ前内閣ヨリモ比較的自由ノ立場ニアルモノナル
モ英米ノ援蘇態度表明獨側ノ戰果當初ノ勢ナク抄々シカラ
サル等ノ事情ヨリ此ノ際ハ前内閣時代ヨリノ既定方針ニ依
リ佛印ニ進駐シタルモノニシテ「ヴェイシー」カ簡單ニ日本
ノ意ニ

從ヒタルコトハ意外トスル所ナルカ夫レ丈同政府ニ對スル

獨ノ把握ノ強キコト明カトナリ又内閣改造ニ應シ多少望ミ
 ヲ囑シ居タル我對獨關係冷却ノ事實ナカリシコトモ推定シ
 得ル譯ニテ斯ノ如キ情勢下ニ於ケル我方佛印進駐ハ廳テ新
 嘉坡攻撃蘭印略取ニ轉スルカ或ハ時機ヲ見テ西比利亞攻略
 トナルヘク何レニシテモ獨ノ歐洲征覇ニ有利ナル形勢ヲ展
 開スルコト必然ナルヲ以テ獨打倒ノ爲ニハ凡ユル手段ヲ盡
 ササルヘカラサル英帝國トシテハ今回ノ措置ハ已ムヲ得サ
 ル所ニシテ殊ニ常ニ斯ル米ノ楔ノ地位ニアル加奈陀トシテ
 ハ米モ今回ハ愈決意シタルコトナルヲ以テ尙ノコト然リト
 考ヘ居ルニアラスヤト想像セララル

右ハ素ヨリ首相ヨリハツキリ言明アリタル譯ニアラス冒頭
 ニ斷リタル通り會談ノ時々ニ漏シタルヲ本官ニ於テ繼合セ
 タル印象ニシテ而モ新聞等ニ現レ居ル臆測ノ範圍ヲ出テサ
 ルモ英米關係ニ於テ首相ノ占ムル特殊地位ニモ鑑ミ敢テ參
 考迄電報スル次第ナリ

米へ轉電セリ

899

昭和16年7月28日

在シンガポール鶴見総領事より
 豊田外務大臣宛(電報)

對日資金凍結に関する英字紙論調について

シンガポール 7月28日後發
 本 省 8月1日前着

第三七八號

資金凍結令ニ關シ二十八日英字紙論調左ノ通り

「タイムス」

佛印占領ニ引續キ日本ハ「タイ」及蘭印ヲ侵略スヘシトカ
 新嘉坡攻撃ノ危険アリトカ云フモノアルモ恐ラク日本自身
 モ今後ノ方策ヲ知ラサルヘシ萬事ハ歐洲狀勢ノ推移ニ依リ
 決定セラルルモノナリ資金凍結令カ日本ノ經濟ヲ崩壞セシ
 ムル程度ニ實行セラルルナラハ日本ハ無謀ヲ知りツツモ實
 力手段ニ訴フヘシ佛印ニ對スル行動ニ依リ他國ヨリ反對セ
 ラルル事無シト日本ハ信シ居リタルモノノ如キモ日本カ
 「タイ」國又ハ蘭印ニ對シ同様ノ行動ニ出ツルニ於テハ民
 主國ノ反撃ニ遭遇スヘシ今回ノ資金凍結令ニハ多クノ拔道
 アルモ同令ヲ斷乎實施シ日本トノ通商關係ヲ完全ニ杜絶ス
 ルニアラサレハ悔ヲ後ニ殘ス事アルヘシ日本カ公式ニ交戰
 國ニアラサルノ故ヲ以テ敵國ニ非ストナスヲ得ス
 「フリープレス」

過去四十八時間東京ハ資金凍結令ノ重要性ヲ輕視スル爲大童トナリ居レルモ其ノ混雜振りハ明カニ狼狽ト不安ヲ示シ居レリ英米カ如何ナル程度迄凍結令ヲ實行スルヤ目下明カナラサルモ同令カ日本ノ貿易ニ重大ナル打撃ヲ與フル事必然ナリ亞細亞大陸ニ於ケル十年間ノ冒險支那ニ於ケル四年間ノ不利益ナル争鬪ハ日本ノ經濟機構ヲ破壊シ又歐洲大戰ノ結果日本ハ重要物資ノ輸入ヲ阻止サレ居レリ英米ノ對日防備ハ今や充分ニ強化サレ太平洋ニ於ケル平和政策ノ日ハ去レリ浦潮ヨリ「ニュージールランド」ニ至ル地域ニ於ケル日本ノ侵略ニ對シ諸國ハ斷乎反撃ヲ加フヘシ

900

昭和16年7月29日

豊田外務大臣より
在英国上村臨時代理大使宛(電報)

日本船舶の英領諸港への入港に関する措置振り通報

り通報

本省 7月29日後10時30分發

第二三五號(外機密)

一、英側ニ於テ資金凍結ト同時ニ邦船ニ對シテモ何等カノ措置ニ出スルヤノ懸念アリタルヲ以テ洋上ニアリタル帝國

船舶ニ對シ海軍ヨリ英領諸港入港ヲ差控フヘキ旨指令スルト共ニ本省ヨリ出先公館ニ對シ英領諸港ニ碇泊中ノ邦船ヲ至急出航セシムヘキ旨訓電セリ

二、然ルニ其ノ后情報ニ依レハ英側カ此種措置ニ出スル懸念ヤヤ薄ラキタルヲ以テ不取敢「シンガポール」「シドニー」「タウンズビル」「オークランド」ノ各港ニ一隻ツツ「テストケース」トシテ入港セシムル事トセリ今后ノ方針ハ右各船ニ對スル英側ノ出様ニ依リ決定ノ筈ナルモ入出港其ノ他ハ凡テ海軍側ニ於テ管制スルコトナレリ

在加公使、在濠公使、在南阿代理公使、在米大使、在「シドニー」「ウエリントン」、「シンガポール」、「カルカッタ」、蘭貢、香港各總領事、在「バンクーバー」、「コロンプ」、孟買、「ケープタウン」各領事ニ轉電セリ

901

昭和16年7月30日

豊田外務大臣より
在マニラ新納(克巳)総領事、在バタビ
ア石沢総領事他宛(電報)

日本船舶の積み荷代金につき任国政府から何

らかの保障取付け方訓令

合第一六七一號

往電合第一六一〇號ニ關シ

本省 7月30日發

邦船ヲ待機セシメタルハ船自體ノ安全ノ爲ノミナラズ入港ト同時ニ積荷又ハ其ノ代金ガ凍結セラルルコトヲ恐レタルコトモ主要原因ナリ、然ルニ船舶抑留ノ懸念薄ラギタルヲ以テ待機船ハ逐次入港セシムヘキモ積荷ニ付テハ荷主ハ其ノ代金ガ凍結セラルルヲ恐レ之カ積戻シヲ主張シ居ル處一旦貨物ヲ輸送シ乍ラ之ヲ亦積戻スガ如キハ甚タ目立ち却テ先方ヲ刺戟シ面白カラスト思考セラルルニ付成可クナレハ斯ノ如キ事態ニ立至ラサル様希望シ居レリ、就テハ責任國政府トシテモ此際日本トノ通商關係ノ全面的斷絶ヲ必スシモ意圖シ居ル次第ニハアラサルヘキヲ以テ凍結資産ノ一般問題ニ付テハ追テ對策決定ノ上電報スヘキモ差當リ右積荷ノ代金ニ付何等カノ保障(例ヘハ其ノ代金ハ日本ヘノ輸出ノ支拂ニ充當セシムヘキ旨ノ一般的許可ヲ下ス等)ヲ先方ヨリ取付クルコトニヨリ積荷ハ之ヲ積下スコトトシ度ニ付右至急先方ニ御交渉ノ上結果回電アリタシ

尙冒頭後電ニ依リ大至急出港セル船舶ニシテ積荷取殘シノ

モノアラバ貴地船舶關係者トモ御協議ノ上貴官御裁量ニヨリ該船ノ呼戻シ差支ヘナシ

編注 本電宛先は、メルボルン、マニラ、バタビア、シンガ

ポール、コルカタ、ウエリントン、ラングーンの各在

外公館長。



902 昭和16年7月30日

在ウエリントン中藤(浪男)総領事事務
代理より
豊田外務大臣宛(電報)

対日為替および貿易取締に関する新手続きの
公表をニュージールランド政府遷延につき報告

ウエリントン 7月30日後發

本省 7月30日夜着

第三四號

二十七日夜「ナツシユ」ハ「ラヂオ」放送ニ於テ日新通商條約廢棄ノ通告ヲナセル旨ヲ聲明スルト共ニ英米ノ對日措置ニ協力スル爲本邦(滿洲ヲ含ム)向送金ハ已ニ許可濟ノモノ準備銀行ノ確認ヲ要スルコトトナリ今後ノ對日貿易ハ當

分ノ間不可能トナルヘキモ現在有效ナル輸出及輸入「ライ
センス」ヲ取消スノ考無ク對日爲替及貿易取締手續ハ二十
八日發表スヘシト言ヘルカ本日ニ至ルモ公表無ク(右措置
ハ支那ニモ適用スヘキ旨二十九日聲明ス)銀行筋ニ於テモ
何等右ニ關シ指示ヲ受ケ居ラサル趣ナリ

903

昭和16年7月30日
在タイニ見公使より
豊田外務大臣宛(電報)

タイ首相および蔵相へ通貨法を即時改正し日
タイ通商関係の継続に必要な協定等を迅速に

締結するよう要請について

バンコク 7月30日後發
本省 7月31日前着

第四六七號(大至急)

(1)米ノ資金凍結ニ關スル當國側ノ動向ハ屢次電信ノ通りナ
ル處今朝「タイ」國立銀行ハ正金ニ對シ遂ニ既存ノ信用
供與契約ニ基ク「バーツ」資金ノ融通スラ拒否スルノ態
度ニ出テ正金ハ香港上海其他ノ銀行ニ對スル支拂ヲ「タ
イ」國立銀行局ノ取計ニテ延期スルノ已ム無キニ至レリ

三、仍テ本使ハ本日早朝閣議前ニ「ビブン」總理ヲ訪問昨日
來大野及兩武官等ト協議セル所ニ基キ口頭ヲ以テ大要左
ノ通り嚴重ナル警告ヲ發セリ

(一)英國ノ我方資金凍結ニ依リ我方ハ磅資金ヲ「バーツ」
ニ替フルコト能ハス現狀ノ儘放置スル時ハ日「タイ」
貿易ヲ杜絶スルノ結果トナルヘシ

(二)然ルニ「タイ」國立銀行當局ハ數日來正金ニ對シ磅爲
替ノ買取ヲ澁リ來リタルノミナラス本日ニ至リテハ既
ニ協定成立シ居ル信用供與利用方ヲモ拒絶スルニ至レ
リ

(三)右ノ如キハ「タイ」國カ其ノ通貨ヲ磅ニ「リンク」セ
シメ居ルコト(以下四字脱)關係ノ措置ノ爲ニ杜絶セシ
ムルノ結果ヲモスル^{電報註}ノミナラス延テ一面ヨリスレハ
「タイ」國カ英米等ト呼應シテ日本ニ對スル經濟封鎖
ノ一環ヲ擔當スルモノト解釋セラルルノ危険大ナルモ
ノアリ

(四)斯ノ如キハ常ニ嚴正中立法策ヲ揚言セラルル閣下ノ潔
シトセサルモノナルコトヲ確信シ從テ英米ノ措置如何
ニ拘ラス日「タイ」通商關係ノ從前通り繼續且將來ニ

於テ増進セシメラレンコトヲ切望ス

(五)右ノ爲ニハ豫テ大野顧問ノ提言スル如ク貨幣法ヲ速時改正シ且英國ノ措置如何ニ拘ラス日「タイ」通商關係ヲ繼續スルニ必要ナル支拂協定等ヲ急速締結實行ヲ決

斷方切望ニ絶ヘス

三、右ニ關シ「ピブン」ハ英國ノ措置如何ニ依リ日「タイ」

通商關係カ杜絶スル如キハ斷シテ自分ノ避ントスル處ニシテ既ニ二十六日(土曜日)中ニ自分ハ藏相ニ對シテ打開策ヲ講スヘキ事ヲ命シタル程ナリ從テ貴公使ハ要スレハ其ノ顧問ヲ同伴「ブラジツト」ト談合セラレタシト答ヘタリ

四、次テ本日午後本使ハ先ツ單獨ニテ「ブラジツト」藏相ヲ訪問「ピブン」ニ對スルト同様警告ヲナシ専ラ政治的ニ善處方ヲ要望シタリ
右ニ對シ「ブラジツト」ハ自分ニモ解決ノ腹案アル處大野顧問ニモ相談致度ト答ヘタリ

五、依テ本使ハ一旦辭去シ差當リ緊急對策ノ腹案ヲ携ヘ大野同伴再度「ブラジツト」ヲ訪ネタル結果緊急策大要左ノ通りニ付妥結シタリ

(一)「タイ」側ハ「タイ」商業銀行「アヂア」コーシヨ

銀行及「タイ」「ナシヨナルアンドシチー」銀行ノ三者機密借款團體ヲ組織シ(議決)正金銀行ニ對シ一千萬「バツ」ノ「クレジツト」ヲ供與スル事

(二)右ノ期限利率其ノ他ノ條件ニ付テハ明朝福田正金支配人ト「タイ」側大藏省顧問「モンチャオピバ」ノ間ニ

於テ細目ヲ取極ル事

右妥結ニ至ル迄ノ經緯トシテノ先方ノ基礎トシタル累計

「タイ」ヨリノ日本向輸出一箇月間一千一百萬「バツ」

ニ對シ日本ヨリ「タイ」向輸出同シク三百萬「バツ」差

額八百萬「バツ」ニシテ當方ノ主張シタル基礎數字ハ

「タイ」ヨリ日本向輸出一箇月間一千四百餘萬「バツ」

ナリ(爲念)

尙通貨法ノ改正及直接決濟ノ問題ニ付テハ「ブラジツト」ハ本日ハ觸ルルコトヲ避ケタル外本件ノ處置ニテ萬事終了ト認メ居ルカノ如キ印象ヲモ受ケタルニ依リ大野ヨリ其ノ然ラサルヲ強調スルト共ニ他日ノ會談ヲ約シタリ尙「ブラジツト」ヨリ大野ニ對シ大野ノ通貨法改正並ニ説明書ニ對シ率直ナル意見ナリトシテ反對ノ意見ヲ其

ノ際手交シタリ

八、「プ」ノ私見ト稱スルモノハ畢竟余ハ金本位ヲ信奉シ今
次ノ戦後ハ金本位ニ復歸スル傾向トナルヘク現在「タ
イ」カ磅本位ヲ取レルハ前任者ノ失政ニシテ余ハ之カ是
正ヲ方針トス而シテ我方カ「タイ」產物資ヲ輸入セント
セハ「タイ」國ニ信用ヲ設定セハ足り通貨法ノ改正等ノ
間接的方法ヲ執ルヲ要セストノ趣旨ニシテ「プ」ハ本意
見ニ依レハ到底通過法^電ノ改正竝ニ決濟ヲ實行スル意思無
キモノノ如シ現下ノ情勢「タイ」政府内部ニ於テ意見ノ
統一ヲ見ルニハ重大ナル變化ヲ必要トスヘク之ハ時間的
ニモ相當長期ヲ要スヘキモノト豫想セラレ
本電大藏省ヘ即刻回付相成度シ尙本電、乃至六、正金銀行ヘ
即刻連絡相成度シ

編注 「(以下四字脱)關係」は、後に「(英國ニ依リ日「タ
イ」間ノ正常通商關係ヲ)」と訂正された。

904

昭和16年7月30日

在ブラジル石射大使より
豊田外務大臣宛(電報)

米国の在伯日本資金凍結要請に対するブラジ ル政府の対応振りについて

リオデジャネイロ 7月30日後発

本 省 7月31日前着

第三〇一號

往電第二八七號ニ關シ

當國陸軍大臣ノ内話トシテ同大臣側近ノ齋ス所ニ據レハ米
ヨリ伯ニ對シ日本資金凍結方申入アリ伯大統領ハ直ニ態度
ヲ決シ兼ネテ來月八日頃「パラグアイ」訪問ヨリ歸來後何
分ノ決定ヲ爲スヘシトノコトナリ伯ノ對米關係ヨリ觀テ本
件ニ付テモ不利ナル決定アルヲ惧ルル次第ナリ
尙二十八日華府「ユープー」確カナル筋ヨリノ情報トシテ
「米ハ羅典亞米利加ヲシテ對日經濟制裁ニ共同戰線ヲ張ラ
シムル爲ノ具體案ヲ考究中ナル旨」及同日「エーピー」
「ウエルズ」カ新聞記者會見ニ於テ羅米諸國モ亦米國ノ對
日經濟措置ト同様ノ措置ヲ執ランコトヲ希望スト語レル
旨」ノ兩電ハ冒頭情報ヲ裏書キスルモノト思ハル
亞、智、祕ヘ轉電セリ

2 資産凍結措置への対応

905

昭和16年7月30日

在米國野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

米國諸港へ入港した日本船舶の積み荷に関し

ては個々に処置し妥協はしないとの國務長官

代理の回答について

ワシントン 7月30日後発

本 省 7月31日前着

第六一號(大至急)

往電第五九三號ニ關シ

三十日「ウエルズ」ヲ往訪ノ際日本船舶積荷ニ對スル措置

振リヲ尋ネタル處日本船カ入港スレハ所要ノ燃料ト共ニ出

港許可ヲ與フヘキモ積荷ニ關シテハ個々ノ場合ニ付處置ス

ヘク之レ以上ノコトハ妥協サレスト語リタリ

依テ早速桑港總領事ト電話連絡セルカ「ツツイラ」爆撃事

件モアリ此ノ際積荷ハ卸スコトナク其ノ儘持歸ル外ナシト

存セラル

北米各領事、馬尼刺、加、墨、智利、伯、亞、巴奈馬、晚

香坡へ轉電セリ

906

昭和16年7月30日

在シンガポール鶴見總領事より
豊田外務大臣宛(電報)

対日資金凍結令の在留邦人に与えた影響およ

び応急措置について

シンガポール 7月30日後発

本 省 8月2日前着

第三八六號

今次凍結令ノ當地在留邦人ニ對スル影響ト應急措置左ノ通

リ

一、貿易

本邦トノ貿易ハ勿論邦人商社ト第三國貿易モ總テ杜絶ノ

外ナシ從テ貿易ニ從事セル本邦商社ノ支店出張所等ハ存

立ノ意義ヲ失ヒ全然其ノ活動ヲ封セラレ僅ニ現金ニ依ル

手持商品ノ賣買及他國品又ハ當地製品ノ「ローカル」取

引ニ極限セラルヘク勢ヒ極度ニ減員シ經費ノ節減ヲ計ル

外ナシ三井ノ如キハ差當リ社員十五名ノ内五名ヲ「タ

イ」國ニ轉任セシメ現地使用人六十名ハ是ヲ半減スル趣

ナルカ三菱、郵船、正金、臺銀、華南ヲ始メ千田、野村、

カシヨウ等モ大體三分ノ一程度ニ減員ノ筈

二、商業

本邦トノ貿易杜絶ノ結果邦品ニ依存セル地場卸小賣商ハ在荷賣盡シノ上ハ第三國品又ハ當地製品ヲ印度商華商等ヨリ買入レノ途ヲ講スルカ然ラサレハ閉店ノ已ムナキニ立至ルヘシ仍テ同種商店ノ合同、店員ノ最少限度減員ヲ以テ經營ノ合理化ヲ計リ餘剩店員ハ「タイ」、佛印等他ノ共榮圈ニ移シ生活ノ途ヲ講スルノ外ナク目下具體策考究中

三、護謨園

當領重要物産タル關係上引續キ經營シ得ルモ既收利益金タル銀行預金ハ總テ凍結サレ今後ノ利益金モ全部現金ニテ保有セサル限り凍結サルヘシ

四、鑛山

現在迄ハ鑛石ノ積込ミ許可サレ積取り船ノ出帆モ支障ナキモ將來本邦ヨリノ送金力凍結サレ使用不能ノ場合ハ操業停止ノ外ナカルヘク本件目下總督ト交渉中不日判明ノ筈

五、漁業

目下重要食料供給機關タル關係上政府モ之ヲ阻止スルノ

意嚮ナキモノノ如ク漁船ヘノ燃料積入レモ許可シ居ル處其ノ必需品タル漁網及漁具ヲ本邦側ニ於テ輸出禁止スル場合事業繼續不可能トナルヘク當業者モ民主國側ニ食料ヲ供給スル事業タル見地ヨリ本邦ヨリ前記必需品中止ノ場合廢業歸國モ亦已ムナシトノ意見ナルカ本件更ニ詳細追信スヘシ

六、醫師

最近華僑患者ノ出入増加シ稍好況ナレトモ家族ヲ歸朝セシメタルモノ多ク家族送金不能トナラハ引揚ノ外ナカルヘシ

七、「ホテル」、料理店、洗濯、理髮、大工、其他在留邦人ヲ主要顧客トスル各種業者ハ邦人ノ減少ノ爲立チ行カサルモノ多ク又多少ノ蓄ヘアルモノモ持チ出シ不能ノ爲苦境ニ陷入レリ

907

昭和16年7月31日

豊田外務大臣より
在米國野村大使、在オーストラリア河
相公使、在パタピア石沢総領事他宛
(電報)

日本船舶の積み荷代金につき任国政府から何

2 資産凍結措置への対応

らかの保障取付けまでは貨物の積み卸しを差し控える方針について

本省 7月31日午後8時30分発

合第一六八〇號(機密、至急)

(バタウイア宛ニハ往電合第一六七一號ニ對シ)

本件交渉成立ノ見透シ付ク迄入港船ハ荷物ノ積卸シヲ差控フルコトト致度關係省意嚮ニ付右關係業者ニ御指令置キ相成度

尤モ此ノ際代金凍結ノ如何ニ拘ラス積荷ヲ積卸シスルコト今後責任國トノ通商關係維持ノ爲是非必要ナリトノ御見込ナルニ於テハ其ノ旨電報アラハ關係省再應說得方努力スヘシ

尙積卸シヲ拒ム結果船舶ノ出港ヲ不可能ナラシムルカ如キ虞アル場合ニハ積卸シ方御指令相成差支ナシ

編 注 本電宛先は、米、メルボルン、豪、マニラ、シンガ

ポール、バタビア、コルカタ、ラングーン、ウエリントン
の各在外公館長。

908 昭和16年7月31日 在米国野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

対日資金凍結を新段階とする在米外務機構の

調整につき意見具申

ワシントン 7月31日午後発

本省 8月1日午後着

第六一八號

米國⁽¹⁾ノ對日資金凍結ヲ新段階トスル日米關係ニ對處スル爲差當リ在米外務機構ニ付考慮ヲ要スル諸點ニ關シ卑見左ノ通具申ス此ノ種事項ハ急轉スル事態ノ前ニハ兎角手遅レトナル恐レアルニ付早キニ望ンテ適當ノ決定相成リ所要ノ訓令ヲ發セラルル様致度シ

一、領事館閉鎖ニ對スル對策

獨伊ノ例ニ鑑ミ些細ノ事件ヲ契機トシテ米國カ在米帝國領事館ノ閉鎖ヲ要求シ來ルコトハ想像ニ難カラス(F、

B、I等ニ於テ沿岸領事館ノ行動ニ目ヲ光ラシ居ルコト往電第五四九號ノ通)右ニ備フル爲各公館ニ於テ引揚後ニ於ケル居留民保護對策ヲ確定シ置クコト必要ナルヘク更ニ閉鎖ノ場合折角有能且經驗アル人員ヲ米洲ヨリ失フ

コトヲ避クル爲

出來得レハ現地備ノ増員等ノ方法ニ依リ出來得ル限り手ヲ省キ固有ノ人員ノ一部ハ豫メ在米(特ニ電信係員ノ増員緊切ナリ)又ハ中南米大公使館ノ増強ノ爲配置スル等ノ方法ヲ考慮アリタシ

二、右閉鎖ニ至ラサル以前ニ於テモ場合ニ依リ比較的重要性少キ公館ノ縮少ヲ考慮シ其ノ人員ヲ重點主義ニ依リ他ノ諸公館ノ増強ニ振向ケラレタク又紐育ノ館員ノ一部ハ大使館在勤(實際上紐育ニ於テ勤務ス)トスルコトヲ考慮セラレタシ

三、⁽³⁾本使ニ於テ在米各領事官ヲ單ニ監督スルノミナラス指揮ヲモナスコトハ時局ニ鑑ミ事務統一保持上竝ニ緊急事態對處ノ爲必要アルヘキニ付在滿大使及在支大使ノ例ヲ參照シ所要ノ大臣訓令ヲ御發出相成様致度シ

四、今後在米及中南米各公館ト益々緊密ニ聯絡ヲ遂クル要アリ本省ヨリノ傳書使モ不規則トナルヘキニ付當館ト西岸トノ間ニ數クトモ一週一回聯絡官(傳書使ヲ兼ネシム)ヲ往復セシムルコトトシ右ハ本使ト桑港總領事ト打合ノ上適宜實行スルコトト致度シ尙中南米トノ間ニハ一箇月一

回之ヲ實行スルコトト致度シ

尙紐育ト當館トノ間ニハ出來ル丈頻繁ニ傳書使ヲ往復セシムルコトト致度ク右ハ電信事務聯絡ノミナラス資金解除「ライセンス」ニ關スル事務處理上モ必要トナルヘキ見込ナリ

北米各館(「ホノルル」ヲ含ム)ニ轉電シ參考迄ニ伯、加、墨ニ轉電セリ

909 昭和16年7月31日 在英国上村臨時代理大使より 豊田外務大臣宛(電報)

在本邦英国人の個人預金に対する外国人関係

取引取締規則の適用緩和方請訓

付記 作成年月日、作成局課不明

外国人関係取引取締規則の実施状況

ロンドン 7月31日後発
本省 8月1日夜着

第五三九號(至急)

英國側ニ於テハ在英邦人預金ヲ凍結令ノ適用外ニ置キ居ルコト往電第五二六號所報ノ通りナル處我方ハ個人ニモ制限

2 資産凍結措置への対応

ヲ加ヘ居ル爲(貴電合第二二五七號)英國側ニ於テモ右ニ對
應シ邦人預金ニ報復的凍結ヲ考慮シ居リ右ハ案外近日中ニ
實現ノ運ヒトナルヤノ聞込モアリ萬一然ルヘキ場合ハ在留
邦人ニ取り由々シキ生活上ノ大問題トナルノミナラス貴電
合第一六二二號末尾及合第一六五八號ノ次第モアリ我方ニ
於テモ個人竝ニ大使館及領事館(脱?)本件規則ノ適用ヲ免
除スル様御考慮ノ上何分ノ儀至急回電アリタシ

(付記)

外國人關係取引取締規則

- (イ)昭和十六年七月二十八日大藏省令ヲ以テ公布即日實施セ
ラレタル本規則ハ從來ノ外國爲替管理法ノ取締ヲ一層強
化セルモノニシテ所謂對米英蘭資産凍結令ナリ
- (ロ)本規則ハ米英蘭三國政府ガ對日經濟壓迫ノ爲トリタル
夫々ノ對日資産凍結令ニ對抗スルモノニシテ右ノ對日措
置ヲ反省、緩和セシムル防衛手段ナリ
- (ハ)本規則ハ全外國ニ發動スルコトナク大藏大臣ガ國ヲ指定
シ始メテ發動スルモノニシテ大東亞戰開始迄ニ指定セラ
レタル國(指定國)ハ米國(比律賓ヲ含ム)英帝國(自治領

ヲ含ム)及和蘭(蘭印ヲ含ム)ノ三國ナリ

(ニ)本規則ノ主タル内容ハ指定國及同國人ノ經濟的活動ヲ大
藏大臣ノ許可制ノ下ニ全面的ニ封鎖スルニ在リ、許可ヲ
要セサルハ唯在本邦指定國人ガ

(1)百圓以下ノ動産ヲ取得乃至處分スル場合(第九條)

(2)一世帯一ヶ月五百圓ヲ限度トシテ金錢ノ授受ヲ爲ス場
合(第十四條)

(3)税金又ハ本邦人タル使用人ニ對シ給料ヲ支拂フ場合

(第十五條)

ニ限ル

(ホ)右ノ如ク本規則ハ事實上對敵取引禁止令ナル處本規則施
行後

(1)米英蘭ノ對日措置ノ緩和ニ伴フ我方措置ノ緩和

(2)本邦側ニ有利ナル指定國人トノ取引ノ取締緩和

(3)指定國人トシテ取締ル必要ナキモノノ本規則ヨリノ除
外

等ノ爲隨時一般許可ヲ公布シ一般許可ノ範圍ニ於テ指定
國人ハ大藏大臣ノ許可ヲ要セザルコトトセリ十二月八日
迄ニ公布セラレタル一般許可ノ數ハ六五二上ル

(ハ)本規則ハ施行當時在本邦英米蘭外交官及領事官ニ對シテモ適用アリタル處米英蘭ニ於ケル本邦外交官及領事官ノ待遇ニ鑑ミ一般許可ヲ以テ

(1)英蘭外交官及領事官ニ對シテハ指定國人ヨリ除外シ以テ本邦人ト同様ニ待遇シ

(2)米外交官及領事官ニ對シテハ日米取極ニ基キ一部規則ノ適用ヲ免除シ職務執行ニ必要ナル館費、俸給ノ使用等ヲ認メタリ

(ト)本規則ハ大東亞戰開始後モ引續キ效力ヲ有シ(但シ一般許可ノ一部ハ戰爭勃發ト共ニ取消サレタリ)一方後述敵産管理法ト同列ニテ敵産ノ取締ニ適用セラルルト共ニ他方本邦ニ對シ宣戰布告又ハ國交斷絶ヲ爲セル國ニ對シ適用セラレ居レリ

(チ)戰爭後本規則ノ適用ヲ受クル國ハ左ノ通り

「イラーク」、「エヂプト」、「コロンビア」、「キューバ」、「ドミニカ」、「ホンデユラス」、「グアテマラ」、「コスタリカ」、「ニカラグア」、「サルヴァドル」、「ハイテイ」、「メキシコ」、「パナマ」、「ベルギー」、「ギリシヤ」、「ノルウエー」

(リ)大東亞戰後ニ於ケル敵國及宣戰布告又ハ國交斷絶國公館員ノ財産ノ取扱ニ關シ

(1)敵國公館員ニ付テハ前述(ハ)ノ一般許可ヲ取消シ

(2)宣戰布告又ハ國交斷絶國公館員ニ付テハ新ニ本規則ノ指定國人トセリ

尤モ本規則ニ基ク預金引出又ハ私有財産賣却ニ當リテノ一々ノ許可申請ハ煩雜ナルヲ以テ大藏省ト協議シ許可ニ代ル承認ヲ以テ簡易的ニ處理シ其ノ不便ヲ除去セリ

910

昭和16年7月31日

在コルカタ岡崎總領事より
豊田外務大臣宛(電報)

対日資金凍結令の在留邦人に与えた影響および
応急措置について

別電 昭和十六年八月一日発在コルカタ岡崎總領事

より豊田外務大臣宛第九二号

対日資金凍結措置に関する新聞論調

シムラ 7月31日後発

本省 8月4日後着

第九一號(至急)

往電第八五號ニ關シ⁽¹⁾

一、印度ニ於ケル資金凍結問題ハ目下ノ處銀行ニ對スル措置ニ留マリ一切在孟買準備銀行ヨリ指令ヲ發シ居ル處右ノ結果差當リ既約品ヲ除キ總テノ輸出入ノ商賣カ停マリ居ルハ事實ナルモ印度側トシテモ棉花ノ處分等困難ナル問題モアルニ付或程度ノ日印貿易ハ持續シタキ意嚮ナルカ如ク目下英本國及米國等ノ態度乃至我方ノ出方ヲ觀ツツ具體策ヲ決定セントシ居ルモノト觀察セラルル從テ邦船ノ抑留等ハ考ヘ居ラサルカ如シ

二、在留邦人側ハ前途ヲ悲觀シ此ノ際引揚ヲナス外ナシトテ當方ノ意見ヲ求ムルト共ニ引揚船ノ斡旋ヲモ依頼シ來ルモノアル處差當リハ商賣一切停頓シ居ルモ凍結問題カ一應整理着カハ前記ノ如キ貿易再開ノ可能性モ全然ナキ譯ニ非ス

⁽²⁾唯帝國政府ニ於テハ本件措置ハ豫テヨリ豫期セラレタル所ニシテ右ニ對スル萬端ノ用意備ヒ居ル旨大藏大臣ヨリ發表セラレ居ル次第モアリ出先ニ於テハ狼狽シテ印度政府ニ對シ凍結ノ範圍乃至貿易持續ノ可能性等ヲ問合せ廻ルカ如キハ政府ノ威嚴アル態度ヲ損スルノミナラス事實

印度側トシテモ未タ具體案決定シ居ラスト認メラルル今
日満足ナル回答ハ得ラレサルヘシト存ス就テハ反對ノ訓
令ナキ限り當方トシテハ沈黙ヲ守リ先方ノ出方ヲ注視ス
ルニ止ムルコトニ致度ク又在留邦人ニ對シテモ此ノ際政
府ノ措置ニ信賴シ今少シ事態カ明瞭ナルヲ俟チテ態度ヲ
定ムル様指示シタキ所存ナルカ右ニ付心得フヘキ點アラ
ハ御回電ヲ請フ

三、⁽³⁾本件ニ關スル新聞論調別電第九二號ノ通り

孟買へ轉電セリ

(別電)

シムラ 8月1日後発
本省 8月4日後着
第九二號

往電第八六號ニ關シ

英米ノ資金凍結發表以來一般ニ論調硬化シタルカ更ニ最近
ハ帝國カ「タイ」ニ對シテモ要求ヲ爲サントシ居ル旨ヲ頻
リニ書立テ居リ而シテ英系新聞ハ凍結措置ヲ以テ「デモク
ラシー」諸國ノ協力ニ依ル最モ有效且果敢ナル行動ニシテ

日本今後ノ行動ニ對スル充分ナル警告ナリトテ之ヲ稱揚シ貿易杜絶ハ日本ニ取り最大ノ打撃ナルコトヲ強調シ居ル處印度系新聞ハ本措置ニ依リ印度ノ生活費ハ更ニ昂騰シ大衆ハ益々困難スヘキコトヲ述フルト共ニ日本モ之ニ屈服スル筈無キニ付結局戦火カ東亞ニ波及スルハ時期ノ問題ナリト謂フニ傾キ何レモ戦争ノ發生ヲ間近ニ感シ居ル模様ナリ孟買、「カラチ」へ轉電セリ

911 昭和16年8月1日

在バタビア石沢総領事より
豊田外務大臣宛(電報)

蘭印に戦争の脅威が発生すれば同盟国と協力して抵抗するとの蘭国女王のラジオ声明について

バタビア 8月1日前発

本省 8月1日前着

第七一一號

三十日夜和蘭女王ハ本國及植民地ニアル國民ニ向ケ「ラデオ」放送ヲ爲シ蘭印近邊ニ戦争ノ脅威生シタルヲ指摘シタル後政府カ英米ト緊密ナル協力下ニ總ユル事態ノ發生ニ對處シ居ルヲ強調和蘭ハ嘗テ他國ヲ攻撃スヘキ措置ヲ執リタ

ルコト無キモ若シ和蘭領土ニシテ武力ヲ以テ脅サルルコトアラハ敢然トシテ刃向フハ言フ迄モ無ク蘭印ノ地理的位置ヨリシテ同盟國トモ協力シテ戦ヲ厭フモノニアラスト確言シタル後最近ノ内閣改造カ自由獲得戦争遂行上特ニ強化ノ要アリタルニ基ケル旨附言セリ
濠、河内、新嘉坡、盤谷、馬尼刺へ轉電セリ

912 昭和16年8月2日

在米国野村大使より
豊田外務大臣宛(電報)

対日資金凍結令に関する米国世論の動向報告

ワシントン 8月2日後発

本省 8月3日後着

第六二八號

對日資金凍結令ノ發表ハ時恰モ獨蘇戦況カ平凡ニ成リ居タル際トテ一兩日間新聞ノ「トツプニュース」ト成リ各新聞ノ意見ハ豫期セラレタル通り一齊ニ政府ノ措置ヲ支持シ對日「アツピーズメント」政策ハ終ヲ告ケ日本ノ留マル所ヲ知ラサル侵略ニ對シ嚴然タル現實的態度ヲ以テ臨ムコトトナリ茲ニ日米ノ關係ハ新段階ニ入レリト爲セリ

唯最初ハ凍結令即チ全面的「エンバーゴ」ナルヘシト感違シタル爲之ニテ日本ハ久カラヌ間ニ經濟的破綻ヲ來スヘシト書立テタルモノモアリシカ要スルニ米國ハ傳家ノ寶刀ヲ抜キタル丈ニテ之ヲ如何ニ振廻スカハ今後ノ日本ノ出方如何ニ依ルコト明瞭トナルニ及ヒ今次ノ措置ハ日本ニ對スル最後ノ警告ニシテ若シ日本力之ヲ無視スレハ米國ハ英國和蘭ト協同シ且中南米ヲ合シテ經濟戰爭ヲ直ニ開始シ日本ヲ窒息セシムルコト容易ナリ此ノ警告ハ日本軍閥ノ頭ニ對スル冷水三斗ト成リ穩健妥當派カ日本ノ舵ノ取方ヲ誤ラサラシメンコトヲ望ム旨ノ論旨多數ヲ占メタリ更ニ一部ニハ米國ノ決意ハ出來居ルモサレハトテ大西洋戦力大切ナルニ付太平洋ノ米艦隊ヲ以テ兩洋戰爭ヲ爲スカ如キハ餘程慎重ニ考慮スルヲ要ストノ對日戰爭自重論モ現ハレタリ

(2) 一方我方大藏省當局談カ日本ノ對米報復措置ハ一ニ懸テ米國ノ出方如何ニ在リトセルコト竝ニ我方輿論カ漸次激昂シツツアルコトヲ傳ヘ(例之德富蘇峰ノ論文)又支那各地ニ於テ我方ノ執リタル措置、上海共同租界ニ對スル脅威等ノ報道ト共ニ我方ハ日本公債ニ對スル八月一日ノ利拂ヲ爲ス用意アル旨財務官談ハ注意ヲ惹キツツアリ

尙今次ノ措置ハ「モルゲンソウ」「イツクス」「スチムソン」「ノツクス」一派ノ對日強硬論カ遂ニ通リタルコトヲ指摘スルト共ニ全般の背景トシテハ對蘇戰ニ於ケル獨軍ノ戰況渺々シカラサルコト、英空軍連日ノ活躍、大西洋戰ニ於ケル損害ノ減少、米國國防産業ノ充實等カ米國ヲ強氣ニナラシメタルコトヲ指摘ス

更ニ今後ノ日本ノ出方ニ付テハ南方ヲ衝クカ(ソレニハ準備ニ相當ノ暇カカルヘシト云フ)北方ニ出ルカ(北支及滿洲ニ於ケル我軍ノ集結ヲ傳フ)明カナラス何レニスルモ今ヤ全ク孤立セル日本ノ前途ニハ幾多ノ困難アルコトヲ指摘シ日本ノ次ノ行動ヲ注視シツツアル模様ナリ

加、墨、古倫比亞、伯ヘ轉電セリ

伯ヨリ亞、智、祕ヘ轉電アリ度

913 昭和16年8月5日

豊田外務大臣より
在英國上村臨時代理大使宛(電報)

在本邦英國人の個人預金に対する規則適用免除は不可能だが運用で事実上英側と同等の取扱いをなすべき旨回訓

貴電第五三九號ニ關シ

大藏省トモ協議セルカ我方トシテハ法令ノ建前上個人ヲ適用外ニ置クコトハ不可能ナルモ一般許可其ノ他ノ方法ニテ事實上英側ノ取扱ト同様ノ結果トナルカ如キ取扱ヲナス意嚮ナルニ付テハ右篤ト英側ニ御説明相成度シ尙外交官領事官ノ取扱ニ付テハ別電〔別電ヲス〕ノ通りナリ

914 昭和16年8月6日

在バタビア石沢総領事より
豊田外務大臣宛(電報)

シンガポール、蘭印への脅威急迫の報道に對する蘭印の世論動向報告

バタビア 8月6日前發

本省 8月6日前着

第七五〇號

日本カ佛印二次イテ「タイ」國迄觸手ヲ伸サントシ居ル旨ノ報道ハ連日當地新聞紙ヲ賑ハシ居ル處南太平洋ニ於ケル日本ノ勢力日増ニ増大シ新嘉坡、蘭印ニ對スル脅威ハ寸前

ニ迫リツツアルニ反シ今日迄太平洋ノ現狀維持ヲ主張シ來レル米國ノ態度依然トシテ生温キモノアルニ對シ當領輿論ハ漸次不滿ノ色ヲ示シ來リタル處米ノ對日石油「エンバーゴ」カ特定種類ノ石油ニ限ラレ日本ノ「タンカー」ハ引續キ米國ヨリ石油ヲ積ミ採ル旨ノ情報現ハルルヤ米國ノ誠意ヲ疑フ氣分濃厚化シ各蘭字紙ハ連日ニ亘リ米國ノ對日態度ヲ論難シ始メ歐洲ノ小國ヲ見殺シニ(シ)大國佛蘭西ヲ滅亡セシメタルモ口先丈ノ援助ニ終始セル米國ノ責任ナルカ今復タ太平洋ニ於テモ此ノ態度ヲ改メス支那佛印次ニ「タイ」國ヲモ日本ノ傘下ニ追込マントナシツツアリ蘭印ハ英米ト協力シテ對日經濟壓迫ニ出テ居ルモ右ハ三國中最弱小ナル蘭印ニトリ單ナル冗談ニ非ス死活ノ問題ナリ從テ英軍カ乘氣ヲ有セサルニ拘ハラス蘭印ノミ大國氣取ヲナシ行過キタル行動ヲ示シ日本ヨリ反撃ノ矢面ニ立タサレサル要心コソ肝要ナリトテ政府ニ對シ現實ヲ直視スルコト(ヲ)要望スル聲強キ處他方米國ノ控ヘ目ナル態度ニ同情ヲ示シ右ハ太平洋ニ戰火ノ波及ヲ避ケ日本ニ於ケル親英米分子トノ協力ニ望ヲ捨テス浦潮經由對蘇物資供給ノ道ヲ開キ置カントスル考慮ニ出ツルモノニシテ米國カ南太平洋ニ關心ヲ失ヒ

タルモノト見ルヘカラスト爲シ又米國內孤立主義者ノ意見
カ獨特ナル國會制度ノ爲不釣合ニ勢力ヲ有シ「ル」大統領
モ之ヲ無視シ得サルニ依ルモノナレハ總テ重要ナル權能ヲ
總テ大統領ノ手ニ集注スルコト先決問題ニシテ一時的專制
制度ハ結局民主主義ヲ救フ便法ナリト辯護スルトノ議論モ
認メラル

濠、「タイ」、河内、新嘉坡、馬尼刺へ轉電セリ



915 昭和16年8月7日

在マニラ新納総領事より
豊田外務大臣宛(電報)

日本のタイ進出に関する報道をめぐるフィリ
ピンの世論動向報告

マニラ 8月7日後発

本省 8月7日夜着

第四九六號

一般情報

一、「タイ」佛印協定成立ニ依リ當地輿論ハ稍落着キタル恰
好ナルカ日本ノ「タイ」國進出ハ不可避ナリトシ右ハ約
二箇月後ナルヘシト觀ルモノ多シ(佛印ニ於ケル地歩ヲ

固ムルニハ約二箇月ヲ要スヘシトス)

二、右ニ關聯シ英ノ緬甸飛行場整備、英軍艦ノ「タイ」近海
出動、米航空機到着ニ依ル英極東空軍ノ充實等専ラ英ノ
強硬態度傳ヘラレ居リ寧ロ米ハ「ツツイラ」事件ヲ迅速
解決、對日石油輸出禁止差控へ等日本トノ「オーブン、
コンフリクト」ヲ避クヘク慎重ヲ期シ居レリトノ印象ヲ
與ヘ居レリ

三、過般米新聞記者「インガソール」當地通過ノ際「ハイコ
ンミシヨナー」府ニ於テ佛印問題ノ推移ニ依リテハ日米
戰爭ノ可能性アルモ兎モ角動員ノ形式ニ依リ解決ヲ見ル
ニ於テハ避ケラルヘシト述ヘタル趣ニテ當地新聞記者ノ
多數ハ「タイ」問題ニ付テモ同様ナルヘシト見居レリ
四、北滿國境紛争ノ報アルモ右紛争擴大ノ如何ハ(イ)獨蘇戰爭
ノ進捗(ロ)英米ノ對蔣援助ノ限度(ハ)對「タイ」國進出ノ難
易ニ係リ居レリトシ目下ノ情勢ニテハ日蘇戰端開始ノ可
能性薄シト見ル向キ多シ



916

昭和16年8月9日

在バタビア石沢総領事より
豊田外務大臣宛(電報)

タイ問題をめぐる英米両国の対日態度に關する
蘭印紙の報道振り報告

バタビア 8月9日後発
本 省 8月9日後着

第七六七號

七日(「ブザ」)ハ「タイフーン」來ル」ト題シ「クレীগー」大使ノ申入竝ニ「ハル」國務長官ノ言明ヲ引用、世界ノ二大強國カ一體トナリテ日本ノ侵略行爲繼續ニ對シ無關心タリ得サル旨明カトセル今日日本ハ以テ如何ト爲スヤ既に後悔シ始メタルニアラスヤト反問シ日本ハ英國カ歐洲ニ手一杯ナルト共ニ米國ハ孤立派勢力ノ爲直ニ軍事行動ニ出テサルモノト考ヘ居ルヤ然リトセハ右ハ全ク致命的誤算ナレハ斯ル冒險ヲ賭スハ愚ノ骨頂ナリ吾人ハ日本カ「タイ」國占領ヲ思ヒ止リ嵐ヲ事前ニ一掃スルコトヲ希望シテ已マスト論セリ

三、「バタヴィヤ、ニユース、ブラット」ハ「イーデン」ノ下院聲明竝ニ「ハル」國務長官ノ言明ニ付満足ノ意ヲ表示タル後今次二回ノ同時聲明ハ日本ノ侵略行爲繼續ハ絕對ニ許サストノ確乎タル意思表示ニ外ナラス從テ日本ノ「タ

イ」國侵略ハ民主主義ノ蹶起ヲ意味シ直ニ宣戰布告トナルハ火ヲ賭ルヨリモ明カナリト論セリ

濠洲、「タイ」、河内、新嘉坡、馬尼刺へ轉電セリ

~~~~~

917 昭和16年8月9日 在オーストラリア河相公使より  
豊田外務大臣宛(電報)

仏印・タイをめぐる日英關係緊迫化に關し蒙  
州首相との意見交換報告

メルボルン 8月9日後発  
本 省 8月9日後着

第一四九號(館長符號扱)

一、六日本使「メンヂス」ト面談ノ節「メ」ハ佛印「タイ」ヲ挾ミ日本對英帝國關係益々面白カラサル方向ヲ示シ居ルト思フカ貴見如何、何方適切ナル解決方法ニ付考ナキヤト問ヒタルニ付形勢ニ流ルル儘ニ放置スレハ結局雨トナルヘク英米ノ對日經濟封鎖ハ寧口之ヲ激化スヘシ日英關係ノ根本ニ溯リ冷靜ニ歴史的回顧ヲ重ネ思ヒ切リタル大切開手術ノ手ヲ打タル外ニハ妙案モナカルヘシ此ノ際大者ノ東京派遣ノ件(前電御參照)如何ト問ヒタルニ同

日ノ戰事評議委員會ニ持出シタルモ勞働黨評議員ハ若シソレニテモノ別レトナラハ最早ヤ最後ナラスヤトテ贊成セスト陳述セリ茲ニ於テ全然自分一個ノ考ナルカ此ノ際常駐ノ代表者ヲ介セス政府對政府ノ直接素裸ノ意見交換ヲナセハ双方トシテ底ノ言ヒ分明トナリ其レ丈ニテモ甚タ有意義ナラスヤト述ヘ置キタリ同日ノ評議會ハ同日午後二時ヨリ夜半ニ及ヒ甚タ長時間ノモノナリシカ形勢ハ tense but not critical トノ結論ノ下ニ對策ヲ議サレタルモノノ如シ尙「メ」ハ強ク本使ニ對シ日英關係ヲ離レテ日濠關係ヲ論スルコトナカランコトヲ決シ居リ英帝國各部ノ間ニ本國指導ノ下ニ一蓮托生ノ申合セ出來居ルカノ印象ヲ得タリ

二、既電ノ通り「メ」ノ人氣落チ舉國一致鬪爭排撃ノ呼掛モ餘リ輿論ノ反應ナク早晚更迭ヲ免レサルヘク又「フアデシ」ヲ以テ代ヘントスル統一黨一部ノ策動モ内閣延命策タルト同時ニ寧ロ「メ」叩落シノ敵本主義多分ニ在リ今ノ所實現性少ク結局勞働黨「カーテン」ノ手ニ移ルモノト思ハル乍併「カ」ノ對日意見ハ既電ノ通りニテ今モ變化ナク内閣更迭ニ依リ對外國策ノ變化ハ殆ト豫想サレ

ス

三、當國人口總數ノ三割ヲ占ムル愛蘭系(「カトリック」教徒)ノ傳統的反英感情ヤ、前大戰當時彼等ノ反英反戰策動ヤ勞働黨中ノ共產派ノ存在ヤ、「ストライキ」ノ頻發ヤ、殊ニ戦局ノ獨側有利展開ノ場合等ヲ英濠分離ノ希望的可能ニ結ヒ付ケテ考フルコトハ今次ノ英獨鬪爭ノ深刻ナルヘク少クトモ目下ノ所英濠一如ノ見透ノ下ニ對濠政策ヲ考ヘラルコト肝要ト認メラル

英、米へ轉電セリ

918

昭和16年8月9日

在英国上村臨時代理大使より  
豊田外務大臣宛(電報)

極東の危機切迫に関する英国報道振り報告

ロンドン 8月9日前発

本省 8月10日夜着

第五五五號

新聞報(八日)七日夕刊及八日朝刊ハ一齊ニ極東危機切迫ノ警鐘ヲ亂打シ始メタルカ報道振左ノ通

一、「タイムス」(イ)論説日本ハ「タイ」ニ對シ行動スル模様ナルカ「イーデン」外相ハ日本ノ之以上ノ進出ハ太平洋戰ヲ意味スト警告セリ又浦潮攻撃ハ英領ニ對スル攻撃ニ等シト論シ(特情)(ロ)軍事記者「極東ノ暗影」ノ見出シノ下ニ日本軍ノ「タイ」及滿蘇國境兵力集中狀態竝ニ「タイ」ノ軍備及極東赤軍ノ優秀性ヲ敘ス(ハ)其ノ他ノ記事「メルボルン」電ハ濠洲ノ態度ヲ又新嘉坡電ハ「タイ」國ハ日本ニ義理モアリ「ヂレンマ」ニ陥リツツアリト報ス尙香港電モアリ

二、「テレグラフ」(イ)論説日本ノ意圖ハ平和的ナリト言フモ五萬ノ兵ハ佛印ヨリ「タイ」國境ヲ壓シ浦潮攻撃軍モ待機中ナリコノ際斷乎東京ヲ正氣ニ歸ラシムヘシ(特情)ト論シ(ロ)「シドニー」電ハ Hughes 海相ノ見解ト警告トヲ重要欄ニ報シ東京放送力戰爭ノ危機切迫セリト述ヘタル旨(「メイル」)「クロニクル」モ報ス)濠洲邦人多數引揚ノ報ト共ニ刺戟的ニ掲ケ居リ

三、「ガーヂアン」外交記者ハ日本ノ滿洲軍増兵ハ歐洲蘇軍總崩レノ際浦潮ヲ衝ク爲トシ同紐育電ハ米國ハ情勢ニ依リ通商斷絶「タイ」國援助或ハ國交斷絶ノ用意アリト報

ス

四、「メイル」<sup>ズカ</sup>「エキブプレス」<sup>ズカ</sup>「クロニクル」ハ上海通信トシテ日本ハ蘇聯ニ對シ浦潮地域ノ武装解除滿蘇國境ノ非武装地帯ノ設置西比利亞ニ於ケル經濟上ノ讓歩及對米戰略基地不供與ノ保證ヲ要求セル旨ヲ日本軍集結ノ報道ト共ニ大キク報シ尙日本軍カ「タイ」ヲ攻撃セハ「タイ」ハ抗戰スヘシト權威筋ハ觀測シ居ル旨報セラル

五、「ハラルド」外交記者ハ日本軍ハ蘇軍百萬ト對峙スト大見出シノ下ニ兩軍ノ勢力關係ヲ報シ右ハ「ヒトラ」ノ要求ニ依リ好機ノ到ルマテ蘇軍ヲ牽制スル作戰ナルコト伊太利參戰前ニ酷似スト報ス

919

昭和16年8月11日

豊田外務大臣  
在本邦クレギー英國大使

會談

日英關係の緊張緩和に向けタイ問題での討議

実施をクレギー大使が私的提議について

付記

昭和十六年八月七日着在英国上村臨時代理大

使より豊田外務大臣宛電報特情倫敦第一一一

号

八月六日の英国外相下院演説要旨

石井部長聲明問題等ニ關スル豊田外務大臣及

「クレーギー」英國大使會談要録

(昭十六、八、十一 於大臣官邸)

大使 八日情報局石井部長ハ外人記者トノ會見席上六日「イーデン」外相カ英國下院ニ於テ爲シタル聲明ニ言及シ同外相ノ聲明ハ若シ右カ眞實ナラハ結構ナルモ馬來ニ於ケル軍備ノ増強竝ニA B C D諸國ニ依ル對日軍事、經濟、政治的包圍陣結成ノ事實ニ鑑ミ俄ニ全幅ノ信賴ヲ置ク能ハストノ趣旨ノ聲明ヲ爲サレタリ

最モ責任アル一國ノ外務大臣カ議會ニ於テ爲シタル權威アル聲明ニ對シ他國ノ責任アル「スポークスマン」カ不信ヲ聲明セラルル如キハ甚タ遺憾ナリ。右石井部長ノ聲明ヲ契機トシテ(Oriental)東京日日ハ九日盤谷同盟電トシテ信スヘキ筋ヨリノ情報ニヨレハ英國ハ泰國ニ對シ軍事基地ヲ要求セル趣ノ報道及同日盤谷發特電トシテ支那側ヨリノ情報ニ依レハ英國ハ泰國カ對日米、護謨及錫ノ輸出禁止ヲ行フコトヲ條件トシテ泰國ト經濟協定締結ヲ提議セル趣ノ報道ヲ掲載セリ其ノ他十一日讀賣七日報

知社説十一日中外ハ夫々英國ノ泰國ニ對スル攻勢及對日包圍ニ關スル記事ヲ掲載セリ、右八日英關係既ニ頗ル緊迫(extremely strained)セル此際更ニ之ニ油ヲ注クコトトナリ頗ル遺憾ナルヲ以テ貴大臣ヨリ石井部長ニ對シ此種「デリケート」ナル事項ヲ取扱フニ際シテハ一層注意アル様御示達アルト共ニ當地新聞ニ對シテモ「デマ」報道掲載ノ取締方措置アリ度、右「デマ」報道ノ大部分ハ盤谷ヨリ發生シ居リ我方トシテハ右出所ニ付大体見當ラ付ケ居レリ

大臣 右出所ヲ承り度

大使 「オフ、レコード」ニテ申上ケンニ我方トシテハ右出所ヲ以テ在盤谷日本陸軍武官ト睨ミ居レリ現陸軍武官ノ盤谷着任以來此ノ種盤谷情報激増セリ右ハ日本カ佛印ニ關シ用ヒタル手段ニシテ英ニヨル泰ノ脅威ヲ宣傳シテ以テ日本軍進駐ノ口實ヲ得ントスルニアリ

大臣 日本カ印度泰又ハ英國ニ對シ攻撃企圖ヲ爲セルコトハ累次申上ケタル通ナル處貴大使ハ「デマ」ヲ以テ日本側ノ獨占ニ依ル如ク言ハルルモ英國コソ此ノ種虛報ノ本家ナリ英ハ最近日本軍大部隊ノ泰佛印國境進駐、日本ノ

泰ニ對スル軍事基地要求或ハ緬甸攻撃ノ爲ノ軍隊通過ノ自由要求等ノ「デマ」ヲ宣傳スルト同時ニ「ポバム」極東軍司令官ノ馬來軍備増強ニ關スル強カリ聲明ノ發表或ハ英國戰艦「ウオースパイト」號ノ臺灣出現ヲ宣傳スル等凡ユル手段ヲ用ヒテ泰國ヲ脅威シ居レリ更ニ英國系通信社ハ最近「ソ」滿國境ニ於ケル日「ソ」衝突ヲ眞シヤカニ宣傳セルモ右ハ「ソ」聯政府ニヨリ全然事實無根ナリトシテ否定サレタリ

大使 之モ「オフ、レコード」ニ御願シタキカ「ポバム」ノ聲明ニハ本使モ不尠驚キ早速苦情ヲ申述ヘ置キタル次第ナリ尤モ「ポバム」ノ立場ヨリスレハ無理カラヌ點ナキニ非ス即日本ノ大軍力泰佛印國境ニ集結シ緬甸「ルート」遮斷及「シンガポール」攻撃ノ準備中トノ報道頻々タルニ拘ラス馬來及緬甸ニ於ケル英軍ハ船腹不足等ノ爲思フ様ニ増強出來ス同方面ニ於ケル住民ハ不安ニ襲ハレ居ルニ付之ニ英側ノ戰備成レル旨ヲ知ラセ以テ落付キテ生業ニ從ハシムル必要アルニ因ルナリ、馬來ニ於テハ若干ノ英軍集結セル處右ノ數ハ恐ラク日本側ノ優秀ナル諜報網ニ依リ既ニ御承知ナランモ頗ル小部隊ニ過キス、唯

空軍ノミハ最近著シク増強サレタルコト事實ナリ、併シ乍ラ空軍ノミニテ泰或ハ佛印ヲ占領シ得サルコト明瞭ナルヲ以テ泰國或ハ日本側ニ於テ特ニ脅威ヲ感セラルル理由ナシ、又「ウオースパイト」號ノ臺灣出現ニ付テハ本使ハ何等確報ニ接シ居ラス右ハ恐ラク獨逸邊ヨリ出タル虛報ナラン、本使ハ「ウオースパイト」號カ損傷ヲ受ケタルコトモ承知セス(曩ニ同船カ諾威沖ニテ損傷セリトノ情報ハ獨側ノ宣傳ナリシコト判明セリ)況ンヤ同船カ修理ノ爲遙々本國ニ赴ク如キコトハ考ヘ得ス(此ノ點ニ關シ十二日「クレーギー」大使ヨリ歐三柿坪ニ對シ直接電話アリ昨日大臣トノ會談後本件ニ付早速電照セル結果右ハ全然虛報ニシテ「ウオースパイト」號カ臺灣ニ現レタル事實ナキノミナラス他ノ如何ナル英國軍艦(hor any other His Majesty's warships have been sent to the Gulf of Siam)ト雖モ臺灣ニ派遣サリシコト判明セル旨竝ニ「ウオースパイト」號ノ現在地ハ通報シ得サルコト及右ニ拘ラス英國ハ今後何處ヘナリトモ欲スル所ハ軍艦ヲ派遣スル權利ヲ留保スル旨ヲ述ヘ右ヲ大臣ニ傳達方依頼アリタリ)尙滿「ソ」國境ニ於ケル日「ソ」衝突「デマ」

ニ付貴大臣ハ右ノ出所カ英國側通信社ナル旨述ヘラレタルモ滿洲國ノ内部ニ於テモ右情報流布サレ居ルコト事實ナリ要スルニ日英トモ何等カ爲ニセントスル國 (interested countries)ニ依リ捏造セラルル虚報ニ騙セラレ互ニ猜疑心ヲ逞ウシテ一步一步深淵ニ落込ツツアル處最良ノ對策ハ互ニ疑惑ノ根據ヲ打明ケテ冷靜ニ話合フコトナリ

何故貴大臣ハ手札ヲ示サレサルヤ (Why not put your cards on the table) 吾人トシテハ何等自己ノ手ヲ匿サントスルモノニ非ス即英國ハ何等泰國ヲ脅威セントシ得ルモノニ非ス、英國ハ自己ノ防禦ニ汲々タル状態ナルヲ以テ泰馬來國境ニ於ケル軍隊ノ集結モ單ニ豫防的且防禦的性質ヲ出テス併シ乍ラ吾人ハ攻撃的企圖ヲ有スト認メラルル強國カ爲ニセントスル國ノ使噉ニ基キ英領及蘭印ニ逼り來ルヲ控テ傍觀シ得ス蘭印ハ印度及馬來ト濠洲及新嘉坡トノ交通線ヲ構成シ居ル關係上英トシテハ蘭印ニ對スル第三國ノ脅威ヲ以テ英ノ生命線ニ對スル脅威ト看做シ居リ右ニ對シ攻撃アル場合ハ抵抗ヲ決意シ居レリ

大臣 爲ニセントスル國及攻撃的企圖ヲ有スル國トハ一体

何國ヲ指サルルヤ

大使 前者ハ獨逸及支那(此ノ點「オフ、レコード」ニシテ後者ハ日本ナリ、獨逸ハ事毎ニ日本ヲ使噉シテ英國ト衝突セシメントシ居ル處蔣介石モ同様ナリ

大臣 貴國ハ重慶ニ大使ヲ常駐セラレ居ルコトナレハ支那カ英國ノ好ニサル日本トノ衝突ヲ策シ居ルモノトセハ何故重慶ニ對シ強硬抗議セラレサルヤ

大使 本使ハ東京着任以來四年間ニ亘ル新聞ノ熟讀 (reading of newspapers between the lines) 蔣政權ノ遣リ口ニ對スル研究及祕密情報ノ入手等ニ依リ蔣カ日英衝突ヲ劃策シ居ルコトヲ確信シ居ルモ未タ在重慶英國大使ノ逆襲ヲ豫防シ得ル如キ確乎タル證據ヲ握リ得サル爲公ニ進言シ得サルナリ同大使ハ蔣介石ニ不利ナル情報ニ耳ヲ傾ケル如キ人物ニ非ス

貴大臣ハ日本カ英國攻撃ノ企圖ヲ有セサル旨確言セラルルモ日本軍ノ南進ノ事實ハ英側ヲ脅威セサルヲ得ス

四年前本使着任當時日本軍ハ北支ニ入りツツアリタルカ其後日本軍ハ中支、南支、北部佛印入り更ニ最近ハ南部佛印ニ進駐セリ、南部佛印ニ進駐セル日本軍ハ支那事變

トハ直接關係ナク右ハ專ラ英國及佛印ノ隣接國ニ對スル  
攻撃ヲ目的トスルモノト見サルヲ得ス

大臣 支那事變カ長引キ戰線カ中、南支ト擴大シ行キタル  
原因ノ一ハ英國ノ援蔣行爲ナリ

大使 ヨク英國ノ援蔣行爲ヲ持出サルルモ日本ノ三國同盟  
加入以前ニ於ケル援蔣行爲ハ頗ル制限サレタルモノニ過  
キス事變發生後間モナク英ハ法幣維持ヲ目的トスル對蔣  
借款ヲ許容セルモ右ハ僅カ五十萬磅ニ過キス其ノ後一九  
三八年三百萬磅ノ借款ヲ許容シ右ハ武器ノ供給ヲモ含ミ  
キタルモ其ノ有效トナリタルハ一九三九年ニ入りテノコ  
トニシテ其ノ後間モナク歐洲戰爭發生セル爲英ノ對蔣武  
器供給余力ナクナリ右借款モ充分效果ヲ擧ケ得スシテ終  
リタリ三國同盟成立以前ニ於ケル英ノ香港等經由對蔣武  
器供給量ハ蔣ノ武器輸入總量ノ二乃至三「パーセント」  
ニ過キス

此ニ反シ獨逸ハ實ニ六〇「パーセント」ノ武器ヲ供給シ  
居タリ然ルニ三國同盟成立ニヨリ事態ハ一變シ本使ハ當  
時松岡前大臣ニ對シ萬事休セル旨(1 am through)告ケタ  
リ、其ノ後英ノ對蔣援助ハ稍積極のトナリタルモ歐洲戰

争ノ爲蔣ノ抗戰能力ヲ左右スル如ク大シタモノニ非ス蔣  
ノ抗戰力ハ主トシテ自力ニ依ルモノナリ

大臣 貴大使ハ日本ノ行動カ盡ク獨逸ノ使囑ニ基ク如ク言  
ハルルモ右ハ事實ニ非ラス我國民ハ八紘一字ノ肇國精神  
ニ基キ各國民カ夫々其ノ所ヲ得ル如キ社會ノ實現ヲ望ム  
モノニシテ先ツ東亞ニ於ケル各民族カ夫々平和ト繁榮ヲ  
享受シ得ル如キ社會ヲ作り出サンカ爲ニ努力シ居ルモノ  
ニシテ何等他國ヲ脅威セントノ意向ヲ有セス

大使 貴大臣ノ御言葉ニモ拘ラス日本ハ泰國ニ於テ現ニ軍  
事的、政治的、經濟的「プリドミナンス」ノ地位ヲ得ン  
トシ其ノ爲ニ英國ヲ泰ヨリ追出サント劃策シ居レリ

大臣 英國ハ日本ノ經濟的進出ヲモ問題ニスル次第ナリヤ  
大使 歐洲ニ於ケル獨逸ノ遣リ口ニ依リ充分證明サレタル  
如ク強國ノ弱國ニ對スル侵略ハ先ツ「エコノミック、ペ  
ネツレーション」ニ始リ遂ニ軍事的の占領ニ至ル經路ヲ辿  
ルモノナレハ經濟的進出ト云フモ侵略ノ一手段ニ外ナラ  
ス

大使 <sup>(同カ)</sup>英國ハ米國ト共謀シテ日本ノ物資獲得ノ道ヲ塞キタ  
ル外本國ヲ失ヒ全ク無力トナレル蘭印ニ迄強壓ヲ加ヘ對

日物資供給ノ妨害ヲ爲シタル處物資補給ノ路ヲ失ヒタル日本カ泰國ニ所要物資ヲ仰クコトスラ妨害セントスルモノナリヤ右ハ日本ニ對シテ自殺ヲ強フルモノニアラスヤ大使 英國トシテハ何等日本ヲ泰國ヨリ追出サントスルモノニ非ス英國ハ從來通り泰國ヨリ米、護謨、錫等ノ所要物資ノ正常量ヲ輸入シ得ハ満足スルモノニシテ其以上ハ重要物資カ獨逸ニ赴カザル限り文句ナキ次第ナリ或ハ貴大臣ハ獨「ソ」戰爭發生セル今日「シベリア」鐵道ハ停止セルニ非ラスヤト云ハレンモ獨「ソ」戰爭ノ將來ハ保證シ得ス近キ將來獨軍ニシテ勝利(Upper hand)ヲ得ル場合「シベリア」鐵道ノ再開ヲ見ル可能性モアリ其迄ノ間獨逸側ニ於テ泰國ヨリ重要物資ヲ購入シ滿洲國ニ貯藏シ置クコトモ考ヘ得ルナリ

右可能性ヲ除キ英側トシテハ日本カ泰國ト正常貿易ヲ繼續セラルルニ異議ナシ、然ルニ日本側ニ於テハ泰力東亞共榮圈ニ屬スル次第ヲ述ヘテ泰國ノ全物資ヲ獨占セント企テ居リ現ニ泰ニ強壓ヲ加ヘテ英泰間ニ既ニ成立セル契約ノ破棄ヲ要求シ居ル如キモ右ハ英國ノ容認シ得ザル所ナリ政治的「プリドミナンス」トハ右ノ如キ事態ヲ云フ

ナリ

兎ニ角日英關係ノ緊張緩和ヲ圖ルニハ其ノ前提條件トシテ泰國ニ於ケル危機(Gate)ヲ解消スル要アリ日本ニシテ泰國ニ於ケル軍事的政治的「プリドミナンス」ノ地位ヲ得以テ英國ヲ脅威スル如キコトヲ爲サル<sup>(平カ)</sup>旨ノ了解ヲ何等カノ形ニ於テ英國トノ間ニ取付ケラルルニ於テハ目下停頓シ居ル英帝國及日本間貿易モ近キ將來制限セラレタル範圍(リミテッド、アマウンツ)ニ於テ再開サル可能性ナキニ非ス右ノ場合又英國ハ蘭印ニ對シ同様ノ態度ニ出スル様勸奨スルノ用意アルヘシト思考ス英國ハ何等日本カ餓死スルコトヲ望ムモノニ非スシテ唯日本ノ侵略ヲ惧ルルモノナリ依ツテ日英間通商再開ノ爲ニハ先ツ泰國ヲ繞ル戰爭ノ危機ヲ解消シ日本カ對英攻撃ノ企圖ヲ有セサルコトヲ立證セラルヘキナリ、泰國ニモ親英派及親日派アリ親英派ハ英側ニ日本ノ脅威ヲ誇大ニ吹聴シ親日派ハ日本側ニ同様ノコトヲ爲スヲ以テ日英相互ニ彼等ノ行動ニ付テハ警戒シ冷靜ニ對處スル要アリ

大臣 日本ハ泰國ニ對シ經濟的進出ヲ爲ス以外何等同國ノ獨立ヲ脅威スルコトヲ企テ居ルモノニ非ス、唯世界ノ他

ノ部分ヨリノ物資補給カ困難トナリタル今日日本カ益々  
泰國ニ對シ經濟的進出ノ要ニ迫ラルルコトハ當然ナリ只  
今ノ貴大使ノ申出ハ一應考慮スヘシ、何レニシテモ貴大  
使ヨリ正式ニ發動シテハ如何

大使 本件ハ本國政府指示ヲ受ケ居ラサル問題ナルニ付ナ  
ルヘクハ貴大臣ヨリ發動ヲ得バ好都合ナリ

次ニ資産凍結令ニ關シ英國ニ於テハ比較的寛大  
(lenient)ニ之ヲ實施シ居ルニ拘ラス日本ニ於テハ頗ル  
嚴格ニシテ在留英人ハ取引不能トナリ居ル者アリ本使ハ  
目下「マクレー」商務參事官ニ具体的事實ノ調査ヲ命シ  
居ル處右日本側ノ實施振カ本國政府ノ知ル所トナラハ英  
國ニ於テモ嚴格ト爲ス可能性アリ、右ノ如キ事態ノ發生  
ヲ避ケ更ニ現在以上寛大ナル實施ヲ將來スル爲<sup>(預カ)</sup>日本側ニ  
於テモ協力アリ度

大臣 凍結令ノ問題ハ貴館商務參事官ト水野通商局長トノ  
間ニ話合ハレ度日本側ニ於テモ行過キタル點ハ之ヲ改ム  
ル用意アルヘシ

大使 或ハ「イーデン」外相ハ議會ニ於テ本日本使カ石井  
部長ノ聲明ニ關シ抗議ヲ爲シタル旨演説スルヤモ知レサ

ル處本日ノ會談ハ發表スヘキヤ其トモ不發表トスヘキヤ  
大臣 發表セサルコトト致度

(終)

(付記)

ロンドン 発

本 省 8月7日後着

特情倫敦第一一號

ロンドン六日發同盟 イーデン外相は六日の下院で極東情  
勢及び最近行はれた在英日本資産凍結措置に言及し左の如  
く述べた。

△日本在英資産凍結

資産凍結措置は一部で考へられてゐるやうに特に禁止さ  
れてゐる取引をこの措置により許可する爲めに採られた  
ものでなく特別に許可された以外の取引を自動的に禁止  
するものである。この措置か如何なる方法で適用される  
かに就ては、詳細に説明する事は出来ない。この措置の  
實施に當つては、英國政府はその屬領、インド、ビルマ、  
米國、オランダ政府と最も緊密な協力を行ひ腹藏ない意

見の交換を行ふ筈である。米國、オランダ兩政府はその態度に關して既に詳細且つ廣汎な報告を齎して居り、この措置の適用と實施に就ても現在英國は兩政府と協力してゐる。資産凍結措置の如き影響の大きな實驗に就ては相方か完全に了解する事が必要で、これに關する意見乃至情報の交換を行ふには、多少の日時かかかるのは止むを得ないかこの問題も現在では殆んど完了してゐる。資産凍結は輕々に採られた措置に非らずその實施も眞面目に行はれるであらう。

△タイ國問題

タイ國の現状に關しては、曾つて日本の新聞か佛印に基地を要求する以前に使つたと同様な種類の言辭をタイ國に就ても使つて居る事を英國政府は注視してゐる。駐日英大使はこの點に關しかかる新聞の言動はその背後の官邊要路にある何者かか、タイ國に干渉する爲め日本に好都合なケースを作らんとしてゐる事を意味するものと指摘してゐる。又同大使は最近の佛印に對する日本の行動に加へて再ひ斯の如き方策か採らるる事となれば、必然的に日英兩國間には重大な事態か發生するであらうと

報告してゐる。尙ほ大使は豊田外相に向つて、英國かタイ國に對して侵略的意圖を持つてゐるとの報道は勿論事實無根であることの確言を與へてゐる。事實過去一世紀間吾人はタイ國とは、親密な關係を保持して來て居りこの關係を持續せんとする以外何等の目的も有してゐない。いはんやタイ國の獨立と主權を犯すか如き行動（拍手）はシンガポールの保全を脅威する事と同様で英國に取り直接的な關心事である。（語調も森嚴に）余は余のこの言葉か尙注意を以つて聽入れらるる余地の存する事を望んで止まない。

△援蔣問題

余はタイ國に加へて極東に於ける今一つの國の事を付言したい。英國と支那との間には正式な同盟關係も非公式な同盟關係も存在してゐない。然し日本か新たな前進行動を起すとせば必然的に支那と英國を愈々緊密にならしめ、愈々緊密な協議を遂げるやうなことになる。一例を舉げれば支那政府との間に過般の資産凍結令についても直ちに諒解か成立した。重慶政府は單に英米の措置に同意を與へたのみならず、日本に對し凍結令かより有效に

作用するために支那に對しても適用すべきことを要請したのである。

かくの如き支那政府との友好的協力は今後も繼續するものてあり余はこの關係か益々増大せんことを祈つてゐる。而もこの友情は日本の態度如何に拘らず敦厚の度を加へて行くのである。茲に余が特に強調せんとする點は、日本の侵略か進むにつれて侵略的意圖を持たない二つの友好國の關係か愈々密接になつて行くと云ふことである。(以下省略)

920

昭和16年8月11日

在マニラ新納総領事より  
豊田外務大臣宛(電報)

### 日米開戦の場合の在留邦人の保護手段につき フィリピン大統領と意見交換について

マニラ 8月11日午後発

本省 8月11日夜着

#### 第五〇五號(館長符號扱)

木原八十日大統領ト會見ノ際日米開戦ノ場合在留邦人保護手段内定シ居ラハ同官含迄ニ承知致度シト其ノ意嚮ヲ探リタル處大統領ハ現任「グルブナート」軍司令官ハ全ク「ハ

イコンミツシヨナー」ニ頭上ラス余トモ馬カ合ハサル人物ニ付極東軍司令官ノ人選如何ニ依リ相當苦境ニ陥ルヘシト危惧シ居リタルモ幸ヒ「マツクアーサー」任命セラレタルヲ以テ余トノ協調モ圓滑ニ進ムモノト喜ヒ居レリ交戦状態トナラハ萬事自ラ米側ノ支配下ニ置カルルモ余トノ協調ヲ必要トスル次第ニ付過日「マ」ト會見ノ際モ近ク獨立スル比島トシテハ外國殊ニ近隣諸國トノ友好關係ハ可及的保持スル必要アルヲ以テ在留外國人ノ保護ニ對シテハ特ニ關心ヲ抱ク旨率直ニ述ヘ置キタルカ余ハ米トシテ「コンセントレイシヨン、キヤムプ」ニ收容スル必要モ起ルヘキモ在留邦人カ米比人トノ間ニ問題ヲ惹起セサル限り寧口從來通り居住營業セシムル方得策ナラント思惟スル旨内話セルニ對シ木原ハ馬尼刺總領事及本官ニ於テハ豫テヨリ隱忍自重スヘキ旨在留民ニ嚴重警告シ居ルニ付挑戦セラレサル限り問題ヲ起スコトナシト信スルモ最近米側宣傳ニ依リ一般比島人殊ニ勞働階級ノ邦人ニ對スル態度漸次悪化ノ傾向アリ開戦トモナラハ邦人側カ如何ニ自重シ官憲側ニテ最善ヲ盡ストモ比島人ノ挑戦ニ對シ自衛手段ニ出テサルヘカラサル事態ニ立到ルコトナキヲ保セス寧口新聞記者俱樂部等事情ノ

許ス限り集結セシメ比島官憲ノ保護ヲ容易ナラシムルコト  
得策ナルヤニ思考スト述ヘタル處大統領ハ成程右ハ双方ノ  
爲得策ナルヘク之モ休戦トナルカ日本軍ニ依リ占據セラ  
ル迄ノ問題ナルカ食料ハ約六箇月分準備スル必要アルヘキ  
ニ付其ノ準備ニ付テハ政府トシテ出來得ル限り協力スルコ  
トトシ機會ヲ見テ「マ」トモ協議シ置クヘキコトヲ内話セ  
ル趣ナリ  
在米大使ニ轉電シ「ダヴァオ」ニ轉報セリ

921 昭和16年8月15日 大本營政府連絡會議決定

「泰ニ關スル對英交渉要綱」

泰ニ關スル對英交渉要綱

昭和十六年八月十五日 連絡會議決定

八月十一日外相英大使會談ノ際同大使ノ言及セル泰問題ヲ  
中心トスル大使私案ニ關シ左記方針ニ依リ對處ス

一、英國側ニ對スル要求事項

(一) 泰ノ中立ヲ尊重シ且泰ニ對シ軍事的措置ヲ實施セザル  
コト

(二) 「ビルマ」、馬來、英領「ボルネオ」、印度、濠洲、新

西蘭及其他英國勢力下ニ在ル南西太平洋地域ニ於ケル  
帝國ノ自存上必要トスル物資ノ充分ナル對日供給及帝  
國ト此等諸地域トノ間ノ通商貿易ノ平常化ニ付直ニ最  
好意アル措置ヲ講スルコト

(三) 蘭印及泰ニ於ケル帝國ノ自存上必要トスル物資ノ充分  
ナル對日供給及帝國ト此等諸國トノ間ニ於ケル通商貿  
易ノ平常化ニ對シ何等妨害的措置ニ出テサルコト及現  
在支障ヲ與ヘ居ル英側措置ノ中止

(四) 援蔣行爲(「ビルマ」ヲ通スル援蔣路ノ閉鎖ヲ含ム)ヲ  
禁絶スルコト

二、英側ノ態度如何ニ依リ我方ニ於テ了解ヲ與ヘ差支無キ事  
項

(一) 泰國ノ中立ヲ尊重ス

(二) 泰ニ對シ何等軍事的提案ヲ爲サス又武力的進出ヲ爲サ  
サルコト

(三) 泰以外ノ佛印近接地域(支那ヲ除ク)ニ對シテモ武力的  
進出ヲ爲ササルコト

三、交渉方針

(一) 本交渉ハ外相英大使日常接觸ノ繼續トシ英大使私提案ニ對スル回答ノ形ニ依リ順次各項ノ討議ニ入ルコトトシ最初ハ討議問題ヲ極力局限シ英側提案ノ範圍ヲ擴大セサル様努ム而シテ先ツ次ノ如キ事項ヨリ會談スルヲ得策ト認ム

(イ) 泰ノ中立尊重ノ件

(ロ) 泰ニ對シ軍事的措置ヲ執ラサルコト

(ハ) 「ビルマ」路ヲ閉鎖スルコト

(ニ) 物資ノ對日供給ヲ圓滑ニスヘキコト

(二) 援蔣行爲禁絶及我方カ泰以外ノ佛印近接地域ニ對シテモ武力的進出ヲセサル件及蘭印問題ノ如キハ交渉ノ模様ヲ見タル上適宜討議ニ入ルコト

(三) 本件交渉ニ當リテハ我方ニ何等得ル所無クシテ徒ラニ帝國將來ノ行動ノ自由ヲ束縛セラレ又ハ現在ニ於ケル優越的地位ニ支障ヲ及ホスカ如キコト無キ様留意スルコト

備考

帝國政府ハ泰國トノ間ニ現ニ進捗中ノ凍結資金ノ後始末ニ關スル商議ヲ速ニ妥結シ引續キ情勢ニ應シ全般の經濟提携

ニ關スル商議ヲ行フ

本交渉ニ於テハ我國ノ必要トスル物資獲得ニ重點ヲ置ク

922

昭和16年8月15日

在英國上村臨時代理大使より  
豊田外務大臣宛(電報)

日英清算協定交渉への影響にも鑑み在本邦英

國人の個人預金に対する規則緩和方請訓

ロンドン 8月15日後発

本省 8月16日後着

第五七二號(大至急)

貴電第二四一號(英國ノ本邦資金凍結ニ關スル件)及往電第五六四號ニ關シ

一、五日大藏省當局ヨリ正金加納ニ對シ

(イ) 在日英國人個人勘定ニ付日本政府ノ證言ヲ得タルモ(冒頭貴電)其ノ後東京ヨリノ電報ニ依レハ依然手續煩雜ニシテ英人ノ不滿甚シキヲ以テ日本側カ英人ニ對シテハ手續等ヲモ一切免除シ英側ト全然同一ノ待遇ヲ與フルコトトセサル限り英側ハ在英邦人個人勘定ニモ凍結令ヲ適用セサルヲ得ス至急日本側ノ回答ヲ承知シタ

シ

(ロ)最近通報ヲ得タル日本大使館宛東京ヨリノ送金(二口約七千磅)ハ兩國外交官ノ自由勘定設定問題(冒頭往電)決定迄ハ「レリース」ノ許可ヲ與ヘ難キ

旨申出アリ加納ヨリ(イ)ニ對シテハ貴見ハ形式的ニシテ双方ノ關係者モ慣レルニ從ヒ面倒モナクナルヘク自分ヨリモ日本ニ注意スヘキニ付今暫ク事態ヲ見ラレタシト述ヘ(ロ)ニ對シテハ在日英大使館宛送金ノ際事實問題トシテ必ス出來ルモノナリト説得セルモ英側ハ前記二點ノ決定ハ全然再考ノ餘地ナシトテ話合ニ應セサリシ趣ナリ

二、最近ハ英國モ萬事會議ニテ決定スルモノナル處最近英人ノ對日空氣ハ戰爭前夜ノ感アル位ニ險惡ナルヲ以テ會議ノ席ニテ強硬論ニハ手向スル者稀ニシテ結局拔差ナラヌ決定トナルモノニテ加納モ長年英人ト商賣上ノ交渉ヲ爲シ來レルカ最近ノ如ク全然話合ノ餘地ナキ窮屈ナル交渉ハ始メテノ經驗ナリト述懐シ居ル程ニテ兎モ角幾分ニテモ兩國間ノ空氣緩和セサル限り話合ハ先ツ先ツ見込薄ト認メサルヲ得ス就テハ前記(イ)ニ對シテハ本邦ノ法制ヲ變更スルカ若クハ事實上手續等ヲモ免除シ東京英國大使

館ヲシテ是ナラ差支ナシトノ電報ヲ倫敦ニ打タシムルカ何レカノ手段ヲ執ラサル限り英側ハ凍結令ノ適用擴張ヲ法制化スルニ至ルヘク斯クテ右ハ直ニ屬領等ニモ及フヘク折角冒頭往電ノ通凍結令ノ切崩ニ向ハントシツツアル際却テ逆行ヲ見ルハ甚タ遺憾ニ付本邦側ノ御困難モ充分拜察ハスルモ目下ハ重要ナル分歧點ナルニ鑑ミ本件ニ就キテモ最善ノ努力ヲ拂ハルル様希望ニ堪ヘス

三、當地ノ事情右ノ通ニシテ往電第五六四號ノ申出ハアリタルモ何時横槍入ラストモ限ラサル事態ニ付兎モ角文句ヲ云ハセサル様先方ノ提案ヲ嚙吞トシ一ノ既成事實ヲ作り上クルコト肝要ニテ之ニ依リ第二ノ話合ニ進ム土臺モ出來英國側ノ空氣緩和ニモ役立ツ次第二付右事情充分御含ノ上至急御回訓方御考慮ヲ得度シ

923

昭和16年8月16日

在タイ日本公使館の昇格に関する情報局発表

付記 昭和十六年八月十六日

右に関する外務当局談話

在「タイ」帝國公使館昇格ニ關スル情報局發表

(八月十六日)

帝國政府ハ日「タイ」間ノ歴史的友好關係ヲ一層増進スルノ見地ニ基キ同國政府ト協議ノ結果兩國公使館ヲ相互ニ大使館ニ昇格セシムルコトニ決シ昭和十六年八月十六日在「タイ」帝國公使館ヲ大使館ニ昇格セリ。

尙ホ我方ハ初代駐「タイ」特命全權大使トシテ坪上貞二氏ヲ起用スルコトニ決シ既ニ「タイ」國政府ノ「アグレマン」ヲ取付ケタリ。

(付記)

外務當局談

(八月十六日)

「タイ」國ハ南洋ニ於ケル唯一ノ獨立國ニシテ我國トハ歴史的ニ特殊且緊密ナル關係ヲ有シ殊ニ最近日「タイ」兩國ノ關係ハ日ト共ニ親交ノ度ヲ加ヘツアルコトハ世人ノ均シク之ヲ認ムル所デアル。

日「タイ」間ノ歴史的關係ハ今茲ニ繰返ス必要モナイガ近年兩國關係ハ愈々密接トナリテ先ヅ昭和十二年十二月調

印ノ友好通商航海條約ニヨル治外法權ノ撤廢ヲ始メ客年六月二八日「タイ」友好條約締結セラレ又先般「タイ」佛印間ノ國境紛爭問題ニ關シ帝國政府ハ之ガ調停ノ任ニ當リ、右ハ圓滿ナル解決ヲ告グルニ至ツタガ右ニ關聯シ本年五月ニハ政治的の了解ニ關スル日「タイ」間ノ議定書ガ調印セラレ最近ハ去ル八月五日ニ「タイ」國ハ滿洲國ヲ承認スルニ至ツタ。

更ニ經濟方面ニ於テモ日「タイ」兩國ノ有無相通ノ緊密關係ハ逐年増大シツツアツテ殊ニ客年我方ハ「タイ」國ヨリ米、錫、護謨等ノ重要物資ヲ買付ケ「タイ」國側モ之ニ對應シ日本ヨリ必需品ヲ購入スルコトトナリ彼我ノ貿易ハ俄然増大スルニ至ツタ、日「タイ」間ノ交通モ航空便開設以來愈々頻繁トナリ「タイ」國在留邦人モ激増シツツアル。帝國政府ハ以上ノ情勢ニ鑑ミ在「タイ」帝國公使館ヲ大使館ニ昇格スルコトヲ考慮シ、夫々準備中デアツタガ此程兩國間ニ完全ナル意見ノ一致ヲ見テ情報局發表ノ通り日「タイ」兩國ハ相互ニ公使館ヲ大使館ニ昇格スルコトニナツタ。之ニヨリ兩國々交上ニ更ニ一進展ヲ期待セラルル譯デアル。

924 昭和16年8月18日 豊田外務大臣より  
在英國上村臨時代理大使宛(電報)

英國の対日禁輸報道に関し真相査報方訓令

本省 8月18日後6時30分發

第二五四號

十四日貴地特電ニ依レハ英國商務省ハ八月十五日ヨリ日本  
向ケ輸出ヲ全面的ニ禁止スルノ命令ヲ發スルト同時ニ現在  
迄ノ日本向ケ輸出許可ハ全部之ヲ取消ス旨發表シタル趣ナ  
ル處右真相御取調ヘノ上結果折返シ御回電アリタシ

925 昭和16年8月22日 在ブラジル石射大使より  
豊田外務大臣宛(電報)

米国の在伯日本資金凍結要請はドル資金のみ

が対象でありブラジル政府は対日資金凍結を  
行わない見通しについて

リオデジャネイロ 8月22日後發

本省 8月23日前着

第三六二號(極秘)

累次往電ノ當國資金凍結問題ニ關シテハ政府ハ未タ何等凍

結令等ハ發布セサルモ伯刺西爾銀行ハ曩ニ正金カ同行ニ預  
金セル弗資金ノ「ア」「チ」ヘノ移動ヲ承諾セズ遂ニ事實  
上ノ凍結トナリタルヲ以テ正金トシテハ此ノ上ノ邪魔ヲ恐  
レ右弗資金ヲ殆ト全部伯貨ニ切換濟ナルニ付弗資金ニ關ス  
ル限り凍結來ルモ何等痛痒ヲ感セサル次第ナリ  
他方二十日外相ハ本使ニ對シ伯國ハ資金凍結ヲ行ハサル旨  
言明シ十九日藏相ハ勝山ニ對シ同様ノ趣旨ヲ述ヘタルカ弗  
貨ニ付テハ未タ警戒ヲ許ササルモ伯貨ニ付テハ米國側モ之  
ヲ要求シ居ルモノト思ハレス國際情勢ニ激變ナキ限り急ニ  
ハ凍結ハ無キモノト認メラル

926 昭和16年8月25日 豊田外務大臣  
在本邦クレーギー英國大使 會談

南部仏印進駐や対日包圍陣の形成など日英關  
係緊迫化の原因に関する豊田・クレーギー間  
の意見交換について

豊田外務大臣及「クレーギー」英國大使會談要旨

(昭十六、八、二五 於大臣官邸)

大使 平沼氏ハ遭難セラレタル趣ノ處其ノ後ノ御經過ハ如

何、本使ハ同氏ヲ親シクハ存シ上ケサルモ「メツセーヂ」等ヲ交換シタルコトアリ誠ニ御氣ノ毒ニ存シ居ルニ付其ノ旨平沼氏及日本政府ニ御傳アリ度

大臣 御見舞ニ預リ感謝ニ堪エス平沼氏ハ御老体ナルモ御蔭様ニテ其ノ後ノ經過極メテ良好ニテ愁眉ヲ開キ居レリ次ニ本日御來訪ヲ願ヒタルハ前回會談(八月十一日)ヲ繼續スル爲ナル處實ハ貴大使ニ於テ「イニシアチヴ」ヲ執ラルルコトヲ期待シ居タル次第ナリ

大使 本使コソ貴大臣ニ於テ「イニシアチヴ」ヲ執ラルルモノト思ヒ居タリ何レニセヨ會談ヲ繼續シ得ルコトトナリタルハ幸ナリ、先ツ當方ノ言分ヲ申上ケンニ最近英國新聞紙ノ對日論調ハ八月十八日附倫敦發同盟電(附録イ號)所報ノ通り本使ノ進言ニ基キ著シク緩和サレタルニ拘ラス日本新聞紙ノ對英論調ハ引續キ英ノ對泰攻撃企圖或ハ對日包圍陣等ノ「ミスレプリゼンテーション」ニ終始シ居ルコト昨週ノ新聞報道拔萃(別添(口)號)ノ示ス通りナリ互ニ相手ヲ誹謗スル *slanging match* 如キコトハ極力避クヘキコトナルニ付日英双方ニ於テ今後「ミスレプリゼンテーション」ヲ繰返サザルヘシトノ確乎タル保障

*definite assurance* ヲナスコトト致度左記事項(別添(ハ)號)ハ前回會談ノ際ニモ確言シ置キタルカ尙誤解アル模様ニ付更ニ確言致スヘシ

(一) 英支間ニハ同盟存在セス (There is no alliance between Great Britain and China)

(二) 緬甸ニハ支那軍存在セス (There are no Chinese troops in Burma)

(三) 英國政府ハ泰國政府ニ對シ何等要求ヲ提出シタルコトナシ (H.M. Government have presented no demand of any kind whatsoever to the Thai Government)

日英間ニハ新規ニ「トラブル」ヲ發明スル迄モナク現在既ニ充分ナル次第ニ付情報局ヨリ日本新聞紙ノ論調ヲ「モダレート」ナラシムル如キ措置ヲ至急取ラレ度右ハ本國政府ノ訓令ニ依リタルニ非ス本使限リニテ *on my own authority* 申入ルル次第ナリ

次ニ貴大臣ハ前回會談ニ於テ「ポバム」極東軍司令官ノ新聞記者ニ對スル聲明ニ言及セラレタル處右聲明ハ調査ノ結果事實無根ナリシコト判明セリ「ポバム」カ昨年十一月馬來ニ着任以來演說ヲ爲シタルハ四月二十四日ノ放

送唯一回ニテ而モ其際「ポバム」ハ極東ニ關シ何等述フ  
ル意思ナキ旨述ヘタリ。五月一日「ポバム」カ新聞記者  
ト會見シ泰及佛印ニ付述ヘタル旨ノ報道アリタルモ右報  
道ハ全然不正確ノモノナリキ、更ニ七月十二日ノ新聞報  
道ハ「ポバム」ト記者トノ會見ヲ報シ其ノ際「ポバム」  
ハ「我方萬全ノ準備成レリ」ト述ヘタル旨ヲ傳ヘタルモ  
右ハ全然捏造ニ係リ會見ハ行ハレサリキ(別添(二)號)  
大臣 昨今英國ノ對泰宣傳ハ極メテ熾烈ニシテ日本ヲ誹謗  
シ泰民心ノ離間ヲ計リ居レリ  
例ヘハ(イ)「ペナン」及蘭貢ノ放送局ハ對日惡宣傳ヲ行ヒ  
(ロ)英系新聞ハ右放送ヲ大キク取扱ヒ(ハ)日泰軍カ佛印泰國  
境ニ於テ衝突セリトカ日本ハ最後通牒ヲ泰ニ提出セリト  
カ「デマ」ヲ放送シ居レリ  
大使 日本ノ放送局コソ緬甸、馬來、印度等ニ對シ各土語  
ヲ以テ謀略的宣傳 *subversive propaganda* ヲ行ヒ居リ右  
有害ナル放送中止方ニ付先日外務省宛抗議文ヲ提出セル  
モ現在迄ノ所何等ノ效果ナシ、日本側ノ放送ニ比スレハ  
英側ノ放送ハ遙ニ無害ノモノナリ、兎ニ角誹謗戰ハ英側  
ノ開始シタルモノニ非サル處日英相互ニ有害ナル放送ヲ

中止スル様措置スルコトト致度キモノナリ  
大臣 貴使モ御承知ノ通り我國ノ輿論ハ先般英側ノ「イニ  
シアチヴ」ニ依リ英國其ノ他ニ於テ開始セラレタル資金  
凍結其他ノ對日經濟壓迫措置ノ結果激昂シ居ルニ付或程  
度右不滿ノ表明 (*Veil out*) ヲ許スコトハ内政上ノ理由ヨ  
リモ必要ト認メ居リ全面的ニ右ヲ抑壓スル如キコトハ爲  
シ得サル所ナリ、日本ノ南部佛印派兵ノ平和的性質ニ付  
テハ度々言明セル所ナルニ英側ハ右ヲ以テ自國領土及權  
益ニ對スル直接ノ脅威ナリト考ヘ右對日經濟壓迫措置ニ  
出テタリ  
大使 御説ノ通りナリ。南部佛印ニ於ケル日本ノ飛行場ハ  
馬來寄りノ佛印國境ニ設ケラレ居ル處右カ對英脅威ナル  
コトハ地圖ヲ一覽セラルレハ明瞭ナリ貴大臣ト雖モ英側  
ノ立場 (*in the shoe of British Admiralty*) ニ立テハ我方ト  
同様ノ感シヲ抱カルヘシ  
大臣 先日モ述ヘタル通り日英相互ニ相手國ヨリノ脅威ヲ  
感シ居ルコトカ不安ノ原因ナリ即チ英ハ日本ノ南進ニ對  
シテ脅威ヲ感シ右脅威ニシテ取除ケラレサル限り緊迫狀  
態ノ緩和ハ困難ナリト爲シ居ルニ對シ日本ハ英國カ他ノ

數ヶ國ト共同シテ對日包圍陣ヲ形成シテ右ヲ着々強化シ居ルコトヲ以テ事態惡化ノ原因ト確信シ居レリ

大使 其ノ通りナリ。唯英側ハ馬來緬甸ト言ヒ何レモ自國領土内ニ於テ防備措置ヲ講シ居ル次第ナルモ日本側ハ他國ノ領土ニ進駐シ乍ラ英側ノ脅威ヲ唱へ居ル點ニ於テ異ル

大臣 日英關係惡化ノ最大原因ハ英國ノ援蔣行爲ニシテ我方ハ緬甸ヲ以テ對日包圍陣ノ有力ナル一環ト思考シ居ル次第ナレハ日英關係打開ノ爲英側ニ於テ援蔣中止ヲ爲スコト肝要ト思考スル所右ニ對スル貴見如何

大使 三國同盟成立以前ニ於ケル英ノ對蔣援助ハ事實極ク少量ニ止リタルモ三國同盟成立ニヨリ英ノ援蔣ニ對スル障害ハ除去セラレタリ、右同盟成立當時英ハ其ノ最モ困難ナル時期ニ於テ日本ニヨリ背後ヲ刺サレタル如ク感シstabbed in the back at the time of our greatest difficulty以後日本ヨリハ何物ヲモ期待シ得スト感スルニ至レリ、支那事變解決策トシテハ日支間相互ニ完全ナル均等ノ基礎ニ於テ支那ノ保全 integrity ヲ維持スルコトヲ條件トシテ交渉カ行ハルル様取計フコトナルヘキモ三國條約存

在スル限り右モ困難ナリ、サレハトテ日英相互ニ相手ヲ誹謗スルコト (indulge in mutual recrimination) モ策ノ得タルモノニ非ス日本ノ領事館其ノ他在外公館中ニハ獨逸ニ有利ナル情報ノ蒐集其他ノ手段ニヨリ獨逸ヲ援助シ居ル處右ノ如キ利敵行爲ハ之ヲ中止スルカ或ハ一定限度ニ止メラレ度 keep within limit 右利敵行爲ノ實例ニ付御希望ナラハ次回會談ノ際ニテモ「オフ、レコード」ニテ申上クヘシ

大臣 本大臣限りノ情報トシテ是非承り度、次ニ英國政府ハ昨年六月貴大使ノ進言ニ基テ緬甸「ルート」ノ閉鎖ヲ斷行シタル處今一度兩國關係打開ノ爲貴大使ノ「ステーツマンシツプ」ト「インフルエンス」ニ依リ緬甸「ルート」ノ閉鎖ヲ計ララルル御意向ナキヤ

大使 緬甸「ルート」ノ閉鎖ハ三國條約以前ノ話ニテ當時日本側ヨリ強硬ナル要請 (strong request) — 英國ハ中立國ナレハ日本ハ英ニ對シ要求スル權利 (right to demand) ヲ有セス— アリタルニ基キ日英間感情ノ改善及英ノ仲介ニヨル日支和平成立ノ可能性ヲモ考慮シ英國政府ハ下院ニ於ケル強硬ナル批判ヲモ押切り右ヲ斷行セ

リ、然ルニ右閉鎖協定成立直後不幸米内閣倒レ近衛内閣之二代リタリ、時ノ松岡新外相ハ三國同盟ヲ望ンテキラレタル爲カ右閉鎖協定ニ對シ何等ノ興味ヲ示サレサルノミナラス日支和平ノ爲何等ノ措置ヲモ取ラレサリキ、今日ノ情勢ノ下ニ於テハ最早緬甸「ルート」閉鎖ノ「チヤンス」ナシ、三國同盟成立以前ニ於テモ右閉鎖協定ヲ辯護スルコト困難ナリシニ鑑ミ今日ニ於テハ尙更ニテ本使ハ右「ルート」ノ再閉鎖ヲ進言スル氣持ナシ(I don't feel to recommend)

次ニ資金凍結令ニ關シ英國政府ハ右ヲ在英日本國官吏ニ適用セサルノミナラス自治領ニ對シテモ英國同様ノ措置ニ出ツル様勸奨スル用意アル旨述ヘ英本國ハ早速右ヲ實行シ現ニ在英日本國官吏ハ小切手ノ換金ニ何等制限ヲ受ケ居ラサルニ反シ日本側ニ於テハ貴大臣ニ於テ水野局長ヲ招致サレ互惠待遇ノ爲努力方約セラレタルニ拘ラス一向事態ノ改善ヲ見ス日本側ニ於テハ特定銀行ヲ指定スルト共ニ英國官吏ノ小切手換金ニ制限ヲ附シ居レリ、本件ノ如キハ互ニ相手ヲ信頼シ紳士的二行フコトト致度  
大臣 行過キタル點ハ是正スル様取計フヘシ、率直ニ述ヘ

ンニ英國政府ハ自ラ資金凍結貿易停止等ヲ行ヒタルノミナラス蘭印迄ニモ強壓ヲ加ヘ同一態度ニ出テシメタリ  
大使 英國ハ蘭印ニ壓迫ヲ加ヘタルコトナシ、英國ノ關スル限り資金凍結令ハ英國カ如何ニ日本ノ南進ヲ重要視シ居ルカヲ日本ニ知悉セシメン爲ノ手段(to bring home to Japan)ニシテ英トシテハ獨逸ノ同盟國タル日本軍事基地カ自國領土ヨリ三百哩以内ニ接近シ來リタル事實ヲ無視シ得サルナリ。英國ハ日本トノ衝突(Serious trouble)回避ヲ希望スルモノナルモ其ノ重大權益(Vital interests)ニ對スル脅威ニ對シテハ何等カ對抗措置(some form of counter measure)ヲ執ラサルヘカラス。  
單ナル抗議ヲ提出スルニ止ル時期ハ既ニ過キタルナリ、日本ニシテ佛印ヨリ撤兵シテ南進ノ意圖ナキ次第ヲ立證セラルルナリ或ハ事態ノ根本的變更(Fundamental change of situation)テモ起ラサル限り英ノ對日警戒ハ解消セサルヘシ、日本ハ佛印進駐ヲ以テ「ヴィシー」政府トノ合意ニ基クト云ハルルモ右ハ何等事態ヲ變更スルモノニ非ス「ヴィシー」ハ獨逸ノ傀儡ニ等シク戰爭ニ至ラサル範圍ニ於テ(Vichy has no stomach to fight)對獨軍事

的及政治的協調ヲ約シ居レルヲ以テナリ

大臣 今日ノ事態ハ複雑ニシテ何レヲ原因何レヲ結果ト斷言シ得サル事情アリ、英側ハ日本ノ佛印進駐ヲ以テ凍結ノ原因ト云ヒ日本側ハ右進駐ヲ以テ英側ノ對日包圍陣ニ對スル對抗措置ト考ヘ居レリ、英側ニシテ日本ノ存立上不可缺ノ物資輸入禁絶措置ヲ繼續サルルトセハ日本ハ何トシテモ他ニ進路ヲ求メサルヘカラス、斯クシテ互ニ對抗措置ヲ重ヌルニ於テハ本意乍ラ兩國關係ハ益々惡化スルモノト見サルヲ得ス、右ニ對スル貴見如何

大使 最良ノ對策ハ日本軍力南部佛印ヨリ撤兵スルコトナリ、所謂對日包圍陣ト云フモ日本ノ脅威ニ對シ共同利害ヲ有スル諸國カ同一目的ノ爲ニ集結セルニ過キス、右ハ純然タル防禦的性質ノモノニシテ緬甸、馬來、蘭印等ハ何等攻撃的意圖ヲ藏シ居ラス、同様ノ事態ハ「ナポレオン」ノ事例ヲヒク迄モナク世界史上稀ナラス

從ツテ右諸國ノ結合モ佛印方面ヨリノ脅威ノ存在スル期間タケ存在スルモノナリ

大臣 貴方ハ佛印ヨリノ脅威ヲ以テ右包圍陣ノ原因ト云ハルルモ我方ニ於テハ信スヘキ牒報<sup>(兼)</sup>ニ基キ佛印ニ平和的豫

防的措施ヲ講シタルニ過キス、要スルニ右ノ如キ措置ヲ相互ニ重ヌルコトハ更ニ事態ヲ惡化セシムル危險アリ右ハ御互ニ外交當局者トシテ極力防止セサルヘカラス

大使 全ク御同感ニテ相互ニ現在ノ事態ノ惡化ヲ防ク爲不必要ナル嫌カラセ Unnecessary pinpricks ヲ止メルコト

ト致度、例ヘハ英國ニ於ケル資金凍結令實施振ハ寛大ナルニ拘ラス日本ハ頗ル嚴格ナル處右ハ現地官憲ノ熱心過キルコトニ因ルヘキモ事態ヲ更ニ惡化セシムル危險アリ

大臣 英本國ニテハ寛大ナルモ殖民地及自治領ニ於テハ嚴格ナル趣ニテ我方トシテハ兩者ノ區別困難ナル次第ナリ

大使 若シ右様嚴格ナル事例アリトセハ御知ラセ願度本使ニ於テモ最善ヲ盡スヘシ

大臣 次ニ小問題ナルモ英國ニ於テ日本語ニ依ル電話ヲ認メサルタメ日本ニ於テモ英語ニ依ル電話ヲ禁止シ居リ其ノ結果米國トシテハ自國內ニ於テ日本語ニ依ル電話ヲ許シ居ルニ拘ラス日本ニ於テ英語通話ヲ禁セラレ頗ル迷惑シ居ル趣ニ付英國ニ於テモ日本語通話ヲ認メラルルコト能ハサルヤ

大使 英國ハ戰時對策トシテ以前ヨリ右ヲ行ヒ居ル譯ニテ

何等佛印進駐ト關係ナク直ニ右制限ヲ撤廢スルコト困難ナルヘシ

次ニ資金凍結ニ關シ滿洲國ニ於テモ日本ト同一ノ取扱ヲ爲ス様御斡旋方依頼致シオキタルカ今以テ何等ノ反響ナキ處滿洲國ニ於テモ事態ノ是正ヲ見ル様御斡旋願度

又居留民引揚問題ニ關シ只今英國籍人一名日本官憲ニ依リ出國ノ拒絶サレ居レル處右ノ詳細ニ付テハ更ニ調査ノ上文書ヲ以テ何等申出ニ及フヘシ尙多數印度人等カ引揚ヲ希望シ居ルニ付英側ニ於テハ船舶一隻(船名未詳)ヲ日本ニ派遣シタキ處至急同船ニ對シ便宜供與ノ保障ヲ得度

委細ハ此ノ書面(別添(※)號)ニテ御了知相成度  
大臣 御申出ノ次第ハ事務當局ニ傳ヘ置クヘシ

大使 次ニ「チャーチル」首相及「ルーズヴェルト」大統領會話ノ結果英米共同宣言(別添(ハ)號)ノ發表ヲ見タル處右宣言ノ大部分ニ付日本側ノ意見ヲ承知シタシ

大臣 時局ニ關シ尙意見ヲ交換スル爲最近ノ時期(本週中)ニ更ニ會見シタシ

大使 次回會見ハ本國政府ニ請訓ノ關係モアリ來週月曜日頃トサレ度

大臣 了承セリ

編注 本文中の附録ないし別添はいずれも見当らない。

927 昭和16年9月2日 豊田外務大臣  
在本邦クレイギー英國大使 一會談

英国首相の下院演説やインド政府の対日措置などに関する豊田・クレイギー間の意見交換について

付記 昭和十六年八月二十四日

右英国首相下院演説抜粹

豊田外務大臣及「クレイギー」英國大使會談要録  
(昭十六、九、二 於外務省)

大使 先ツ非公式ニ申上ケタキコトアリ、重光大使ハ倫敦ニ歸任セラレサルヘシトカ或ハ其ノ他不穩ナル情報アル處日英關係最モ困難ナル此ノ際長期ニ亘リ大使力離任セラレ居ルコトハ残念(awful pity)ニシテ英國政府ニ於テモ心配致居ルニ付成ル可ク速ニ歸任セララル様願度、重光大使ハ立派ニ日本ノ見解ヲ維持セラルルト共ニ英側ノ

信頼ヲモ獲得セラレタルヲ以テ吾人ハ同大使カ歸任セラ  
ルレハ此ノ上モナク幸ナルカ右ハ日本政府ノ決定スヘキ  
コトニシテ吾人ノ容喙スヘキ所ニ非ス吾人トシテハ大使  
不在期間カ餘リ長期ナラサルコトヲ欲スルノミナリ

大臣 右ノ問題ハ目下本大臣ニ於テ考慮中ナル處假令同大  
使歸任スルコトトナルトモ航海杜絶ノ現狀ニ於テハ赴任  
ノ途ナキニ非スヤ

大使 香港ヨリ「クリッパ」機ヲ利用セラルレハ可ナル  
ヘシ、右座席ハ入手頗ル困難ナルモ本使ニ於テ入手方幹  
旋スヘシ

大臣 扱八月二十四日「チャーチル」首相ノ爲シタル演説  
ハ誠ニ不幸ナル出來事ニテ同首相ハ日本軍ノ支那ニ於ケ  
ル行動ヲ非難セリ又「ダフ、クーパー」氏ハ桑港ニ於テ  
反日的強硬演説ヲ行ヒタリ

大使 「チャーチル」カ演説セルコトハ能ク承知セルモ  
「ダフ、クーパー」ノ演説ニ付テハ初耳ニ付「テキスト」  
アラハ拜見致度、「チャーチル」ハ日本ニ於テ評判宜シ  
カラサル模様ナルモ同氏ハ日本ニ對シ大ナル關心ヲ有シ  
日英關係維持ニ付熱意ヲ有セリ、唯日本軍ノ南部佛印進

駐ニ依リ英國ノ利益カ脅威サレタル爲「デイスターブ」  
サレ居ルニ過キス

大臣 單ナル議會人カ右ノ如キ演説ヲ爲シタリトセハ吾人  
モ之ヲ左迄問題トセサルヘキモ最モ責任アル一國ノ首相  
カ日本軍ヲ侮辱スル如キ演説ヲ爲サレタルコトニ付テハ  
吾人ハ之ヲ重大視セサルヲ得ス我カ國民ハ右演説ニヨリ  
痛ク憤慨シ居リ本大臣ノ如キ右カ日英關係ニ及ス有害ナ  
ル影響ヲ緩和セント努力シ居ルモ同首相ニシテ眞實右ノ  
如キ見解ヲ抱懷セラルルニ於テハ詮ナキ次第ナリ

大使 右「チャーチル」首相ノ演説ハ日本新聞ニ依リ誤リ  
傳ヘラレ居ルヲ以テ右演説ヲ批評スルニ當リテハ其ノ公  
定版ニ據ラサルヘカラス本使ハ右演説ノ公定版ヲ讀ミタ  
ルモ別ニ日本軍ヲ誹謗セル如キ箇所ナカリシヤニ記憶シ  
居レリ

大臣 右演説ノ公定版ヲ所有シ居ルニ付御一覽アリ度  
大使 (大臣ヨリ手交セラレタル公定版ヲイトモ嚴肅ナル  
面持ニテ音讀スル中支那ニ於ケル日本軍ノ行動ヲ無遠慮  
ニ論難セル箇所ニ立至ルヤ堪リカネタルモノト見エ破顔  
大笑遂ニ手ヲ舉ケ) 兎ニ角御申出ノ趣ハ之ヲ本國政府ニ

傳達スヘシ

大臣 最近印度政府ニ於テハ在「カルカタ」帝國總領事館及陸軍駐在武官ニ對シ暗號電報ノ發受ヲ禁止シ以後英語又ハ佛語ノ平文電報ノミヲ認ムルコトトナリタル外公信ノ檢閲ヲ開始スルコトニ決定セル旨通告シ來リタル趣ノ處帝國政府ハ何故印度政府力何等ノ豫告ナク斯クノ如キ過激ナル敵對的措置ヲ執ルニ至リタルヤ理解ニ苦シムモノナリ、今回印度政府ノ執リタル措置ハ日印竝ニ日英關係ニ惡影響ヲ及スモノニシテ日本政府トシテモ不本意乍ラ何等カ對抗措置ヲ講セサルヘカラサルニ至ルヘシ、右ノ如キ點ニシテ是正セラレサル限り本大臣ニ於テ貴大使ト話合ヲ爲スモ結局無駄トナルヘキ次第ニ付貴大使ヨリ本國政府及印度政府ニ對シ右制限撤回方進言アリ度、本件ニ關スル貴大使ヨリノ回答アル迄本大臣ニ於テ我方對抗措置ノ實施差控方取計フヘキニ付至急何分ノ回答ヲ得度

大使 本件ニ付特ニ注意スヘキ點ニアリ第一點ハ軍事上ノ必要ナリ、獨「ソ」戰爭ノ進展ニ伴ヒ獨逸ハ「コーカサス」方面ヨリ印度ニ接近セントシツツアル處印度ハ最近

英帝國ニ於ケル重要軍事基地トナリ居ル關係上英國トシテハ軍事上ノ觀點ヨリ普通以上嚴格ナル措置 (More than ordinary stringent measure) ヲ執ラサルヘカラス第二ハ防諜上ノ必要ナリ、日本領事官ノ中ニハ國際慣例ヨリ認メラレタル特殊地位ヲ濫用シテ獨逸ニ有利ナル情報ヲ蒐集シ之ヲ獨逸ニ提供シ居ル者アリ、右ノ證據ハ漸次累積シツツアルヲ以テ印度政府トシテモ英國政府ノ承認ヲ得テ甚タ不本意乍ラ今回ノ措置ヲ執ラサルヲ得サリキ要スルニ今回ノ措置ハ主トシテ軍事的必要ニ基クモノナリ

大臣 前回會談ニ於テ貴大使ハ日本領事官中英國ニトリ好マシカラサル活動ヲ爲シ居ル者アル旨述ヘラレ次回會見ノ際其ノ具體的事實ヲ内報スル旨約セラレタルヲ以テ本日右ヲ承リ得ルコトト期待シ居タル次第ナルニ貴方ハ何等ノ豫告モナク突如トシテ今次過激ナル措置ヲ執ラレタリ事前ニ何等カノ通告ヲ得タリトセハ本大臣ニ於テ考慮ノ餘地モアリタルヘキニ事後通告ヲ受クルコトトナリタルハ甚タ遺憾ナリ

大使 我方ニ於テハ確證ヲ有スルモ右ヲ提供スルコトハ困

難ニシテ又右ハ必要ナラスト思考ス、日本領事官中ニハ愛國の熱情ノ餘リ (in excess of patriotic zeal) 印度ニ於ケル不穩分子 (subversive elements) ト共謀シ英國ノ利益ニ有害ナル行動ヲ (acting in a manner embarrassing to the interests of Great Britain) 爲シ居ル者アリ、右ハ新嘉坡及緬甸ニ於テモ同様ニシテ殊ニ蘭貢ニ於テハ最近惡質ノ事件アリタリ、英國ノ領事官ニ對スル規律ハ頗ル嚴格ニシテ彼等ハ駐在國ノ內政又ハ「シークレット、サーヴィス」ニハ全然手ヲ染メサル様嚴命ヲ受ケ居リ且之ヲ遵守シ居レリ、若シ英國領事官ニシテ右ノ如キ有害行爲ヲ爲ス者アリタル結果日本側ニ於テ暗號停止措置ヲ執ルルトモ本使ハ文句ヲ言ハサルヘシ。此以上申上ケ得サルモ兎ニ角御申入レノ次第八本國政府ニ傳達スヘシ大臣 帝國領事官ニ對シテモ同様嚴格ナル訓令出テ居ル筈ナルヲ以テ貴大使ヨリ右ノ如キ御話ヲ承ルハ初耳ニシテ意外ニ存シ居レリ兎ニ角惡イ者ハ惡イトシテ個別的ニ取扱ヒ此際新規ナル立場ヨリ問題ヲ再考シテハ如何

大使 英國側トシテハ右ノ如キ不穩行爲ヲ爲ス者ニ對シテハ之ヲ追放或ハ訴追シ得ヘキ次第ナルモ右ハ國際關係ヨ

惡化スル虞アルヲ以テ之ヲ爲ササルニ過キス、現在日印間ニハ緊密ナル政治關係ナク唯通商關係ノミ存續シ居ル狀勢ナレハ暗號電報ヲ禁止サルルモ差程支障ナカルヘク英側ハ右ヲ以テharshナル措置ト認メ居ラス今次暗號禁止措置ハ前述ノ如ク主トシテ軍事の必要ニ基クモノナルヲ以テ暫定的性質ヲ有スルモノト思考ス、日本側ニ於テモ從來在支英國權益侵害ニ對シ軍事の必要ヲ持出サレタリ、本使モ右ノ理由ノ妥當法ヲ認メ居リ事實本使ノ東京駐劄ハ對日抗議提出ニ終止シタル次第 (My official life in Tokio has been a long living protest) ナルモ常ニ英國政府ニ對シ對日抗議ハ作戰地域以外ノ事件ニ限ル様勸奨シ來リタル次第ナリ

大臣 本大臣トシテハ折角對英摩擦減少ニ努メ居ル際ニテモアリスル有害ナル新事態ノ發生ヲ好マサル次第ニ付至急右制限撤回方ヲ希望スルモノナリ

次ニ出國査證ノ問題ナルカ日本側ニ於テハ在留英人ニ對シ出國査證ヲ拒否シタル事例皆無ナリ、多少遲延シタル例ナキニ非ルモ現在ハ全部解決済ナリ、然ルニ香港政府ノ如キハ在留邦人數十名ニ對シ今尙出國査證ヲ澁リ居リ

又印度ノ如キモ通常査證發給ニハ四十日ヲ要スル状態ナリ、右ノ如キ嫌カラセハ甚タ不愉快ナルニ付至急相互ニ事態ノ改善ヲ測り度

大使 全ク御同感ニシテ何等責任ナキ個人カ國際關係ノ犧牲トナル如キコトハ避クヘキコトナリ、就而日英間ニ一般的了解ヲ作り個人ノ出國及居留民引揚船舶ノ入出港ニ付何等之ヲ停止、妨害又ハ干渉セサルコトトシ右ヲ紳士的ニ實行スルコトト致度右取極私案(本國政府ノ訓令ニ基クモノニ非ス)ヲ茲ニ覺書ノ形式ニ爲シ置キタルニ付御覽下サレ度(別添イ號)

大臣 至急事務當局ニ研究セシメ我方何分ノ意向明日中ニテモ回答スヘシ

大使 次ハ英國官吏ニ對スル資金凍結問題ナルカ成程大藏省ハ何等制限措置ヲ講シ居ラサルモ預金銀行カ指定銀行トナリ居ル爲一々申請セサレハ預金引出不可能ニテ事態ハ一向改善シ居ラス此ノ種問題取扱ハ何人モ好マサル所ト見エ次第ニ地位ノ低キ役人ノ下ニ移リ結局二十歳前後ノ下僚ニヨリ處理サルルコトトナリ頗ル迷惑シ居レリ何等カノ改善措置カ至急執ラレサル限り本使トシテモ本國

政府ニ報告ノ外ナク其ノ結果英側ニ於テモ制限ヲ附加スルコトトナルヘシ

大臣 本件ニ關シテハ詳細水野通商局長ニ傳ヘ置キタルニ付貴館「マクレー」商務參事官ト通商局長トノ間テ話合ハレ度

大使 此ノ關係ニ於テ在留英人カ受ケタル待遇振ヲ記載セル書物(別添ロ號)ヲ持參セルニ付委細ハ右ニテ御了知ノ上事態改善方ニ付御努力相成度

餘事乍ラ在留米人ハ英人以上ノ虐待ヲ受ケ居リ極端ナル事例ヲ擧クレハ資金凍結ノ故ヲ以テ着用襯衣ハ剝奪ヲ免レタルモ「カラー」ヲ剝取ラレタル者アリ、此等ノ者ハ極度ニ憤慨シ乍ラ出國シ將來日本ニ有害ナル行爲ヲ爲ス危険アルヲ以テ氣持良ク出テ行ク様取計ハルルコト日本ニトツテモ有益ナルヘシ

次ニ前回會談ノ際貴大臣ハ英國ニ於テ日本語ニヨル電話ヲ禁止セル爲日本ニ於テモ英語通話ヲ禁止シ居リ其ノ結果米國人カ迷惑ヲ蒙リ居ル趣述ヘラレタルニ付早速本國政府ニ照會セル結果英國ニ於テハ何國語(日本語ヲ含ム)ニヨル通話ヲモ許シ居ルコト判明セリ、日本ニ於ケル英

語通話禁止ハ誤解ニ基ク措置ト認メラルルニ付在留英人ノ不便ヲ除ク爲至急右禁止解除方ニ付貴大臣ノ御努力ヲ煩シ度(別添ハ號)

大臣 早速研究方取計フヘシ

大使 次二本日ハ最早時間モナキニ付別ノ機會ニ英米共同宣言ヲ研究スルコトト致度處本使ハ右宣言ヲ以テ最モ重要ナルモノト感シ居リ右宣言ノ大部分ニ付テハ日本ニ於テモ「サブスクライブ」セラルヘク主義上御異議ナキモノト思考シ居レリ

大臣 右共同宣言ヲ貴大使ト共ニ研究シテ意見ヲ交換スル如キコトハ本大臣ノ地位ニ鑑ミ困難ト思考スルニ付不惡御了承アリ度

大使 若シ貴大臣カ右ニ關スル討議ヲ迷惑ト考ヘラルルニ於テハ差控フヘキモ右宣言トハ戰後ニ於ケル建設計畫ヲ述ヘタルモノナリ、日本側ニ於テハ右宣言ノ目的ヲ誤解シ居ル如シ、例ヘハ右宣言ハ戰後ニ於ケル世界的通商自由ヲ主張シ居ル處右ハ獨伊ノ唱フル地域間貿易ニ勝ルコト數等ナリ

大臣 自由通商ハ日本ノ希望スル所ナルカ英米ハ資金凍結

ニ依リ右ヲ妨害シ居レリ

大使 右資金凍結ノ趣旨ハ過日「ハル」國務長官モ述ヘタル如ク日本トノ貿易ヲ全然杜絶スルコトヲ目的トセス唯此ヲ制限シ一種ノ「バーター」制度ノ基礎ニ置カントスルニ過キス、通商杜絶ハ何等凍結ノ必然的結果ニ非ス、輸出許可ノ申請サヘアレハ許可サルルコトトナリ居ルニ何故右申請ヲサレサルヤ

大臣 兎ニ角日本カ南部佛印進駐ノ平和の性質ヲ保障スルニ拘ラス英側ニ於テ資金凍結或ハ暗號禁止等ヲ以テ報ユル如キコトハ所謂 *outlet* 範圍ヲ出テス大政治家ノ爲スヘキコトニ非ス、英側ニシテ現在ノ如キ頑迷ナル態度ヲ持續スルニ於テハ日本トシテモ何レカニ活路ヲ求ムル外ナク其ノ結果最惡ノ事態ニ立至ランコトヲ恐ルルモノナリ

大使 英側トシテハ度々申上居ル通り南部佛印ニ對スル日本軍ノ進駐アル限り目下ノ處事態緩和ノ途ナシ且日本ノ南進ニ對シテハ米國ト完全ナル共同態度ヲ執ルコトトナリ居リ此ノ意味ニ於テ日米交渉ノ進捗振リヲ重視シ居ル次第ナリ、貴大臣ハ米國大使トノ交渉ニテ御多忙ト存ス

ルニ付今後ハ原則的問題ニ關シテノミ貴大臣ヲ煩ハシ細目ハ天羽次官ト話合フコトト致度

大臣 了承セリ

(終)

編注 本文書中の別添はいずれも見当らない。

(付記)

「大西洋憲章」ニ關スル「チャーチル」首相演說抜粹

(一九四一年八月二十四日英下院ニ於ケル)

歐洲ノミガ侵略ニ依リ惱マサレ荒廢ニ歸シ居ルニ非ラズ。

過去五ヶ年間日本軍閥ハ、「ヒットラー」及「ムッソリーニ」ノ遣リ口ヲ恰モ歐洲ニ於ケル新福音ナルカニ考へ、彼等ト競ヒテ、支那五億ノ住民ニ對シ擅ニ侵略及蹂躪ヲ行ヒ來レリ。日本軍ハ無益ナル遠征ノ爲メ曠野ヲ彷徨シ、殺戮、荒廢、腐敗ヲ招來セシメ、コレヲ「支那事變」ト呼ビ居レリ。然ルニ、今ヤ支那ノ南方ニモ觸手ヲ伸バシ、印度支那ヲ憐ムベキ「ヴィーシー」佛蘭西ヨリ奪ヒ、暹羅、新嘉坡、英國ト濠洲新西蘭トノ連絡線及米合衆國ノ保護下ニアル比

律賓諸島ニ脅威ヲ與ヘ居レリ。

斯カル日本ノ侵略行爲ハ喰止メザルベカラズ。平和的手段ニ依ル解決ノ爲アラユル努力ヲ拂フベシ。米合衆國ハ、異常ナル忍耐ヲ以テ、日本ノ正當ナル權益ニ對シテハ最高ノ保證ヲ與フベキ公正且友誼的解決ニ到達セント努力シ居レリ。吾人ハ、右交渉ノ成功ヲ衷心ヨリ祈ルモノナルガ、右希望ニシテ萬一叶ヘラレザル際ハ、當然、米合衆國ト躊躇ナク行動ヲ共ニスルコトヲ茲ニ明言セザルベカラズ。

928 昭和16年9月11日

在スペイン須磨公使より  
豊田外務大臣宛(電報)

対独参戦をにらんだ米國政府の日米国交調整交渉への対処方針など米國関係筋からの諜報報告

マドリッド 9月11日前発

本省 9月12日前着

第一二三號(極秘、館長符號扱)

本月三日米國發「クリツパー」ニテ飛來赴任途上ノ法王廳駐在米使節「テイラー」ハ去ル七日「バルセロナ」ニ於テ「リーヒー」駐佛大使及「ウエデル」駐西大使ト落合ヒ終

日鼎座「テイラー」カ齋シタル米ノ對歐態度ヲ中心トシ會談セルカ右内容ニ關シ往電第一一七號ト同一「ソース」ニ依レハ「テイラー」傳達ノ米態度ハ

一、「スターリン」カ英米ノ援蘇動機ニ疑ヲ挾ムト共ニ蘇聯組織ノ崩壞ヲモ惧ルル爲或ル時機ニハ獨ト妥協ヲ策スルコトアルヘク又獨側モ先般ノ「ヒ」「ム」戰線會談ニ於テ之ノ可能性ヲ持出シタルニ(別電第一二四號)<sup>(省略)</sup>伊モ右場合ニハ條件ニ依リテハ之ニ應スヘキ旨述ヘタリトノ情報モアリ其ノ危險ヲ避クル爲米ノ參戰ヲ速ムヘシトノ說(主トシテ米海軍部内)アルモ餘程大ナル理由ニ依ラサル限り米カ參戰シテモ效果ヲ擧クル能ハサルヘシ(之ノ意味ニ於テ「グレーア」號事件ハ小ニ過クト「テイラー」ハ思考ス)以上ノ觀點ヨリ米ハ獨蘇間和戰兩用ノ進展ヲ留意スルヲ要ス

二、<sup>(2)</sup>米トシテハ太平、大西兩洋作戦ハ出來得レハ避ケ度ク從テ日本トノ話合カ太平洋作戦ヲ無用ナラシムルニ至レハ其ノ時ニ參戰ス尤モ日本ノ意嚮ハ獨蘇戰ノ見極メ着ク迄ノ「タイムिंग」ニ在リト見ラレ自然右ノ如キ話合ハ見込薄ナルモ尠ク共樞軸側ニ一腰折ラシムルノ效果ハ在ル

ヘキニ付米側ヨリハ話ノ途切レサル様鹽梅スル筈ナリ尙米トシテハ日本ニ對シ勿論何等ノ「コミット」モ爲サス既定ノ方針ニテ進ムヘキモ萬カ一ニモ日本ニ眞ニ樞軸ヲ離ルルカ如キ決意アレハ相當ノ讓歩 Sizable Concession ハ考慮ノ餘地アルヘキ旨英紙ニ「ヒント」セリ

三、<sup>(3)</sup>然ルニ英ハ日米話合ノ成立ヲ必スシモ希望セス洋上八項目ニ聊カニテモ抵觸スルハ樞軸ニ破ルルヨリ忍ヒ難キ處ナリト主張シ支那モ呼應シテ日本軍ノ完全ナル支那撤兵ヲ基本トスル數條件ヲ提示シ居リ更ニ英ハ印度ヨリ馬來ニ飛行隊機械化部隊迄移動シ玖馬ヲ據點トシテ英米協同作戰開始ヲモ申出居ルカ米ハ今ノ所ニ、ノ結果ヲ見届ケル迄ハ Military Assistance 以上ニハ出サル筈ナリ

929

昭和16年9月17日

天羽外務次官  
在本邦クレーギー英國大使 會談

大西洋憲章の理念に対し天羽次官が東西両洋の格差などを述べて反発について

天羽次官「クレーギー」大使會談ノ件

(一六、九、一八)

九月十七日「クレーギー」英國大使來訪次官面會ス(午後四時—五時三十分)

一、日英關係(極メテ要領ノミ)

大使 日英關係ノ改善ニ付テハ着任以來非常ニ苦心、努力

ヲ續ケ居レルガ難問又難問頻出シ事實惡戰苦闘シ居ルモ

希望ヲ棄テ居ラズ(縷々苦心ノ狀態ヲ述フ)此ノ點ニ關シ

日米會談ノ成功ニ多大ノ望ヲカケ居レリ

英國ガ今次戰爭ニ期待スル所ハ此ノ戰爭ニ依ツテ新シキ

更ニ良キ世界ヲ作ルコトニ在リ、即チ一國ガ世界ヲ「ド

ミネイト」スルトカ或ハ世界ノ或地方ニ於テ征霸權ヲ樹

立スル如キ世界ヲ作ラズ、各國ガ平等ノ立場ニ立チテ相

互共榮シ得ル世界ヲ作ラントスルニ在リ、是レ恐ラクハ

日本ノ歡迎スル所ニシテ又日本ノ利益ニモ合致スルモノ

ト考フ、日本ハ英國ト反對陣營ニ在ルモ此ノ英國ノ理想

ヲ十分ニ了解セラルレバ必ずヤ英國ト同ジ陣營ニ協調シ

得ルコトト考フ、此ノ英國ノ考ハ最近「ローズヴェル

ト」「チャーチル」ノ八箇條ノ宣言ニ明白ニセラレ居ル

ヲ以テ過日大臣ト會見ノ際本問題ニ付意見ヲ交換セント

セルモ大臣ハ本問題ニ觸ルルコトヲ好マレザル様ニ見受

ケラレタリ、然シ右ニ付テハ篤ト御研究願ヒ度モノナリ  
次官 八箇條宣言ノ骨子ハ何ナリヤ

大使 (暫ク考慮ノ後)最モ重要ナル點ハ各國ガ平等ノ立場

ニ置カレルコトナルベシ

次官 其ノ趣旨ハ多年英國側ヨリ聞カサレタルモ事實各國

ハ平等ニ置カレ居ルヤ、例ヘテ云ヘバ英國内ニ於テハ日

本人ノ權利、利益ハ制限セラレ居リ事實上ニ於テハ世界

ハ不平等ナル狀態ニアリ、貴大使モ數年日本ニ居ラレ朝

野ノ日本人ノ狀態ヲ見聞セラレタルコトト思フガ此ノ日

本人ノ活動力及事實朝夕見ラルル所ノ日本人ノ努力ニ對

シ日本人ハ果シテ應分ノ報酬ヲ受ケ居レリト思ハルルヤ、

日本人ハ朝夕働キテモ尙且僅カニ生活水平線ヲ上下シ居

ル狀態ニ在ルニ反シ殆ンド英國人ノ全部ハ日本人ヨリモ

少ク働キテ裕福ナル暮シヲナシ居レリ、一言ニシテ云ヘ

バ日本人ハ死スカ生ルカノ「ストラグル」ヲ爲シ居ルニ

對シ英國人ハ如何ニスレバ贅澤ニ暮シ得ルカニ焦慮シ居

レリ、茲ニ一挿話アリ、此ノ戰爭勃發直後自分ハ貴大使

トモ親交アル「エドワーズ」夫婦ト「テムズ」上流ノ河

畔ノ料理店ニテ會食シ、日英問題ナド話シ居タル所ニ一

夫人ガ小犬ヲ伴レテ入り來リタルガ、其ノ夫人ハ小犬ニ對シ贅澤ナル食物ヲ與ヘ其ノ犬ハ言字通り飽食暖衣シ居ル狀態ナリ、仍テ自分ハ「エドワーズ」ニ對シ此ノ犬一匹養フ費用ニテ日本人勞働者數名ヲ養ヒ得ベク支那人ノ苦力ナラバ恐クハ十數名ヲ養ヒ得ベシ、東洋ニ於テハ朝カラ晩迄働キ尙且餓エ居ルモノアルニ反シ倫敦ニ於テハ唯犬ヲ「ハイドパーク」ニ散歩サスコトノミヲ唯一ノ仕事ト爲シ居ル有閑婦人が多數安居シ居ル事實ヲ何ト見ラルルヤ、此ノ單ナル事實ガ良ク國際間ノ根本問題ヲ暗示スルモノニ非ズヤト云ヘルコトアリ

大使 自分ハ日本人カ非常ニ努力シ居ル事實ヲ認ム、又日本人ノ生活標準モ之ニ相應シテ高ムベキモノナリトノ意見ヲモ認メ居ルガ何分ニモ日本人ノ發展及之ニ伴フ要求ガ急激ナル爲之ニ應ジ得ザル事實モ看過シ得ザルヤニ考フ

次官 日本人ハ明治ノ開國以來八十年間非常ナル努力ヲシテ今日ノ狀態ニ漕ギツケタルガ、巴里ノ會議ニ於テ人種平等ノ案ヲ提出スレバ英帝國代表ノ反對アリ、滿洲事變ニヨリ生存權ヲ要求セントセバ英國ノ反對アリ、日本人

ガ海外ニ出ントスルヤ英國殖民地ハ門戸ヲ閉鎖シ更ニ數年前ニハ日本商品ニ對シ英國ハ高率ノ關稅ヲ課シ「クオート」制ヲ設ケ、之ヲ閉メ出セリ、此ノ如ク日本人ガ人ニ依リ又商品ニ依リ自然ニ伸ビントスルニ際シ常ニ英國ノ反對アリ、換言スレバ日本ノ自然的發展ニハ英國ノ妨害アリトノ事實ハ日英當局ニ於テ深甚ナル考慮ヲ費スベキ點ナリト考フ、端的ニ云ヘバ我々ハ英國人ガ若シ日本人ノ立場ニ在リトスレバ如何ニ考フルデアラウト云フコトヲ常ニ念頭ニ置カレ度モノナリ、右ニ付テハ數年前松井男爵ガ「フォートナイトリ、レヴェユウ」ニ寄稿セル論文ハ御參考ニナルカト思フ

大使 自分ハ日本ノ立場ハ良ク了解セリ、自分ハ日英間ニハ日英協調ノ餘地ハ十分アルモノト考フ、何レ此ノ點ニ付テハ他日詳シク自分ノ考ヲ述べ度モ差當リ數年前ノ日英産業ノ衝突ニ付テハ

- 1、日本ノ産業ノ進歩餘リニ急激ナルコト
- 2、日本ノ物價ガ餘リニ低キコト
- 3、當時英國ハ世界的恐慌ノ影響ヲ受ケ非常ニ不景氣ナリシコト

等ヲ考慮スルヲ要ス、此ノ點ニ付テモ又後日自分ノ考ヲ御話スベシ

他方獨逸ノ「ヒトレリズム」ハ世界ヲ「ドミネイト」セントスルモノニテ此ノ世界ニ於テハ日本ハ現在ヨリモ尙悪シキ状態ニ置カルルコトハ日本人トシテハ念頭ニ置クヲ要スベシ

次官 自分ハ「ヒトラー」ハ世界ノ「ドミネイション」ヲ考ヘ居ルモノトハ思ハズ、唯「ヒトラー」ハ英米ノ世界覇權ニ對スル挑戦ヲ爲シ居ルモノトモ見ラルベク「ヒトラー」ノ考ハ世界ヲ若干ノ區劃ニ分チ其ノ一區劃内ニ於ケル優越ヲ得ント考ヘ居ルモノト思フ

大使 之ハ日本人ガ一般ニ抱キ居ル誤解ナリ、日本人ハ「ヒトラー」ハ世界ヲ四分シ東亞方面ニ於テハ日本ノ覇權ヲ認ムルモノト考ヘ居ルモ實ハ然ラズ、例ヘバ「アジア」ニ於テモ「ヒトラー」ノ考ヲ示ス精確ナル證據ヲ得居レルガ、之ニヨレバ「ヒトラー」ハ蘭印ノ如キモ獨逸ノ覇權ノ下ニ置カントスル考ナリ、尙、更ニ差迫リタル問題トシテ蘇聯ガ崩壞セバ直ニ日本ハ獨逸ノ脅威ヲ感ズルコトナルベシ、之ニ付テモ何レ他日更ニ會談シ度キ

ツモリナリ  
(以下省略)

930 昭和16年9月26日 天羽外務次官  
在本邦クレイギー英國大使 會談

日米国交調整交渉に関する天羽・クレイギー間の意見交換について

天羽次官、「クレイギー」英國大使會談ノ件  
(一六、九、二七)

九月二十六日「クレイギー」大使天羽次官ヲ來訪會談ス  
(午后三時—四時)

英國大使ハ一時米國迄往復スルコト、其ノ理由、不在中ノ英國大使館トノ連絡等ヲ述ベタル上米國ニ於テハ「ハリファックス」大使トハ無論萬事打合スベキガ「ウエルズ」トハ舊知ノ間柄故會見スベク「ハル」長官乃至「ローズヴェルト」大統領モ先方ヨリノ希望アラバ會談スベキ旨ヲ述ベタル後日米會談ニ付左ノ通問答ス

一、日米關係ニ關スル件

大使 現下萬事ハ日米會談ニ重點ガ置カレ自分ガ今回賜暇旅行スルモ亦日米會談ニヨリ日米間ニ問題ガ置カレ自分

ハ比較的安ラカナ氣持ニテ暇ヲ取り得ベシトモ考ヘタル次第ナルガ反面ニ於テハ其レダケ英國トシテハ右會談ノ推移ニ深甚ナル興味ヲ有シ居ル次第ナリ、米國大使ハ交渉ノ内容ニ付テハ嚴祕ニ附シ居リ察知スルヲ得ザルモ交渉ノ成行ニ付テハ諸般ノ形勢ヨリ察知シ得ルモノアリ、自分ハ貴官ニ對シ迷惑ヲカクルコトヲ欲セザルガ、迷惑シ得ザル範圍ニ於テ貴官ノ印象ヲ端のニ承知スルコトヲ得バ幸ナリト考ヘ居ルガ、右交渉ノ前途ニ對シテハ貴官ハ樂觀のナリヤ、將非觀的<sup>非觀</sup>のナリヤ、甚ダ微妙ナル問題ナルガ若シ御洩シヲ得バ御氣持ダケニテモ承知スルコトヲ得バ結構ト存ジ居ル次第ナリ

次官 自分モ交渉ノ内容ニ付テハ御話スル自由ヲ有セザルガ交渉ガ將來如何ニナリ行クヤハ今ハ專ラ米國ノ態度ニカカリ居レリ、日本ハ其ノ云ハント欲スル所ハ全部提示シ今ハ唯米國ノ回答ヲ待チ居ル次第ナリ、云ハバ日本ハ總テノ「カード」ヲ「テーブル」ニ出シ居リ米國ガ之ヲ如何ニ「プレイ」スルカノ状態ニナリ居レリ

大使 自分ハ實ハ先程申セシ如ク交渉ノ内容ハ知ラザルモ自分ノ受ケ居ル印象ニ依レバ米國側ニ於テハ日本ノ提案

ニ付明白ナラザルモノアリト爲シ居ルモノノ如ク其ノ間何等ノ誤解ガ介在シ居ルモノニ非ズヤノ印象ヲ受ケ居レリ

次官 御承知ノ通華府ト東京トハ距離モ遠ク又言葉ノ相違モアリ電信一本ニヨリ動ク間ニハ多少ノ誤解ヲ生ジタルコトモアリ得ベク又米國側ニ於テ日本ノ提案ニ付明白ナラザルモノアリシコトモアリシモ右ニ付テハ誤解ハ解キ質問ニハ答ヘ、今ハ米國側ニ於テモ日本ノ提案ハ全部明白ニナリ居ル筈ナリ

大使 米國ニ於テハ前述ノ如ク自然有力者トモ接觸スルトアルベク英國トシテモ此ノ話合ヲ成立セシメ度熱望シ居ル次第ナリ

次官 日本ハ平和維持ヲ念トシ居ルガ只今歐羅巴及大西洋ハ動亂ノ禍中ニ在リ、唯太平洋ノミ戰亂ヲ免レ日米兩國ガ和戰ノ鍵ヲ握リ居ル故此ノ際日米兩國ニテ話合ヒテ戰争擴大ヲ防ガントスルモノニテ近衛總理迄乗出シタル次第ナリ、之ハ米國ノ爲ニモ亦英國ノ爲ニモ非常ニ歡迎セラルルモノト思ハルルガ若シ米國側ニ於テ此ノ機會ヲ失セバ再ビ此ノ如キ機會ハ來ラザルベシ、更ニ近衛總理ガ

ココマデ乗出シタルハ日本ノ首相ノ立場ヨリ見レバ前例ノナキコトニテ近衛總理ノ決意ノ程モ窺ヒ得ベシ、又近衛總理ガ陣頭ニ立チタルコトハ無論獨伊ニハ不快ナル印象ヲ與フルモノニテ日本トシテハ三國條約ノ關係ニ於テハ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ居ル次第ナリ、米國ガ若シ此ノ日本ノ決意ヲ了解セズ此ノ時期ヲ逸スルコトアラバ日本ノ爲ノミナラス更ニ米國ノ爲ニモ不幸ナリ、近衛「メツセージ」ガ新聞ニ出デ日米會談ガ天下ノ注意ヲ集メ居ル事實ニ鑑ミレバ（大使ハ右「メツセージ」ガ新聞ニ出デシハ甚ダ不幸ナリト云フ）若シ交渉失敗ニ終ラバ面白カラザル反動ヲ生ズベシ（日本ニ於ケル反動ニ就キ問答中次官ハ問ニ對シテ「此ノ儘ニ徒費スルモ國家ハジリ貧トナル徒死スルヨリモ寧ロ戰フニ如カズ」トノ議論ハ俗耳ニ入り易シト答フ）「ローズヴェルト」大統領ガ如何ニ「ステーツマンシップ」ヲ發揮スルヤハ今ヤ試練セラレ居レリ、日米間ノ諸問題ハ事務的ニ見レバ解決困難ナル問題多キモ之等ノ事務的ノ取扱ハ後日普通外交機關ノ解決ニ俟チテ可ナルベク況ヤ現在世界ニ於テハ東西兩洋動亂ノ中ニスベテノ問題ガ投込マレテ、戰後平和克服ノ時ニ新

シキ鑄型ニ鑄直サルル狀態ニ在リテ今ヨリ豫メ決定シ得ザルモノナリ、故ニ「ローズヴェルト」大統領トシテハ政治的考慮ニ出テ宜シク近衛總理ノ差延ベタル手ヲ握リ兔ニ角此ノ際會談ヲ遂グルコトガ政治上ニ於テ大ナル價值ヲ齎スベク右ノ一事ガ成シ遂ゲラレバ太平洋ノ平和維持ニモ多大ノ貢獻ヲナスベシ、同時ニ米國ノ外交上ノ勝利トモ見ラルベシ

更ニ米國ニ於テハ日本ノ國內政局ニ對シ誤解アルモノノ如ク、即チ近衛內閣ハ政治的立場強カラザルヲ以テ現政府ト交渉スルモ早晚軍人其ノ他ノ勢力ニ依ツテ顛覆セラレベク從ツテ現內閣ト交渉スルモ徒爾ナルベシトノ觀測ガ行ハレ居ル如キモ其ハ皮相ノ觀測ニテ現內閣ニ對シテハ反對論モアルモ裕ニ之ヲ抑ヘ得ベシ（大使ハ此ノ點抑ヘ得ベキカト更ニ念ヲ押シ次官ハ然リト強ク答フ）、無論過日ノ馬淵大佐ノ放送ノ如キ或ハ中野正剛氏ノ演説ノ如キ表面恰モ近衛「メツセーヂ」ト相反スルカノ如キ演説ガ報道セラレ本邦ニ在ル外國ノ新聞記者等ノ之ヲ大袈裟ニ傳ヘ英米ノ新聞ハ「ジャーナリスティック」ノ興味本位ニテ過大ニ重要性ヲ附シ引イテ誤解ヲ起シ居ル如キ

コトアルモ之等ノ事情ハ恐ラクハ日本ニ滯在セララルル外國使臣ニヨリ解カレンコトヲ期待シ居レリ

次イデ日米會談ノ他ノ障害ハ米國ノ太平洋諸國ト相談シ之等諸國ヨリノ掣肘ヲ受ケ居ルヤノ形跡アルコトナリ、米國ガ盟邦ニ近キ英國ト相談スルコトハ了解スルモ蘭印及蔣政權ト相談スルガ如キコトアラズ結局種々ノ障害ヲ生ズベシ、米國ノ支那ニ關スル提案ガ漸次硬化シ居ルガ如キ氣味アルハ蔣政權側ノ牽制アリシニ依ルヤニモ推察セラル

從ツテ日本トシテハ米國側ニ於テハ凡有陣容ヲ克服シテ目前ノ利益ニ迷ハサレズ太平洋平和維持ノ爲ニ奮發セラレンコトヲ望ミ居レリ

大使 太平洋ニ關スル問題ハ之ニ關シ最モ利害關係アル日英米ノ諸國ニ於テ互讓ノ精神ヲ以テ相互ニ忌憚ナキ會談ヲ遂グレバ解決シ得ザルモノナシト考ヘ居レリ、其レニ付ケテモ最近英國人ニ關シテ起レル諸問題例ヘバ在本邦英國人ノ逮捕ノ問題ノ如キハ問題其レ自身ハ非常ニ重要ナラズトスルモ之ニ依ツテ生ズル反響ハ極メテ大ナルヲ以テ此ノ如キ問題ノ發生ニヨリテ日英兩國ノ感情ヲ刺戟

スルコトハ平和ノ維持ノ爲ニモ最モ好シカラザルモノト考ヘ居レリ  
(以下省略)

931

昭和16年9月26日

在ニューヨーク森島總領事より  
豊田外務大臣宛(電報)

### 日米國交調整交渉に関するワシントン方面の

#### 意識につき諜報報告

ニューヨーク 9月26日後発  
本 省 9月27日前着

第四五二號(極秘、館長符號扱)

最近當館諜報者「シユミット」及「ライト」ヲ夫々華府ニ派遣シ同方面ノ日米國交調整問題ニ關スル態度ヲ探查セシメタル處ヲ綜合シ御參考迄左ノ通り

一、日米國交調整交渉力近衛總理ノ「メツセーヂ」ヲ機トシテ日本側「イニシヤチブ」ノ下ニ開始セラレタルコトハ「タンカー」航行問題其ノ他ニ關スル日本側ノ自重的態度ニモ徴シ日本ノ軟化乃至屈伏ヲ示スモノトシテ當初華府方面ニテハ相當樂觀的空氣アリ之迄モ東京方面ヨリノ希望的樂觀論ト合シ調整問題成立ノ可能性強シトノ觀測

モ行ハレタル程ナルカ其ノ後交渉遷延スルニ從ヒ

(イ)日本側ノ眞意ハ獨蘇戰ノ有利ナル展開ヲ待タントスル遷延策ニアリトノ疑惑増大セルコト(ロ)支那ノ犠牲ニ於テ妥協スヘカラストノ論有力化セルコト等ノ事情ニ依リ最近特ニ悲觀論多クナリタルコト注目サル

二、加フルニ對日妥協ハ米國トシテ單ニ對英蘇援助ヲ廻リ歐洲問題ニ専心セントノ便宜的手段ニ止マラス日本ヲ現狀ノ儘留置スルコトカ樞軸國勝利ノ場合米國々々致命的危険ヲ包藏スルモノナル故ニ獨蘇戰ノ膠着セル此ノ際ニ太平洋ニ於ケル日本ノ脅威ヲ根本的ニ解消セシメントノ目的ヲ有スルモノニシテ

從テ今次ノ國交調整ハ飽迄モ侵略主義ノ放棄ヲ前提トシ將來日本カ何等カノ口實ヲ以テ變心スルコトヲ不可能ナラシムルカ如キ嚴重ナル條件ヲ以テ結ハスヘキニテ單ナル妥協ノ爲ノ妥協ハ避クヘキナリトノ思想カ支配的ナルヲ看過スヘカラス依ツテ「ハル」長官カ屢國交調整問題ノ基礎ハ侵略主義ノ放棄ニ在リト保證シ又交渉進行中ニモ拘ラス對支軍事使節派遣ヲ公表スル等ノ如キハ斯カル態度ヲ反映スルモノト見ルヘク更ニ目下武器貸與法ノ下

ニ實施中ナル對支援助カ

目前ノ援助ニ止マラス將來ニ於ケル支那開發ヲ目的トスル龐大ナル計畫ヲ内容トスルモノナルニ顧ミレハ(此ノ點往電第三九二號御參照ノ上特ニ御留意請フ)對日妥協ノ成立セル場合ニ於テモ斯カル對支主義ハ依然繼續セララルヘキモノト思考セラル

三、今次國交調整交渉上ノ難點ハ米國ノ要求スルカ如キ條件カ從來ノ日本ノ根本國策ト相容レス且日本カ國內政治上ニ正常容認シ得サルモノナル點ニアルコト勿論ナルモ同時ニ中途半端ナル妥協ヲ不可トスル米國政府部内ノ對日強硬派及如何ナル日米接近モ支那ノ犠牲ナクシテハ不可能ナリトスル重慶側

竝ニ其ノ支持者ノ反對ニ依ルヲ留意スヘキニシテ(特ニ最近重慶側カ在米親支團體ト協力シ日米國交調整反對運動ヲ開始セル點注意スヘキニシテ從來對日經濟制裁其ノ他ニ關シ活潑ナル活動ヲ行ヒ來レル「アメリカン、コンミッテイ、オフ、ノンパーテシペーシヨン、イン、ジャパニーズアグレツシヨン」ハ最近大統領及國務長官ニ對シ日米國交調整反對ノ投書運動ヲ大規模ニ開始セリ)從

テ日米國交調整ハ相剋スルニツノ思想ヲ如何ニ妥協セシ  
ムルカニアリ其ノ前途ハ樂觀ヲ許サス  
米ニ轉電セリ

932 昭和16年9月27日 在オーストラリア河相公使より  
豊田外務大臣宛(電報)

豪州政府が対日經濟圧迫の緩和に應じる氣配  
はなく暫く靜觀方意見申

メルボルン 9月27日發  
本 省 9月27日夜着

第二一五號(外機密)

(引用電脱?)

一、折角折衝ニカメタルモ冒頭往電ニテモ觀取セラルル通り  
甚タ舐メタル先方ノ態度ニテ

(イ)濠洲側ハ朝野一般ニ英米蘭ノ資金凍結ニ依ル對日協同  
經濟封鎖ノ利目觀面ナリトノ觀測ヲ持シ(日本關係當  
業者スラ今次ノ嚴格ナル通商杜絕政策ヲ納得シテ之レ  
ヲ秘メ居レリ)從テ日本カ參リタリトノ見極メ付ク迄  
ハ英米合作ノ方針ニ追隨シ封鎖手段ヲ緩メサルコトヲ

上策ト認メ居ルコト

(ロ)現在ノ對日經濟封鎖實施ニ付諸事倫敦ノ指令ヲ忠實ニ  
實行シ居リ運用上獨自裁量ノ融通性ヲ缺ク  
右狀況下ニ於テ

此ノ上我方要求ヲ繰返シ折衝ヲ試ムトモ目下ノ所遺憾乍  
ラ御期待ニ副フ結果ヲ齎シ得ル見込ナシ

三、先方回答ハ要スルニ七月二十六日以前二代金支拂濟ノ特  
定ノ商品ニ限り輸出ニ同意セルモ右僅々二百頭ノ生羊  
アルニ過キサレハ實ハ有名無實ニシテ凍結資金中ヨリノ  
支拂不同意ヲ理由ニ他ノ既約取引ヲ認メス又倫敦向送金  
モ認メス斯クテ在濠資金ハ凍結ノ儘手ヲ觸レサル建前ノ  
下ニ新ニ小麥以下ノ餘剩ノ若干ニ付輸出許可ヲ仄カシテ  
先方ノ欲スルカ儘ニ必需品ヲ輸入セントスルニ在リ從テ  
我方カ重ネテ既約品中信用狀殘高分ノ輸出ヲ求メ假ニ先  
方ヲシテ應諾セシメ得ル場合ニモ

(3) 在濠資金ノ廻送ハ至難ニシテ結局累次御來示ノ資金轉用  
ノ目的ハ達セラレサルヘク他方先方ノ企圖スル新規ノ交  
換取引ナラハ何レモ我方ヨリ渡リニ船トシテ飛突ク手モ  
アルマシク悠悠々先方カ處分ヲ焦セリ來ルヲ俟チ自分ノ手

許ニ引付ケテ後其ノ都度交渉ニ入ルコト得策ト認メラル  
旁本省トシテハ濠洲側ノ出方ヲ機會ニ在英信用狀殘高ハ  
既約定取引ヲ認ムル由ノ印度等ヘノ振當ヲ考慮セラレ此  
ノ際濠洲側ニ對シテハ暫ク靜觀ヲ持シ其ノ出方ヲ見ラル  
ルコト效果的ナラスヤト思考ス尙本件善後方針決定前ニ  
濠洲側ノ意嚮ニ應シ我商社側カ咽喉ヲ鳴シテ勝手ニ各種  
ノ商品ヲ「オフアー」シテ先方ノ思フ壺ニ嵌マル結果ヲ  
招カサル様充分ノ取締ヲ請フ

英、「バタヴィア」、新嘉坡へ轉電セリ

「シドニー」へ暗送セリ

933 昭和16年9月30日

蘭印情勢および日米国交調整交渉の蘭印・フィ

リピン・豪州での反響に関する豊田外相閣議説

明資料

九月三十日豊田大臣閣議説明資料

一、蘭印ノ情勢

(イ) 蘭印ハ「タイ」國ヲ繞ル日英兩國ノ出方ニ最大ノ關心

ヲ拂ヒ居リタルニ其後著シキ變化無ク一安心ノ態ニテ  
先般「ダフ・クーバー」ガ『最近極東ニ於ケル聯合國  
側ノ軍備充實セル結果日本ハ遂ニ「バス」ニ乘リ遅レ  
タリ』ト述べタル言葉ヲ大々的ニ報道シ國民ノ團結心  
及抗戰意識ヲ煽ルニ努メ居レリ日米會談ニ就キテハ其  
ノ内容ヲ揣摩臆測シ極東ニ於ケル第二「ミュンヘン」  
會議現出シ小國ガ犠牲トナルニ非ズヤト憂慮シ居ル處  
言論界ハ滿洲事變以來絶ヘズ米國ガ日本ニ對シ示シ來  
リタル態度ヲ想起シ日米妥協ノ餘地無キ旨ヲ強調スル  
ト共ニ聲ヲ大ニシテ米國ノ參戰ヲ希望シ「グリーア」  
號事件等ヲ引用シテ米國人ハ參戰ニ依ラサル聯合國援  
助ノ如何ニ困難ナルカラ認識スベキナリト説キ居レリ  
(ロ) 最近英米有力者ノ極東ヘノ往來煩繁ニシテA、B、C、  
Dノ經濟的、軍事的協力ノ促進ニ努メ居ル模様ナル處  
米國、濠洲ヨリノ蘭印向武器供給及蘭印產「ゴム」  
「錫」等ノ物資ノ米國向輸送モ迅速ニ行ハレ居レリ  
尙九月十九日「マニラ」ヨリ「バタヴィア」ニ到着セ  
ル「ダフ・クーバー」ハ新聞記者會見ニ於テ今次來訪  
ノ目的ハ太平洋ノ一般政策ニ就キ蘭印總督ト協議スル

ニ在リト述ベ英蘭同盟ハ極東ニ於テモ存在スルモノナ  
リヤトノ質問ニ對シテハ明確ナル返答ヲ避ケタルモ歐  
洲ニ於ケル英蘭鞞帶ノ鞏固ナルヲ強調シ蘭印ガ侵略セ  
ラルル場合英國ガ手ヲ拱イテ傍觀スルモノトハ信セス  
ト語リ現在英蘭陸海軍官憲ハ一般問題特ニ太平洋ニ於  
ケル國防問題ニ付緊密ナル連絡ヲ執リ居ル旨明言セリ  
(ハ)帝國出先官憲ノ調査ニ依レバ現在「バタヴィア」「バ  
ンドン」「スラバヤ」等蘭印内ノ數ヶ所ニ英、米、濠  
ノ陸海空軍士官ガ一兩名宛滞在シ軍事教練其他軍關係  
勤務ニ從事シ居ル事實アリ

一、日米交渉ノ蘭印、比律賓、濠洲ニ對スル反響

(イ)蘭印ノ蘭字新聞ハ何レモ日米交渉ニ最大ノ注意ヲ拂ヒ  
本來日米間ニハ妥協ノ餘地無キコト明白ナルニモ不拘  
日本カ對米妥協ニ努力シ居ルハ結局米國ト一戰ヲ交フ  
ル勇氣無キニ依ルモノナリト解釋シ居レリ  
漢字新聞ハ米國トシテハ日本ト妥協ノ可能性無キコト  
ハ充分承知シ居ルモ目下英蘇ヲ援助シテ樞軸側ノ首魁  
タル「ヒトラー」ヲ打倒スルコトニ急ナル爲一時難キ  
ヲ忍ビテ日本トノ正面衝突ヲ避ケントノ底意ヨリ他方

日本ハ今直ニ樞軸離脫ノ決意無キモ獨逸軍ノ對蘇攻撃  
豫期ノ如ク渺々シカラザル此ノ際一時のニ對米危機ノ  
緩和ヲ圖リ依テ以テ米國ノ經濟的讓歩ヲ得タル上時機  
ヲ見テ再ビ攻勢ニ出デントノ魂膽ヨリ今次日米交渉ヲ  
開始セル次第ニシテ或ハ之カ爲太平洋ノ情勢一時緩和  
セラルルコトハ有り得ベキモ日米關係ノ根本的解結ハ  
不可能ナリト論シ居レリ

尤モ華僑ノ中ニハ自己保身上ヨリ日米妥協氣分ヲ悦ビ  
居ルモノモアリ漢字新聞ノ内ニモ日米妥結ノ可能性ヲ  
信ズトノ論評ヲ發表シ居ルモノアリ

(ロ)比律賓ノ新聞ハ大体日本側ニ於テハ樞軸ヲ離脫シ是レ  
以上南進ヲ爲サストノ保障ヲ與ヘ其ノ代償トシテ對支  
援助及浦鹽經由對蘇援助ノ停止、對日禁輸及資金凍結  
ノ撤廢、正常貿易ノ恢復、極東ニ於ケル日本ノ支配的  
地位ノ默認ヲ要求スヘキモ米國トシテハ斯ル對日融和  
政策ヲ執ルヲ得ザルベク日本側ニ於テ讓歩セザル限り  
日米交渉ハ成功セザルヘシトテ其ノ前途ニ悲觀的觀測  
ヲ爲シ居レリ尙中ニハ日本ノ態度ニ就キ懷疑のモノ  
モ見受ケラレ、日本内部ハ對米協調派ト強硬派ニ分裂

シ居ル處日本ハ對米交渉ヲ續行シツツ獨蘇戰爭ノ推移ヲ注視シ他面着々國防ヲ充實シツツアリ從テ歐洲情勢ガ獨逸ニ有利ニ展開スル場合太平洋ノ危機増大スルノ危険無シトハ斷言シ得ス今次交渉ガ日米間ノ根本問題ヲ未解決トスルニ於テハ日本ニ息ツキノ時間ヲ與フルニ過キスト論ジ居レリ

(ハ)濠洲外務大臣ハ九月十七日議會ニ於ケル演說中ニ於テ極東情勢ノ少康<sup>ホト</sup>ハ主トシテ日本軍ノ佛印進駐以來英米兩國カ示シ來レル決意ニ因ルモノナルカ蘇聯ノ對獨抵抗モ亦他ノ重要々素ナリ然レ共吾人ニ不安ヲ抱カシメタル底流ハ依然トシテ存續スルモノニシテ獨逸カ此ノ地域ノ諸國ヲ歐洲戰爭ニ捲キ込マントスル努力ヲ捨テ居ラザルハ確實ナリ吾人ハ日本ノ政策ノ傳統的伸縮性カ其ノ實ヲ現ハシ且ツ極東ニ於ケル各國民ノ權益尊重ヲ原則トスル解決ガ齎ラサレンコトヲ望ムト述ベタリ尙濠洲新聞ハ從來強調シ居タル日本南進ノ脅威ヲ論ズルモノ其跡ヲ絶ツニ至リ日米交渉ハ結局日本ノ讓歩ニヨリ大体左ノ「ライン」ニテ妥結ヲ見ルモノト觀測シ居レリ

(一)日本ハ(イ)樞軸ヲ離脱シ(ロ)南進北進ヲ停止シ(ハ)中支ヨリ撤兵シ(ニ)佛印ヨリ撤兵スルト共ニ今後ノ南進活動ハ通商貿易ニ局限スルコト

(二)米國ハ之ニ對シ日本資金ノ凍結ヲ解除シ通商關係ノ再開ヲ承認スルコト

934

昭和16年10月17日

在広東吉岡(武莞)総領事代理より  
豊田外務大臣宛(電報)

南方作戦の準備状況に関する海軍側内話情報  
報告

広東 10月17日後発

本省 10月17日夜着

第四二五號(外機密、館長符號扱、至急)

南方作戦ニ關シ當地海軍側ヨリ豫テ聞込ミ左ノ通り

今次政變ニ依リ日米會談ハ纏マラサリシモノト思ハルル處海軍トシテハ既ニ南方ニ對シ作戰體制ヲ整ヘ居リ陸戰隊ニ十萬モ部署ニ付キ居レハ陸軍ヨリハ比律賓ニ對シ二箇師新嘉坡ニ對シテハ一箇師モアレハ充分ナルヘシ(海軍トシテ八十年間ノ油ヲ貯藏シ居ルモ此ノ中ヨリ陸軍ニ割愛セサル

ヲ得ス)因ニ當地ニハ李王殿下隸下ノ基兵團到着シ從來ノ南支軍ノ我方部隊ヲ南方ニ派シ他ノ一部隊ヲ以テ海軍ト協力香港ヲ攻略ス追而行動開始ノ時機トシテハ極メテ短命ノ中間内閣後強力ナル海軍内閣成立ノ前後ト思ハル

935

昭和16年10月22日 在英國重光大使  
在本邦クレイギー英國大使 會談

日本が近隣地域に發展を求めると至つたのは

英米等の対日經濟圧迫政策の結果であると重

光大論及について

\*重光大使「クレイギー」大使會談要領

(一六、一〇、二三 歐三)

十月二十二日「クレイギー」大使重光大使ヲ來訪會談要領左ノ通

一、「ク」大使 貴使ニ隨行シ歸朝ノ筈ナリシ一書記官ガ

「リスボン」ヨリ直接獨逸ニ轉任シ赴任セルハ眞ニ不

都合ニシテ今後ノ便宜供與ニモ關係アルベシ

重光大使 右ノ如キハ本使モ好マシカラズト考フ、自分

ハ當時反對セルモ事情ハ次ノ通りナリ即チ日本政府ハ

素ヨリ牛場書記官ヲ本使ニ隨行シ歸朝セシムル筈ナリシガ手違ノ爲本使一行ハ「クリッパ」座席ヲ得ル爲

「リスボン」ニ約ニ週間ノ滞在ヲ餘儀ナクセラレ其ノ

間ニ獨「ソ」戦争開始シ(本使ハ六月十六日倫敦發翌

十七日「プリストル」發)西比利亞經由ノ交通杜絶ス

ルニ至レリ、茲ニ於テ在獨日本大使館ノ缺員補充ハ事

實上不可能トナリタルヲ以テ急ニ牛場ヲ「リスボン」

ヨリ伯林ニ轉ゼシメ本使ハ一等書記官一名ヲ同伴シ米

國ニ渡リ米國ヨリ他ノ書記官ヲ隨伴歸朝スルコトヲ許

サレタリ、即チ牛場ノ伯林行ハ西比利亞交通ノ杜絶ガ

直接ノ原因ナリ

二、「ク」大使 米國大使館モ同様ナルガ在京英國大使館ノ

煖房設備ハ重油ヲ燃料トスルモノナルガ右ニ要スル重

油ハ一冬約三十五噸ヲ要ス、然ルニ冬モ眞近トナリテ

重油ノ供給ヲ拒絶セラレタル處石炭煖房ニ改造スルコ

トハ資材ノ關係上及時日餘裕ナキ爲不可能ニシテ重油

ノ供給ヲ拒絶セラルルコトハ煖房ノ方法ヲ杜絶スルコ

トニナル譯ニシテ若シ商工省ニ於テ大使館ニ對シ斯ル

處置ヲ強制セラルルニ於テハ勢ヒ在倫敦日本大使館ニ

對スル報復ヲモ考慮セラルルコトトナルベク切ニ日本側ノ考慮ヲ請フ次第ナリ

重光大使 右ハ外國ヨリノ重油ノ供給無キ爲ノ措置ト考フルモ當局ニ一應取次グベシ

三、「ク」大使 「メーソン」及「マーター」ハ拘引以來六週間ニ及ビ面會出來ズ交通モ制限セラレ居リ英國側ヲ極度ニ刺戟シツツアリ

四、「ク」大使 今次政變ハ當初非常ナル「センセイシヨ」ヲ惹起シタルガ本使ハ強力内閣ノ點ニ重キヲ置クベキモノト考ヘ居レリ、東條新首相ガ獨逸ノ同情者タルハ周知ノコトナルモ極端論者トハ考ヘ居ラズ

重光大使 然リ、強力ナル統制力アル新内閣ノ下ニ日本ハ善キ政治ニ邁進セントスルモノナリ

米國ガ理想ニ走り日米交渉成立ノ好機會ヲ逸セルハ遺憾ナルガ今後ハ實際的ナル英國ガ舵ヲトリ圓滿妥結ニ至ル様セラレテハ如何

「ク」大使 同感ナリ然シ日本側モ英國ノ地位ヲ認め英國側ニモ連絡ヲトラルル様致度シ

重光大使 日米交渉ハ實ハ英國モ希望セシ處ト承知シ居

レリ、即チ日本ガ英國ノ敵國タル獨ト同盟關係ニ在ル以上日英ノ直接交渉ハ困難ニシテ日米ノ交渉ハ寧ろ口纏り易シトハ英國側ノ觀點ニ非リシヤ

「ク」大使 右ハ事實ナリ然レドモ英國トモ連絡ヲトラルルコト可然

重光大使 日本ハ實際的ナル英國ガ交渉ノ圓滿進行ヲ助クルコトヲ期待スルモノニシテ貴使ノ任務モ茲ニ在リト考フ

五、「ク」大使 根本問題ナルガ日本ガ東亞共榮圈ノ主張ヲ固執スレバ經濟上ノ自由主義ヲ主張スル英米トハ如何ニシテモ意見合致セザルベシ、斯ル排他的、地域的觀念ハ日英關係打開ノ根本的障礙ナルベシ

重光大使 先ヅ反問致シ度キハ英國人ハ實際家ナルニ何故ニ事態ノ實際ヲ見ズスル「イデオロギー」ノ問題ヲ捉ヘテ兩國ノ根本關係ヲ議論セラルルヤノ點ナリ、日本人ハ實際的ナルモ時ニ「スローガン」「イデオロギー」ヲ好ム、東亞共榮圈トイフモ世界共榮圈ノ一部ニ非ズヤ

尙二個ノ質問ヲ致シ度シ、第一ハ何人カ日本ヲシテ地

域の二活路ヲ求メシメタルヤ、第二ハ貴下ガ若シ日本ノ地位ニ在ラバ活路ヲ求メズシテ自殺ノ方途ヲ選ビタリヤ

日本ガ其ノ近接スル地域ニ於テ發展ヲ求ムルニ至リタルハ全ク英米ヲ含ム他ノ世界ガ閉鎖經濟制度ヲ採用シテ日本ヲ追ヒ込ミタル結果ニ非ズヤ「オタワ」協定等ハ當ニ其ノ一例ナリ、而シテ後ニ至リ自分等ハ將來自由經濟ヲ主張スルモノナリ、主義ノ問題ナリトテ日英兩國利害ノ調整ガ不可能ナリトイフハ自家撞着ニ非ズヤ

英米等ハ日本ヲ經濟的ニ絞殺スル政策ヲ以テ日本ニ壓迫ヲ加ヘ居ルモ斯ル政策ハ成功セザルベシ、又今日ノ事態ニ對處スルコトナク戰後ノ自由經濟ヲ以テ日本ヲ誘フモ效果ナカルベシ、要ハ今日ノ事態ノ處理ニ在ル次第二テ今日兩國ノ關係ヲ改善セント欲セバ貴使ノ所謂經濟自由主義ヲ直チニ現實ニ立證スルノ要アルベシ本使ハ日英ノ衝突ヲ信ズルヲ欲セズ英國<sup>ヘ</sup>須ク現實ノ事態ヲ直視シテ其ノ態度ヲ改ムベキナリ

「ク」大使 大局ニ付テハ本使モ同感ナリ、日英ノ衝突

ハ何トカシテ避ケ經濟上ノ問題ニ付テハ英國モ考慮シ戰後ニモ運ヲ開ク様ニセザルベカラズ

936 昭和16年11月9日

南洋局が作成した「日米交渉決裂ノ前後ニ於ケル對南方措置要綱」

付記 作成日不明、南洋局作成

「南方戰開始ニ當リ和蘭本國ヲ無視又ハ否認スルノ可否」

(昭和十六、十一、九)

日米交渉決裂ノ前後ニ於ケル對南方措置要綱(案)

一、日米交渉決裂前ノ措置

(イ)日米交渉ト竝行シテ交渉決裂後ニ於ケル英、米、蘭相手ノ全面戰ヲ想定シ軍ニ於テ之ニ必要ナル準備ヲ行フ  
(ロ)日米交渉決裂ノ直前「タイ」ニ對シ攻守同盟ノ交渉ヲ開始ス

二、日米交渉決裂後ノ措置

(イ)最短期限附通牒ヲ以テ英國ニ對シテハ英領ノ東亞共榮

- 圈参加、帝國ノ必要トスル英領產物資ノ供給、英領ノ資源開發促進ニ對スル我方參加ノ承認、援蔣「ルート」ノ閉鎖、新嘉坡ノ「サレンダー」等ヲ要求シ、和蘭ニ對シテハ蘭印ノ東亞共榮圈參加、帝國ノ必要トスル物資ノ供給、蘭印ノ資源開發促進ニ對スル我方參加ノ承認等ヲ要求シ之ヲ肯ゼザルニ於テハ帝國獨自ノ行動ニ依リ右要求ヲ達成スル爲武力ヲ行使ス
- (ロ)米國ニ對シテハ比律賓ノ即時獨立承認、比律賓ヨリ米國軍ノ撤退、米國權益ノ比律賓ニ對スル還付等ヲ要求シ之ヲ肯ゼザルニ於テハ帝國獨自ノ行動ニ依リ右要求ヲ達成スル爲武力ヲ行使ス
- (ハ)右戰爭開始ノ直後佛印ニ對シ共同防衛ノ立場ヨリ帝國ノ戰爭遂行ニ必要ナル一切ノ便宜供與ヲ要求シ之ヲ肯ゼザルニ於テハ自力ニ依リ必要ナル措置ヲ講ズ
- (ニ)「タイ」トノ間ニ同盟成立シ居ル場合ニハ前記戰爭開始ノ際「タイ」ヲシテ緬甸及馬來ニ派遣セラルル日本軍ノ通過ヲ承認セシム
- 攻守同盟成立シ居ラザル場合ニハ戰爭開始ノ直前最短期限附ニテ右日本軍ノ通過承認ヲ要求シ之ヲ肯ゼザ

ルニ於テハ自力ニ依リ右要求ヲ達成ス

(註)英、米、蘭ニ對スル武力行使ノ場合ニハ香港ノ占領及日、滿、支、佛印ニ於ケル英、米、蘭在留民ノ監禁、其ノ權益(租界ヲ含ム)ノ接收等ヲ實行ス

(付記)

- 南方戰開始ニ當リ和蘭本國ヲ無視又ハ否認スルノ可否
- 一、獨ノ和蘭本國占領後ニ於テモ我方ハ和蘭政府及其ノ蘭印ニ對スル主權ヲ認メ來レリ即チ
- (イ)我方ハ蘭印問題ニ關シ在京和蘭公使ヲ通ジ絶エズ在「ロンドン」和蘭政府ト交渉シ來レリ
- (ロ)蘭印經濟交渉ニ於テモ我方使節ハ和蘭政府ノ任命セル代表ヲ相手トシテ交渉セリ
- (ハ)本年三月石井情報局第三部長ガ和蘭政府ヲ無視又ハ否認スルカノ如キ應答ヲ外國新聞記者ニナシタルニ對シ和蘭政府ヨリ抗議アリタル際大橋次官ハ和蘭公使ニ對シ我方ガ和蘭政府ヲ否認スト云フガ如キ新聞報道ガ全然「ナンセンス」ナルコトハ和蘭政府ノ代表タル同公使ト絶エズ交渉シ居ルコトニ依リテモ明ラカナルベシ

ト應答シ本件落着セル經緯アリ

二、和蘭政府ノ存在、其ノ蘭印ニ對スル主權及我方ノ之ニ關スル態度ハ南方戰ノ開始夫レ自身ニ依リテ差異アルベカラズ蘭印ニ對スル和蘭本國ノ主權ヲ否認スルコトハ前記本件ニ關スル從來ノ經緯ニ鑑ミ尠クトモ我軍ガ蘭印ヲ占領セル後ニ於テ始メテ妥當ナルベシ

三、併シ蘭印ニ對スル武力發動ノ時期ガ比律賓、馬來ニ對スル夫ヨリモ遅ルルガ故ニ武力發動ニ關スル宣言又ハ開戰宣言ニ英米ト竝ベテ豫メ和蘭ヲ「メンシヨン」スルコトガ作戦上ノ見地ヨリ見テ不適當ナラバ

(イ) 武力發動ノ時期ニ應ジテ順次各國別ニ開戰宣言ヲ爲スカ又ハ

(ロ) 英、米、蘭ノ大規模ノ抵抗アリタル際各國別ニ又ハ一括シテ戰爭狀態發生ノ宣言又ハ開戰宣言ヲ發スルヲ可トスベシ

(ハ) 然シ實際ハ我方ガ先ヅ英米ニ對シ開戰宣言ヲ發スル場合ハ勿論右宣言ヲ行ハズシテ武力ヲ發動スル場合ニモ英米ノミナラズ恐ラク蘭モ亦我方ニ對シ開戰ヲ宣言又ハ自衛迎撃ノ聲明ヲナスベキヲ以テ我方ヨリ先ニ特ニ

蘭ノ名ヲ「メンシヨン」シテ武力發動ノ宣言又ハ開戰宣言ヲ爲スノ要ナカルベシ

937 昭和16年11月10日

「對日警告ニ關スル」チャーチル」首相ノ演

說拔萃」

對日警告ニ關スル「チャーチル」首相ノ演說拔萃

(一九四一年十一月十日「マンシヨンハウス」ニ於ケル) 上述ノ如ク伊太利海軍ノ士氣喪失ヲ初メ、大西洋ニ於テ米國合衆國ヨリ受ケ居ル有效ナル援助、戰艦「ビスマルク」ノ擊沈、堂々タル新戰鬪艦及最大型ノ航空母艦ノ完成ニ依リ、吾人ハ今ヤ必要トアラバ印度洋、太平洋ニ於テモ行動シ得ルニ足ル強力ナル戰艦竝ニ補助艦ノ準備ヲ整ヘタリトノ自信ヲ抱クニ至レルコトヲ聲明シ得ル次第ナリ。……米合衆國ガ久シク極東ニ權益ヲ有シ來レルハ周知ノ事實ナルガ、彼等ハ太平洋ノ平和維持ノ方式發見ノ爲全力ヲ盡シ居レリ。右努力ガ成功スルヤ否ヤハ判ラザルモ、余ハ此ノ機會ニ、余ノ義務トシテ、次ノ事ヲ言明セザルベカラズ。即

チ、萬一彼等ノ努力ガ失敗ニ歸シ米國ガ對日戰爭ニ捲キ込まルナラバ、英國ハ一時間以内ニ續イテ對日官戰ヲ布告スベシト。

出來得ル限り冷靜ニ、斯クテ展開スベキ暗澹タル大局面ヲ想見スルナラバ、日本國民ガ全く不必要ニ世界戰爭ノ渦中ニ飛び込ムコトハ危険極マル冒險ト言ハザルベカラズ。右ノ場合太平洋ニ於テ全人類ノ約四分ノ三ヲ擁スル諸國家ト對立スルニ至ルベシ。

若シ鋼鐵ガ近代戰ニ於ケル基礎ナリトセバ、年産七百萬噸前後ニ過ギヌ日本ノ如キ國家ニトリテ、年産約九千萬噸ニモ達セル米國ニ對シイハレナキ鬪争ヲ挑發スルハ、寧口危険ナルベシ。余ハ英帝國ガ種々ナル方法ニテ爲シ得ル強力ナル寄與ニ關シ言及セザルモ、唯日本ガ其ノ最モ賢明ナル政治家ノ明言セル意圖ニ從ヒ太平洋ノ平和ノ維持セラレンコトヲ衷心希望スルモノナリ。然レドモ極東ニ於ケル英國ノ權益、竝ニ現在危険ニ瀕シ居ル共通ノ正義ヲ防衛スル爲ノアラユル準備ハ既ニ爲サレ又現ニ爲シツツアリ。

他方支那民衆ガ偉大ナル亞細亞ノ英雄蔣介石ノ指揮下ニ五ヶ年ノ長キニ亘リ、獨力以テ祖國ノ土地、自由、獨立ヲ防

衛シ來レル驚異の事實ハ感激ナクシテ見ルコトヲ得ズ。侵略竝ニ搾取ニ對スル全支那民族ニヨル尊キ抵抗ガ彼等ノ社稷ノ解放ヲ齎ラシ得ズトセバ、世界文明ニトリ最大級ノ不幸ナルベシ。以上ハ吾人ノ心底ニ藏シ居ル感情ナリト余ハ思考ス。



938

昭和16年11月14日

東郷外務大臣より  
在英國上村臨時代理大使宛(電報)

対英資金凍結に関するわが方措置方針につき  
通報

本省 11月14日後5時40分發

第三七八號

貴電第七一四號ニ關シ

一、凍結令ノ適用ニ付日英間ニ御來示ノ通りノ差異アル處我方ノ取扱振ハ英帝國全體ト睨合ス必要アリ現ニ濠洲ニ於テハ本邦人ノ預金引出ヲ週九磅ニ限定シ居ル等英帝國內ノ取扱振ハ一樣ナラス中ニハ我方ヨリモ嚴重ナル取扱ヲナシ居ル例アルヲ以テ英本國人ノミヲ別個ニシ日英ノ凍結令ノ適用ヲ同一ナラシムル事ハ法制上及實際取扱上

種々ノ困難アリ依テ我方トシテハ英帝國各地ノ取扱振ヲ見合セツツ一應取扱上ノ標準ヲ定ムルト共ニ他方在本邦英國人カ生活上不便ヲ蒙ラサル様個々ノ「ケース」ニ付適當措置シ居ル次第ナリ

二、預金引出限度ニ付テハ先般在京英國大使館參事官ヨリ通商局長ニ對シ千七百圓對百磅トシタキ旨申出アリ大藏省ト協議ノ結果千圓(外ニ從來ヨリノ自由限度五百圓但シ指名國銀行ニ非ル銀行ニ限ル)トシタル次第ニシテ從ツテ英側カ百磅トスルモ止ムヲ得スト思考ス尤モ我方ノ凍結令ノ適用ハ英米及蘭ノ適用振リニ相應シ加減スル建前ナルコトニハ變リナク英側カ本邦人ニ對シ寛大ニ措置スル限り形式上ハ兎毛角實際上寛大ニ措置スル方針ナリ

939

昭和16年11月18日  
在バタビア石沢総領事より  
東郷外務大臣宛(電報)

東条首相および東郷外相の施政演説に反発し  
太平洋の危機を高調した蘭印紙論調報告

バタビア 11月18日後發  
本省 11月19日前着

第一二三三號

首相外相ノ施政演説ニ關シ編註

十八日蘭字紙ハ右演説ノ内容ヲ反駁スルト共ニ太平洋ノ危機ヲ豫想シ國民ノ覺悟ヲ慫慂セリ各紙論調左ノ如シ

一、爪哇「ボーデ」

日本ハ樞軸國ヲ支持スル一方大東亞共榮圈ノ確立ヲ計リ英米トノ戰爭ハ寧ろ避ケタキモ右理念ヨリハ一步モ退カサルモノナルヲ明カトセリ然ル處米國ノ極東ヨリノ後退ハ全然考ヘラレスク兩者間ノ主張ニ多大ノ懸隔生シ居ル今日來栖ノ努力カ何等好結果ヲ齎スヘシトハ全ク期待シ得サルヘク茲ニ戰爭カ平和カノ決定ハ日本ノ手ニ移リタリ今ヤ英國ノ決意固ク濠洲「ニュージールランド」亦之ヲ支持セリ和蘭ハ極東ニ於テ英國ト何等相互援助條約ヲ有セサルモ戰禍一度相互ノ領域ニ及フトセハ何レモ之ヲ默視シ得サルハ勿論ナリ

二、「バタヴィア、ニューブラット」

今次演説ハ太平洋緊張ノ度ヲ益々強メ時局最モ重大化セルヲ示唆セリ今ヤ米國ノ態度毅然トシ居リ英國亦其ノ決意ヲ固メタリ各ABCDEF戰線頗ル強化セル今日之二對ス

ル日本ノ猪突猛進セサルモノト思考スルハ當ラス吾人ハ  
總ユル事態ノ發生ヲ考慮準備ヲ完了スヘキナリ

編 注 東条首相演説は『日本外交文書 日中戦争』第一冊第

395文書、東郷外相演説は本書第25文書。

~~~~~

940

昭和16年12月3日

在広東高津総領事より
東郷外務大臣宛(電報)

日本軍の南方進撃路がフィリピンを含まない

場合は米國參戰を遷延させるため米國權益処

理も延期するよう軍側を説得方意見申

広 東 12月3日後発
本 省 12月3日夜着

第五一七號(館長符號抜)

東亞局長へ

往電第五一六號ニ關シ

所謂敵性權益處理ニ當リ假ニ我方進撃路カ差當リ英國植民
地又ハ之ト關係深キ第三國ニシテ米國領ニ及ハサル場合ト
雖英米一括之ヲ行フヘキヤヲ訊ネタル處軍側ニ於テハ如何

ナル場合ト雖一括シテ之ヲ行フヘキ旨ヲ以テ答ヘタリ蓋シ
本官ノ卑見ニ依レハ我方ノ進撃カ先ツ「タイ」、緬甸或ハ
馬來ヲ目指シ比律賓ハ後廻シナルカ如キ場合ニハ米ハ從
來種々ノ宣傳ハアルモ直ニ參戰スルコトハ國內事情ヨリ見
テ簡單ニハ行カサルヘク精々物資援助或ハ更ニ外交關係斷
絶ノ範圍ヲ出テサルヘシ然ルニ我方ニ於テ英ト衝突ト同時
ニ英ノミナラス米ノ權益處理ニ直ニ手ヲ染ムルニ於テハ否
應無シニ米ヲ參戰ニ驅立テスクテハ作戰遂行上多大ノ不利
益アリ

誠ニ比律賓攻略ヲ同時ニ行ハサル場合ハ假令一月ニテモ二
月ニテモ米ノ參戰ヲ遷延セシムルヲ得策トスヘク右ハ獨逸
カ米ト既ニ砲火ヲ交ヘ乍ラ百方手ヲ盡シテ開戦ヲ避ケンコ
トニ焦慮スルヲ見レハ思半ハニ過クル所ナリ今トナリテハ
六莖十菊ノ恨アルモ中央ニ於テ軍側ニ御折衝ノ上比律賓攻
略後廻シトナル場合ニハ米ヨリ進ンテ參戰セサル以上米ノ
權益處理モ夫レ迄延期スル様御説得方切望ニ堪エス甚々出
過キタル申狀ニテ恐縮ナルモ現地ニ於ケル實感上卑見稟申
ス

~~~~~